

HYUGA 2025-2032

第3次日向市総合計画

人と自然が響き合い、
にぎわいあふれる共創のまち日向



ごあいさつ

我が国は、人口減少・少子高齢化、さらに若い世代の東京一極集中が進む中で、あらゆる産業において労働力不足が顕在化しており、この状況は地方の経済成長にも影響を及ぼすことが懸念されております。

こうした中で、地方には地域の付加価値を高める産業や事業の創出など、地域の特性を生かした持続的な成長に向けた取組が求められております。



本市は、温暖な気候と豊かな森林資源を有する美しい山々、黒潮踊る日豊海岸国定公園の海岸線、美々津の伝統的な町並みなど、雄大な自然と歴史が融合する、全国に誇れる自慢のまちであります。また、重要港湾「細島港」を擁し、宮崎県における産業開発の拠点として重要な役割を担い、港湾工業都市として発展を続けてまいりました。

こうした特性を生かし「人と自然が響き合い、にぎわいあふれる共創のまち日向」を本市の目指す将来像に定め、その実現に向けて市民の皆さんと市が互いに尊重しながら、それぞれの役割に応じて主体的にまちづくりを進めていくための「市民共有」の指針として「第3次日向市総合計画」を策定いたしました。

この計画では、持続可能で活力ある地域を維持していくため、重点戦略の地域ビジョンに「こどもが 故郷 ^{ふるさと}に誇りを持てるまち、未来に希望をつなぐまち 日向」を掲げ、本市の将来を担う「こども」に焦点を当て、あらゆる場面で若者や女性が活躍できる環境の充実に取り組むことを目指しています。

今後は、市民の皆さんをはじめ、国、県、近隣自治体や関係団体、事業者の皆さんと連携を深めながら、計画の着実な推進を図り、共創のまちづくりを進めてまいりますのでご理解、ご協力ををお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました市議会や総合計画審議会委員、市民ワークショップにご参加いただいた皆さん、そして貴重なご意見やご提言をいただきました市民や関係者の皆さんに、心より感謝申し上げます。

令和7（2025）年1月

日向市長 西村 賢

目 次

第1部 計画策定にあたって

第1章 はじめに	2
1 総合計画とは	2
2 計画の特色	2
3 計画の構成と期間	3
第2章 時代の潮流	4
1 人口減少と少子高齢化の進行	4
2 安全・安心に対する意識の高まり	4
3 持続可能な社会の構築	4
4 デジタル化の進展	5
5 グローバル化の進展	5
6 ライフスタイルや価値観の多様化	5
7 厳しさを増す地方財政	6
8 経済情勢の変化	6
第3章 私たちのまち日向市	7
1 本市の特性	7
2 人口	9
3 財政状況	13
4 他都市との比較	16
第4章 まちづくりの重点課題	17
1 未来につながる人を育てる	17
2 若者が魅力を感じる仕事があるまちをつくる	17
3 地域資源を生かして新しい人の流れをつくる	17
4 安全で安心して暮らせる快適なまちをつくる	17

第2部 基本構想

第1章 将来像とまちづくりで大切にしたい考え方	20
1 将来像	20
2 まちづくりで大切にしたい考え方	20
第2章 まちづくりの基本目標	21
1 まちづくりの基本目標	21
2 分野別の基本目標と目指す将来の姿	21
第3章 基本構想の推進に向けて	24
1 基本的な考え方	24
2 持続可能な開発目標（S D G s）の推進	25

第3部 基本計画

第1章 施策の体系図	28
第2章 重点戦略	30
1 重点戦略の位置付けと目的	30
2 重点戦略の構成	30
基本戦略と主要施策の見方	34
3 基本戦略と主要施策	36
基本戦略1 安心してこどもを産み育てられるまちをつくる	36
基本戦略2 安定した雇用と稼ぐ地域をつくる	39
基本戦略3 地域資源を生かして新しい人の流れをつくる	42
基本戦略4 安全・安心で利便性の高いまちをつくる	45
横断的な目標	48
基本計画の見方	50
第3章 基本目標別の施策	53
基本目標I 子育て・教育	
施策1-1 子育て環境づくりの推進	54
施策1-2 学校教育の推進	56
施策1-3 教育環境の充実	58
施策1-4 生涯学習・青少年健全育成の推進	60
施策1-5 文化芸術の振興	62
基本目標II 健康・福祉	
施策2-1 健康づくりの推進と社会保障制度の安定運営	66
施策2-2 地域共生社会の実現	68
施策2-3 高齢者福祉の充実	70
施策2-4 障がい福祉の充実	72
基本目標III 産業・交流	
施策3-1 商工業の振興と雇用の促進	76
施策3-2 新たな産業の振興	78
施策3-3 観光・交流の推進	80
施策3-4 スポーツの推進	82
施策3-5 農林水産業の振興	84
施策3-6 中山間地域の活性化と移住定住の促進	86
基本目標IV 生活環境	
施策4-1 防災・減災対策の充実	90
施策4-2 消防体制の充実	92
施策4-3 生活安全対策の推進	94
施策4-4 循環型社会の構築	96
施策4-5 安全で良質な水の安定供給と生活排水の適正処理	98

基本目標V 社会基盤

施策5－1 計画的な土地利用の推進と都市空間の形成	102
施策5－2 社会基盤施設の整備と維持管理	104
施策5－3 港湾機能の充実と活用	106
施策5－4 景観形成と緑化の推進	108

基本目標VI 人権・市民協働

施策6－1 人権・平和の尊重	112
施策6－2 男女共同参画の推進	114
施策6－3 協働のまちづくりの推進	116
施策6－4 多文化共生と国際交流の推進	118

資料編

市民ニーズの動向	122
1. 市民アンケート調査結果	122
2. 高校生アンケート調査結果	126
3. 市民ワークショップの状況	128
日向市総合計画策定条例	138
策定体制	139
第3次日向市総合計画の策定経過	140
日向市総合計画審議会条例	141
日向市総合計画審議会諮問	142
日向市総合計画審議会答申	143
日向市総合計画審議会委員名簿	144
日向市総合計画策定委員会設置規程	145
日向市総合計画策定委員会委員名簿	147

第1部

計画策定にあたって

第1部 計画策定にあたって

第1章 はじめに

1 総合計画とは

本市では、日向市総合計画策定条例に基づき、平成29（2017）年3月に「市民との協働のまちづくり」をより一層強力に推進しながら、人口減少が進んでもまちの活力を失うことなく、元気で魅力あるまちづくりに取り組むため、市の最上位に位置する「第2次日向市総合計画（以下「前計画」という。）」を策定しました。

この計画の期間が令和6（2024）年度に終了することから、「第3次日向市総合計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。本計画は、令和7（2025）年度から令和14（2032）年度までの8年間を見据えた「基本構想」と令和7（2025）年度から令和10（2028）年度までの4年間を計画期間とする「前期基本計画」から構成されています。

本計画は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るために策定するものであり、本市が目指す将来像の実現に向け、市民の皆さんと市が互いに尊重しながら、それぞれの役割に応じて主体的にまちづくりを進めていくための「市民共有」の指針となるものです。

また、「前期基本計画」は、時代の潮流の変化や市民意識の変化などに対応するため、今後の4年間に取り組む具体的な施策の方向性、目標値、重点戦略等を示した計画として位置付けます。

2 計画の特色

総合計画は、まちづくりを進めていくための指針となる計画です。本計画を基に、市民や団体、事業者、行政が連携して持続可能なまちづくりを進めていくため、以下の5つを重視して策定しました。

（1）前計画の成果の検証に基づく計画

これまでに本市が取り組んできた施策の振り返りを基に、本計画で取り組むべき施策を幅広い分野にわたって検討していくため、前計画に基づいて進めてきた、まちづくりの成果と課題等の検証を行いました。

（2）市民参画に基づく計画

市民や団体、事業者、行政がまちづくりの目指す方向性を共有し、その実現に向けて協働のまちづくりを推進していくため、市民・高校生アンケート、市民ワークショップ、各種会議等において、次代を担う若い世代を含む幅広い市民の声を聴きながら計画を策定しました。

（3）実効性のある計画

人口減少・少子高齢化が進行する中でも、本計画で定める施策を着実に推進していくため、本市の健全な行政運営等の指針を定める「日向市行財政改革大綱」と連動した計画を策定しました。

（4）戦略性のある計画

本市の特性や本市を取り巻く社会環境等を踏まえて、重点的に取り組むべき施策等を明確にするため、本計画は「第3期日向市総合戦略※」と連動した戦略性を持つ計画として策定しました。

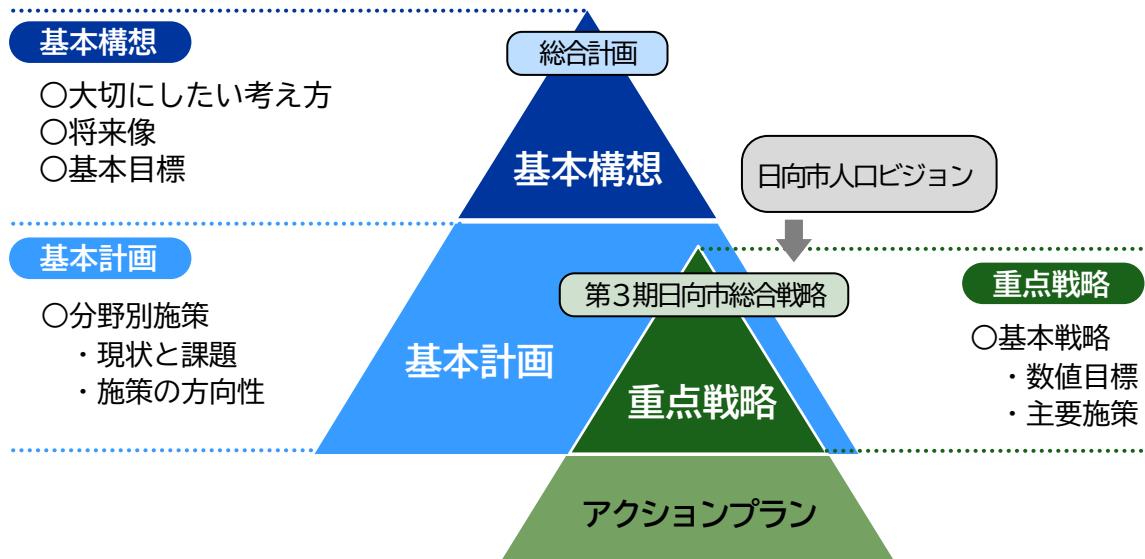
（5）わかりやすい計画

計画の内容を理解・共有しやすくするため、構成や各施策の体裁など、見やすさ、読みやすさを重視して、わかりやすい計画になるよう努めました。

※ 人口減少対策と東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住み良い環境を確保することを目的とした地方創生の考え方方に沿って策定した計画。

3 計画の構成と期間

本計画の計画期間は、令和7（2025）年度から令和14（2032）年度までの8年間とします。



	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度	令和13 (2031)年度	令和14 (2032)年度
基本構想								
基本計画								
総合戦略								

The table shows the temporal distribution of the plan components. The **基本構想** (Basic Concept) spans all eight years. The **基本計画** (Basic Plan) is divided into **前期基本計画** (Early Basic Plan) for the first four years and **後期基本計画** (Late Basic Plan) for the remaining four years. The **総合戦略** (Comprehensive Strategy) is specifically labeled for the **第3期日向市総合戦略** (Phase 3 Naka City Comprehensive Strategy) for the entire period.

第2章 時代の潮流

1 人口減少と少子高齢化の進行

- 我が国の総人口は、令和2（2020）年の国勢調査では1億2,614万人となっており、平成27（2015）年の調査時に比べ約95万人減少し、本格的な人口減少社会となっています。
- 令和5（2023）年の合計特殊出生率の全国値は、1.20で過去最低となっており、人口の維持に必要とされる2.07を大きく下回り、減少傾向にある一方で、令和7（2025）年には団塊の世代が75歳以上となることから、介護や医療ニーズが増加することが見込まれています。
- 人口減少・少子高齢化が進む中、介護や医療に係る社会保障費の増大、子育てや介護に対する市民ニーズの増大、担い手の不足による地域活力の低下など様々な課題への対応が求められます。
- 人口減少・少子高齢化の進行に加え、東京圏などの都市部で転入超過が続き、地方の人口流出はますます深刻な状況となっています。
- 平均寿命の延伸に伴い「人生100年時代」の到来も予見される中、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくためにも、高齢者が住み慣れた地域において健康で生きがいを持って暮らせる支え合いの社会の実現や、安心してこども※を産み育てられる生活環境の充実、雇用の創出を含む産業の活性化など、国と地方自治体が一体となって様々な取組を進めていく必要があります。

2 安全・安心に対する意識の高まり

- 平成23（2011）年3月の東日本大震災や平成28（2016）年4月の熊本地震、令和6（2024）年1月の能登半島地震は、これまでの想定を上回る規模の被害をもたらしました。また、毎年のように全国各地で台風や集中豪雨などによる災害が発生し、市民の防災や減災に対する意識が高まっています。
- 本市では、近い将来、南海トラフ地震による被害が想定されるため、被害を最小限に抑えるためのインフラ資産等の耐震化や避難体制の整備、市民一人ひとりの災害に対する備えの強化など、総合的な防災・減災対策を進めていくことが求められています。
- 高齢者を狙った特殊詐欺、インターネットやSNSの普及に伴うこどもが被害者となる犯罪、商品販売の契約に関するトラブルなど、身近な犯罪やトラブルに対する不安も増大しています。こうした様々な危険に対応するために、地域社会が連携し、安全で安心なまちづくりに取り組む必要があります。
- 近年のコロナ禍により、保健・医療・福祉のみならず産業活動や教育分野など様々な分野において深刻な影響を受けました。今後も未知の感染症への対応と社会機能の維持に向けた体制の構築が求められています。

3 持続可能な社会の構築

- 近年、世界各地で地球温暖化の影響と思われる大型台風や集中豪雨、干ばつ、熱波などの異常気象やそれに伴う自然災害が頻発しており、地球温暖化対策に取り組むことは世界共通の喫緊の課題となっています。我が国においても、二酸化炭素排出量の削減に向けたエネルギー効率の更なる向上や消費量の抑制、再生可能エネルギーの積極的な導入など、脱炭素・循環型社会の構築が求められています。本市は、令和5（2023）年2月24日、令和32（2050）年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言し、市民や団体、事業者、行政などが協力して二酸化炭素排出量の抑制等に取り組ん

※ 本計画では、令和4（2022）年に成立・公布された「こども基本法」の基本理念を踏まえ、固有名詞を用いる場合や法令に根拠がある語を用いる場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いている。

でいます。

- 平成 27（2015）年 9 月に国連で採択された持続可能な開発のための「2030 アジェンダ[※]」において、国際社会全体の普遍的な目標として持続可能な開発目標（S D G s[※]）が掲げされました。
- 国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改訂版）」（令和 5（2023）年 12 月 26 日閣議決定）においても、地方自治体は S D G s の理念に沿って地方創生に取り組むことが求められています。

4 デジタル化の進展

- インターネットをはじめとする情報通信技術は、飛躍的な進歩を見せ、生活の利便性や産業の生産性の向上に寄与しており、私たちの日常生活や経済活動に大きな影響を与えています。
- 国は、「デジタル田園都市国家構想」を掲げ、デジタルの実装を通して、地域の社会課題の解決と魅力の向上を図っていくことを目指しています。人口減少・少子高齢化が進行する中で地域の活力を維持していくためには、A I（人工知能）やロボット技術を農業や観光、医療・福祉、教育など、あらゆる産業、生活分野に活用し、人々に豊かさをもたらす超スマート社会（S o c i e t y 5. 0）を実現することが求められています。
- 高度情報化社会が進展する中で、情報格差やサイバー攻撃による個人情報の漏えい、インターネット上の誹謗中傷や人権侵害など様々な課題も増加しています。情報通信技術の有効活用と併せ、インターネット等を利用できる人と利用できない人の間で起こる情報格差「デジタルディバイド」に配慮しながら、安全で安心な情報化社会の実現に向けた取組が求められています。

5 グローバル化の進展

- 情報通信技術や交通・輸送手段の発展などにより、経済のグローバル化[※]は一層の進展を見せ、ヒト・モノ・カネ・情報の国境を越えた動きが活発化し、国際競争は厳しさを増すとともに、世界経済の動向が地域経済に波及するなど、経済の連動性もより強くなってきています。
- 人口減少による国内市場の縮小が見込まれる中で、工業製品に加え、農業分野における輸出の拡大や訪日外国人旅行者（インバウンド）の増加に向けて、旅行者が快適に移動し、滞在できるような環境整備や自然、農産物、食、文化、歴史等の地域資源を活用した観光コンテンツの造成などが求められています。
- 経済のグローバル化や中長期的な労働力人口の減少を背景に、在住外国人は増加傾向にあり、地域社会における外国人との交流の機会も増加しているため、国際感覚を持った人材の育成や異なる文化を尊重する教育の推進などに取り組む必要があります。

6 ライフスタイルや価値観の多様化

- 人口減少・少子高齢化の進行や女性の社会進出、グローバル化の加速など、社会環境が大きく変化している中で、経済活動を支える労働力不足が深刻な状況となっています。そのため、これまでの働き方を見直し、多様な人材の能力を活用し、地域の活力を持続させていくことが大きな課題となっています。
- 目まぐるしい社会変化や多様化・高度化する市民ニーズに対応していくためには、女性、高齢者、障がいのある人、外国人及び性的少数者などの多様な人々が活躍できる環境の整備が求められています。

※ 2030 アジェンダ：2000 年の国連ミレニアム・サミットで策定されたミレニアム開発目標（M D G s）が 2015 年で終了することを受け、国連が向こう 15 年間（2030 年まで）の新たな持続可能な開発の指針を策定したもの。

※ S D G s：国連の持続可能な開発のための国際目標であり、17 のグローバル目標と 169 のターゲット（達成基準）からなるもの。

※ グローバル化：政治経済、文化など、様々な側面において従来の国家や地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

- 新型コロナウイルス感染症の世界的流行をきっかけに、テレワークなどの新しい生活様式が普及したことに加え、都市部に人口が集中するリスクへの警戒感から、地方移住への関心が高まっています。こうした動向を機に、地方への移住を促進し、地域の活性化につなげていくことが期待されています。

7 厳しさを増す地方財政

- 我が国の財政状況は、高齢化の進行に伴って社会保障費が増加傾向となっています。また、公共施設の老朽化と更新費用の増大が全国的な課題となっています。
- 地方自治体は、国からの財政支援に頼るだけでなく、地域の魅力向上や情報発信により、交流人口や関係人口、移住定住の増加を図るとともに、ふるさと納税の活用など様々な手段による財源確保に取り組んでいくことが求められています。
- スリムで効率的な行政経営を実現するためには、限られた財源を有効に活用し、選択と集中による効果的な施策の推進や事務の効率化・簡素化などに努める必要があります。

8 経済情勢の変化

- 令和4（2022）年のロシアによるウクライナ侵略に伴うエネルギーと様々な原材料価格の高騰及び円安等の影響を受けて、国内で物価高が進むなど、グローバルな動きは日常生活へも影響を及ぼしています。
- 中小企業においては、労務費や原材料価格などコストの上昇分を価格転嫁できない企業も多く、物価高に伴う企業倒産が発生するなど、地方においても中小企業の収益性の悪化が想定されます。

第3章 私たちのまち日向市

1 本市の特性

(1) 位置及び地勢



本市は、宮崎県の北東部の東経131度37分、北緯32度25分に位置しています。北は門川町、西は美郷町、南は都農町及び木城町に接しており、尾鈴山系を南に、日向灘を東に望み、市西部の東郷地区から美々津・幸脇地区を耳川が貫流しています。

また、本市は、日向・東臼杵圏域の交通の要である国道10号と国道327号との結節点であり、九州山地に連なる美しい山々によって育まれた山の文化（森林文化）と日向灘の恵みを受けた海の文化（黒潮文化）が交わる交流拠点でもあります。

市域面積は336.89km²、人口は56,703人（令和7（2025）年1月1日の現住人口）であり、県内では4番目の人口規模となっています。

(2) 沿革

明治22（1889）年の町村制の施行により、日知屋、富高、塩見、財光寺が合併して富高村となり、細島は単独で細島町に、また、幸脇と平岩が合併して岩脇村となりました。

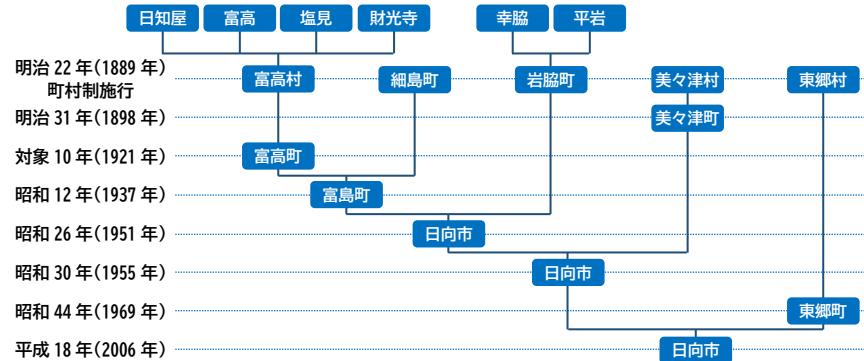
明治31（1898）年に美々津村が美々津町となり、大正10（1921）年には、富高村が富高町に、昭和12（1937）年には富高町と細島町が合併し、富島町となりました。

そして、昭和26（1951）年4月1日に富島町と岩脇村が合併し、県内では6番目の市として日向市が誕生しました。

その後、昭和30（1955）年1月

1日に美々津町、平成18（2006）

年2月25日には東郷町と合併し、現在の日向市となりました。



(3) 日向市の魅力・特徴等

① 温暖な気候と豊かな自然

- 本市は、年間平均気温が約17度と温暖であり、年間日照時間も2,000時間を超えるなど、全国でも有数の晴天に恵まれた地域です。
- 本市は、日豊海岸国定公園の南端に位置しており、国の天然記念物に指定された馬ヶ背をはじめとする日向岬の柱状節理や全国有数のサーフスポットである白砂青松の「お倉ヶ浜」など、海岸線が織りなす景観は自然の造り出した芸術ともいえます。
- 本市の山間部には、冠岳から尾鈴山系にかけて壮大な山々が連なり、耳川水系、小丸川水系の清らかな河川が流れおり、山桜やつつじなど季節ごとに彩りを変え、訪れる人を楽しませています。

②国民的歌人「若山牧水」などの文化・歴史資源

- 東郷地区は、国民的歌人「若山牧水」生誕の地であり、耳川支流の坪谷川周辺には「若山牧水生家」が残り、「若山牧水記念文学館」「牧水公園交流施設」が整備されています。また、「牧水・短歌甲子園」「青の国若山牧水短歌大会」など、こどもから高齢者までが親しめる短歌を通したイベントを開催しています。
- 美々津立縫地区は、廻船問屋などで栄えた古い歴史を持つ港町であり、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。趣のある個性的な町並みが保存されており、神武天皇のお舟出伝説の地としても知られています。
- 細島地区は、古くから東九州の海上交通の要衝として栄えた港町であり、国指定文化財「名勝 妙国寺庭園」のほか、大正時代に建築された市指定文化財である「旧高鍋屋旅館」（現在の「日向市細島みなど資料館」）や「関本勘兵衛家住宅」があります。
- 平岩地区には、江戸時代の修行僧である木喰行道上人の手による「勝軍地蔵尊坐像」や「利剣六字名号」が大切に伝えられており、火除け地蔵として信仰されています。

③豊かな食と暮らしを支える農林水産業

- 本市は、全国でも有数の林業地帯である耳川流域の玄関口に位置し、流域の豊富な森林資源や充実した生産基盤を背景に原木市場や製材工場、集成材工場が集積する木材加工流通の拠点となっています。
- 耳川流域の豊かな森林資源の恵みを受け、あゆ、うなぎ、岩ガキといった水産資源にも恵まれています。
- 本市は、国内でも有数のブロイラー飼養地域となっています。また、「みやざきブランド」として全国でも人気のある「完熟マンゴー」や特産の「ヘベス」の生産及び販売力強化に取り組んでおり、近年は需要が増加しています。

④重要港湾「細島港」を擁する港湾工業都市

- 本市は、重要港湾「細島港」を擁し、宮崎県における産業開発の拠点として重要な役割を担っています。
- 近年は、沖防波堤や国際物流ターミナルなどのインフラ整備が進み、東九州自動車道「北九州～宮崎間」の全線開通や熊本方面への交通アクセス向上が期待される九州中央自動車道の整備が進められるなど、本市を取り巻く環境は大きく変化しており、「九州の扇の要」としてますます期待されています。

⑤日向市駅を中心とした機能的でコンパクトな中心市街地

- 日向市駅を核とする中心市街地は、日向・東臼杵圏域の玄関口として古くから生活文化の交流拠点としての役割を果たしてきました。
- 本市は、日向市駅を中心とする半径3kmの範囲に市街化区域のほとんどが含まれる機能的でコンパクトな町並みが形成されており、駅前交流広場を活用した催しなど、にぎわいが創出されています。
- 日向市駅は、耳川流域の杉材をふんだんに使った独特の建築様式が世界で高い評価を受け、鉄道に関する国際的なデザインコンテストであるブルネル賞の最優秀賞を平成20（2008）年に受賞しました。

2 人口

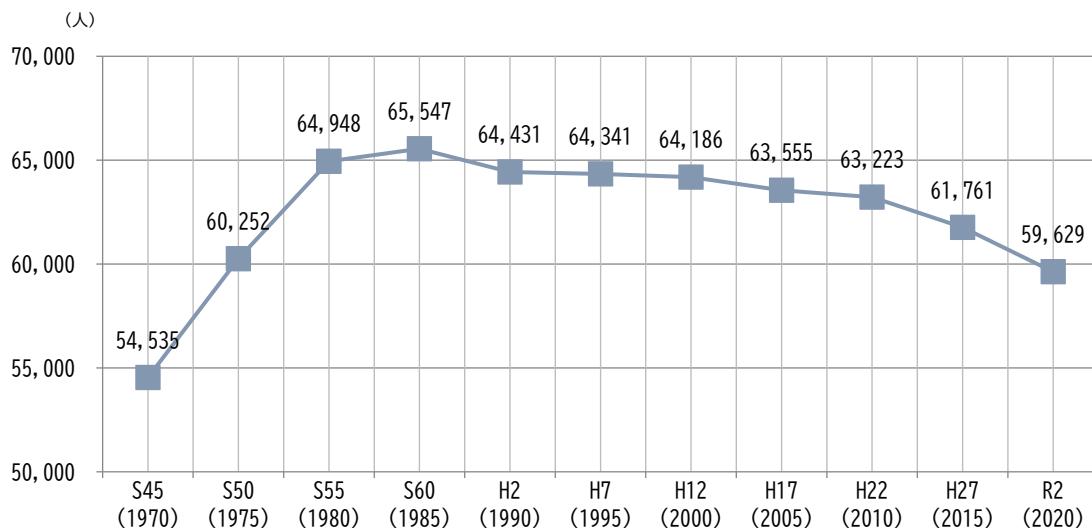
(1) 人口の動向

図表 1-1 は、本市の総人口と、人口増減の要因となる自然動態人口（出生数、死亡数）及び社会動態人口（転入数、転出数）の増減の推移をグラフにしたものです。

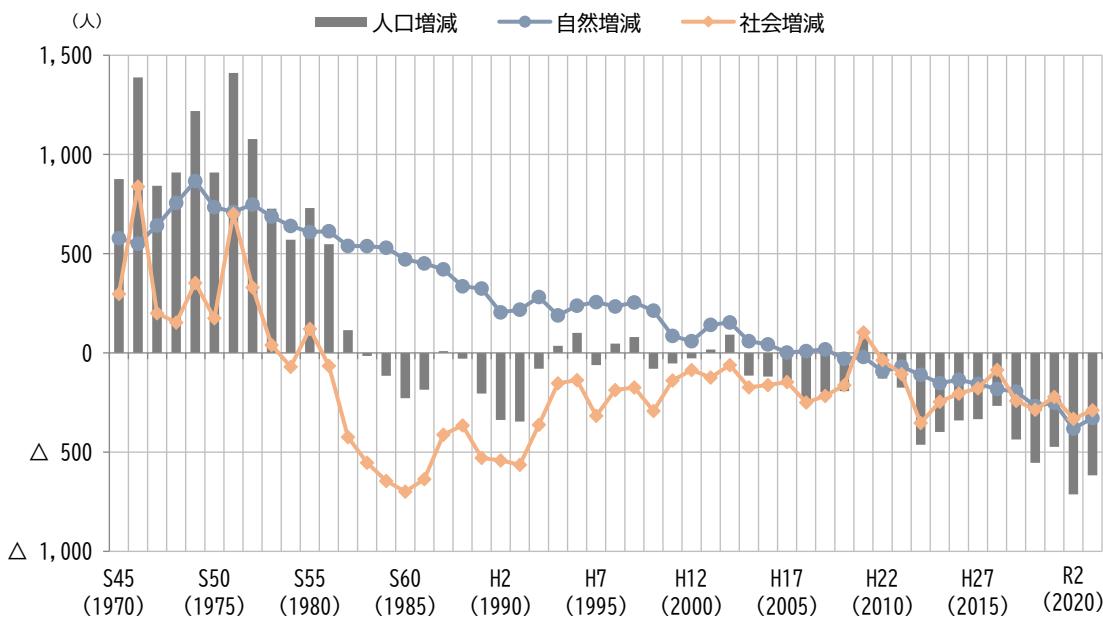
本市の総人口は、昭和 50（1975）年代前半までは、転入数が転出数を上回る社会増加と、出生数が死亡数を上回る自然増加が相まって急増していますが、その後は、転出数が転入数を上回る社会減少に転じ、それを自然増加が補う形で緩やかな減少傾向が続いてきました。

しかし、平成 17（2005）年以降、出生数と死亡数がほぼ同数となり、平成 22（2010）年からは死亡数が出生数を上回る自然減少に転じており、今後は、少子化及び団塊の世代の高齢化により自然減少が進行して、人口は急激に減少していくことが予想されます。

図表 1-1 総人口の推移



自然・社会人口増減の推移

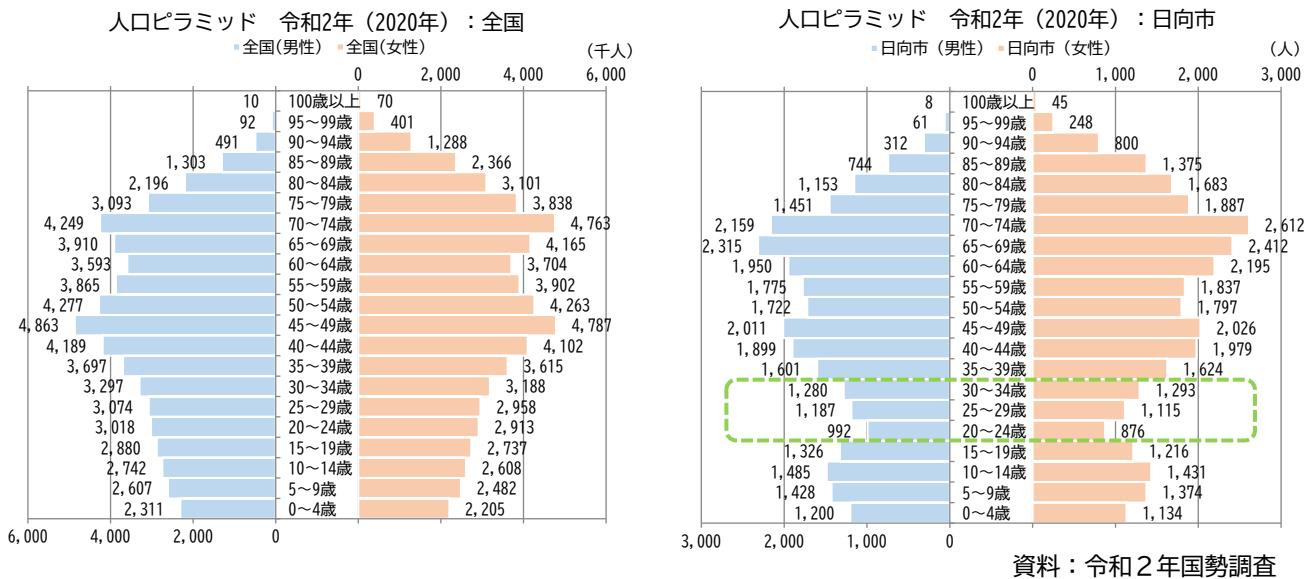


資料：国勢調査

図表1-2は、本市と全国の人口ピラミッドです。

全国平均と比較して、本市に大きな歪（ひずみ）が見られるのは、20～24歳から30～34歳までの世代で、著しく少ない状況となっています。本市には、大学などの高等教育機関がなく、若者の希望する就職先が少ないため、高校卒業後、進学や就職により市外に転出し、そのまま居住する傾向が高いのではないかと推察されます。

図表1-2 人口ピラミッド比較

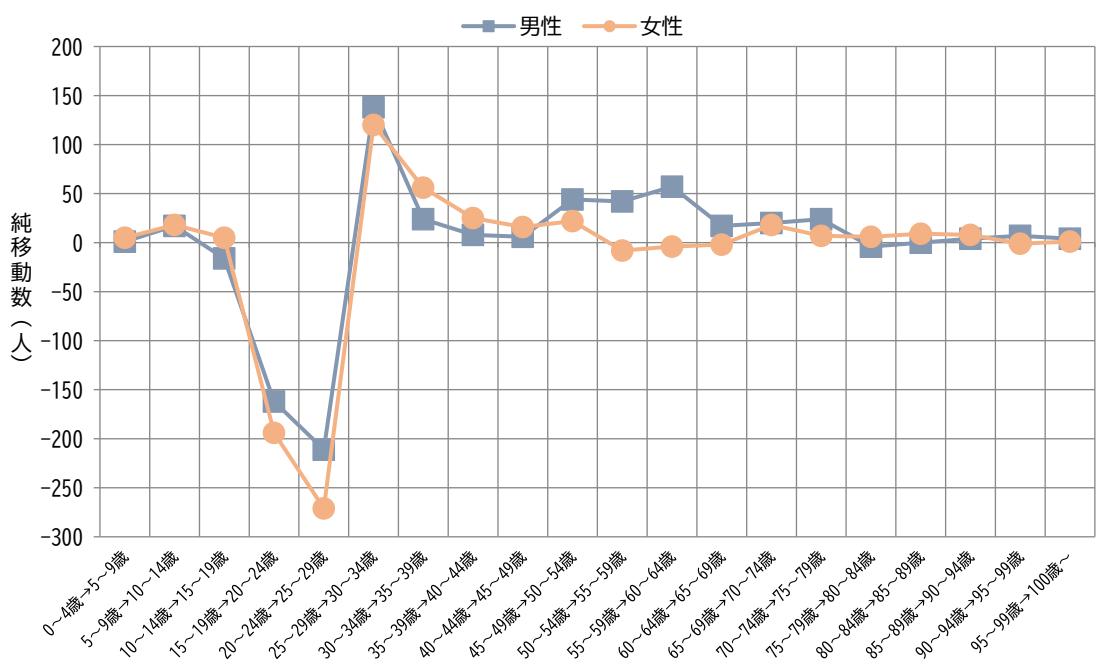


資料：令和2年国勢調査

図表1-3は、男女別・年齢階級別の人口移動の状況です。

男女ともに、15～19歳から25～29歳の転出が多くなっており、30～34歳にかけて転入が増加している状況です。男女別では、女性の方が多く転出している状況となっています。

図表1-3 男女別・年齢階級別の人口移動の状況（2015年→2020年の移動数）



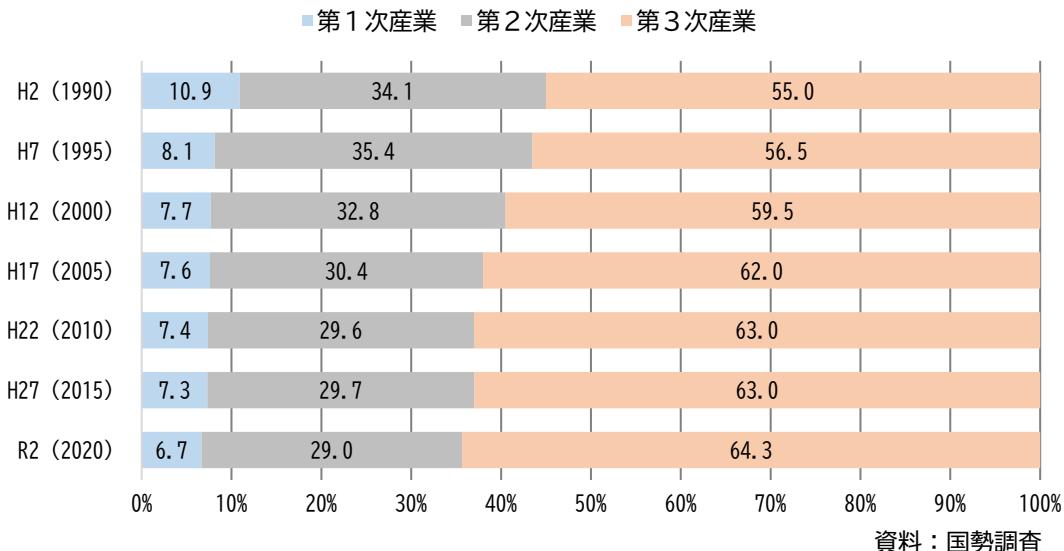
資料：令和2年国勢調査

(2) 産業と人口

図表1-4は、本市の産業別の就業状況の推移を表したものです。

本市の産業別の就業状況は、第3次産業が60%以上を占めている状況です。

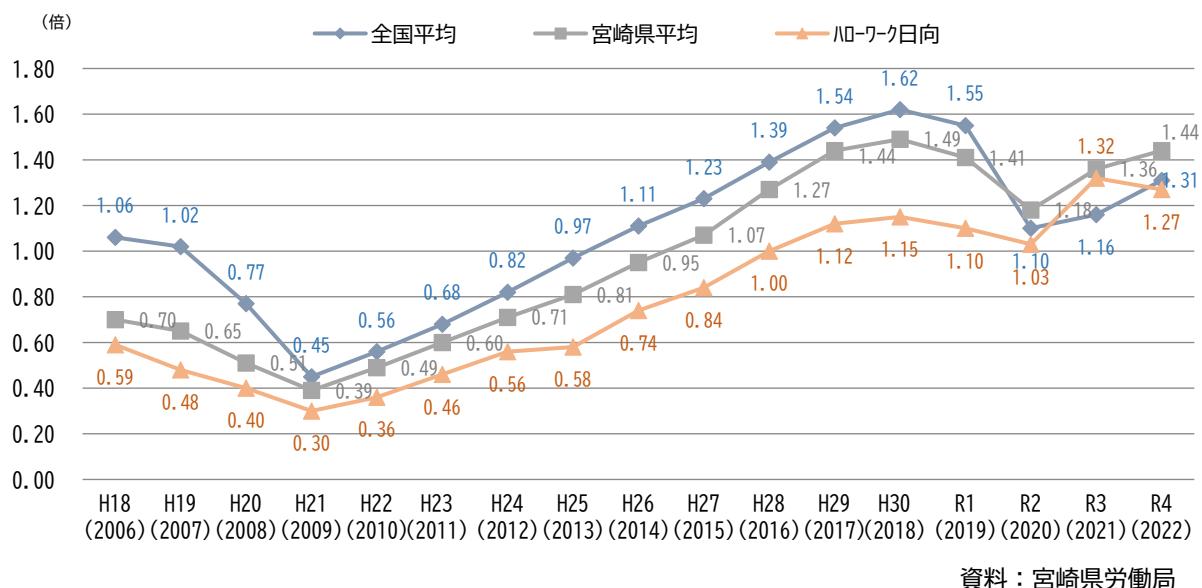
図表1-4 産業別の就業状況の推移



図表1-5は、ハローワーク日向管内の有効求人倍率の推移を表したものです。

有効求人倍率は、全国平均・宮崎県平均よりも低く、同じような形で推移しています。平成21(2009)年以降、ゆるやかな景気の回復に伴い上昇を続けており、平成28(2016)年10月から令和元(2019)年度までは1.0を超えて高い値を維持していましたが、令和2(2020)年はコロナ禍により落ち込んだ後、再び上昇傾向にあります。

図表1-5 有効求人倍率の推移

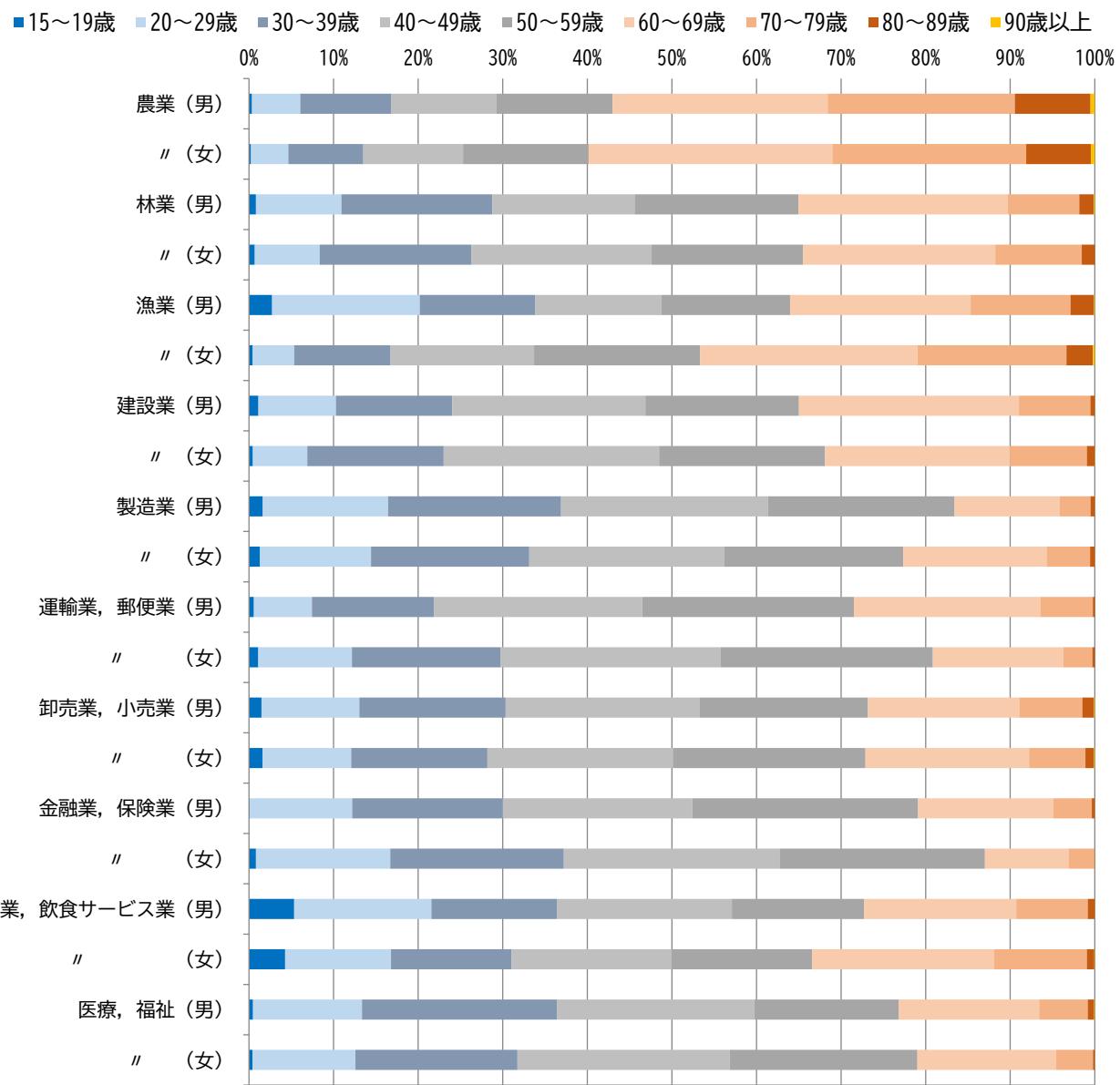


図表1-6は、令和2（2020）年の男女別、年齢階級別の産業人口の割合を表したものです。

「農業」「林業」「漁業」などの一次産業分野では、従事者の高齢化が顕著となっており、特に農業については、男女とも従事者の70%以上が50歳以上という状況になっています。

さらに、「建設業」の従事者や「運輸業・郵便業」の男性の従事者も50%以上が50歳以上という状況になっています。

図表1-6 男女別・年齢階級別産業人口の割合



資料：令和2年国勢調査

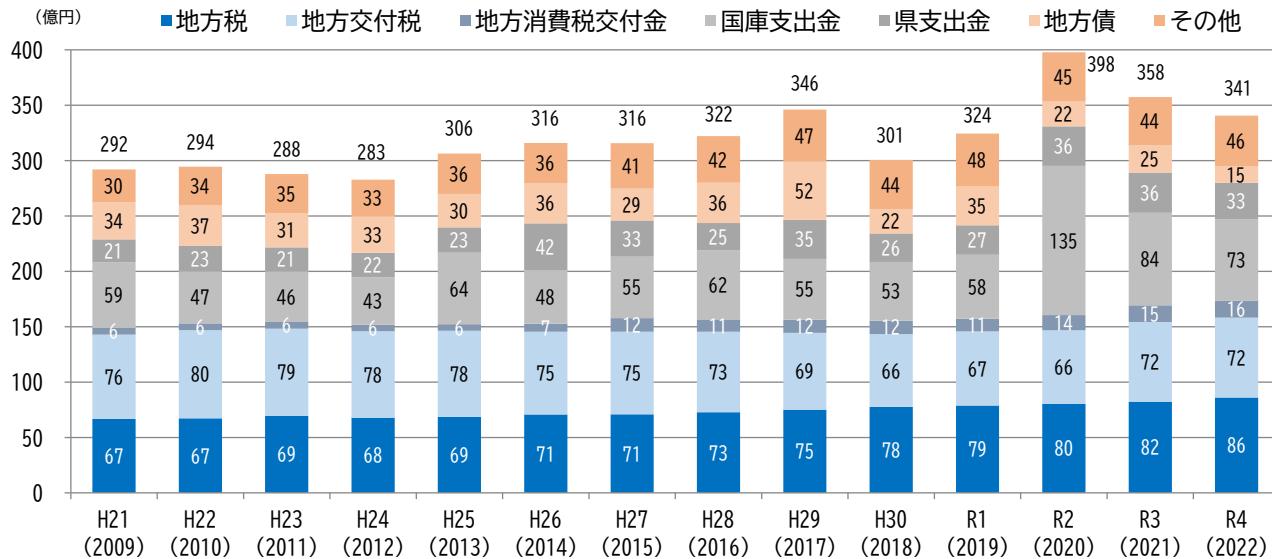
3 財政状況

図表1-7は、普通会計歳入決算額の推移を表したものです。

地方交付税は、企業誘致等の影響により地方税が上昇傾向となり、それに連動する形で減少傾向にあります
が、令和3（2021）年度と令和4（2022）年度は、国の経済対策に伴い、一時的に増加しています。

令和2（2020）年度以降は、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金等の影響により、国庫支出金が大きくなっています。

図表1-7 普通会計歳入決算額の推移



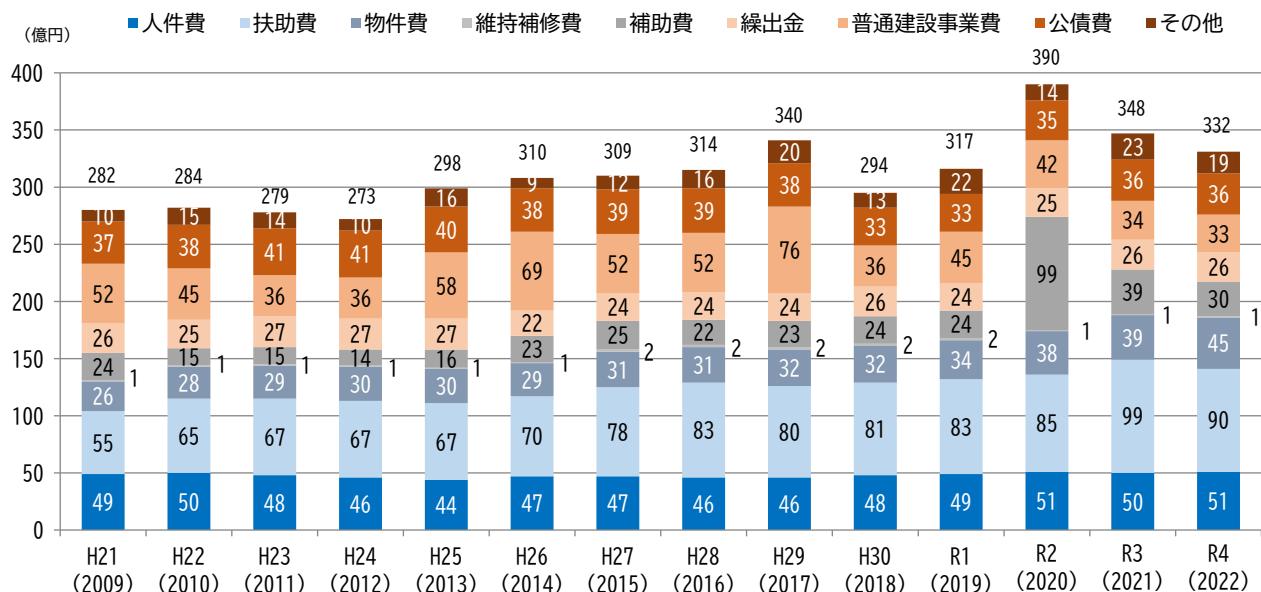
※地方税をはじめとする各歳入の項目は四捨五入しており、合計は必ずしも普通会計歳入決算額全体の金額と一致しないことがあります。

資料：地方財政状況調査

図表1-8は、普通会計歳出決算額の推移を表したものです。

扶助費は、施設型給付費や障がい福祉サービスなどの伸びにより、増加傾向にあります。普通建設事業費は、新庁舎建設事業の本体工事が完了した平成29（2017）年度を除いて、平成26（2014）年度以降は減少傾向にあります。

図表1-8 普通会計歳出決算額の推移



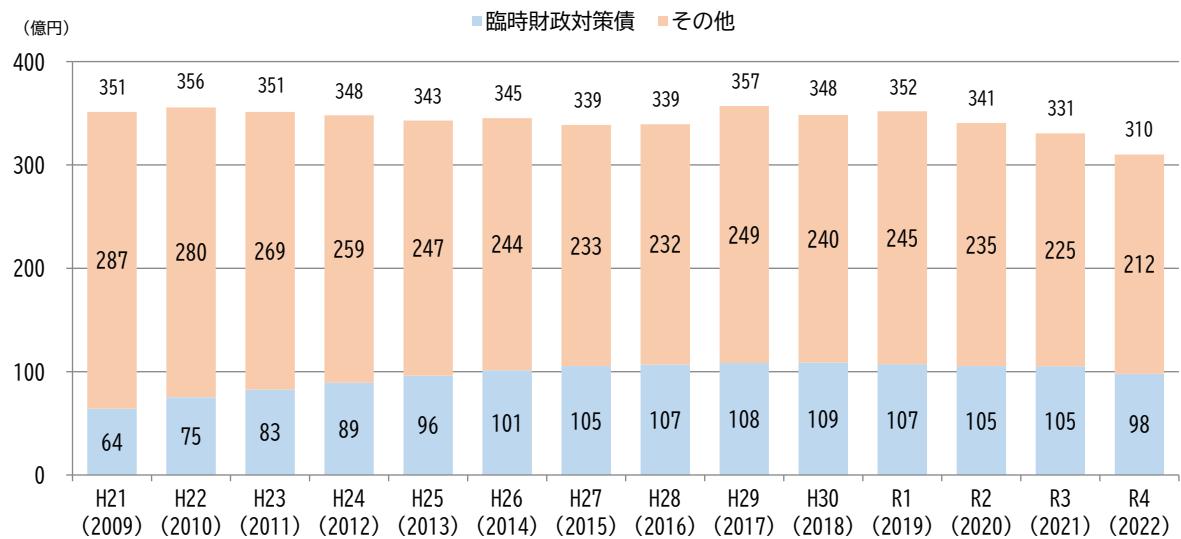
※人件費をはじめとする各歳出の項目は四捨五入しており、合計は必ずしも普通会計歳出決算額全体の金額と一致しないことがあります。

資料：地方財政状況調査

図表 1-9 は、市債残高の推移を表したものです。

市債残高については、新規の借り入れを毎年度の元金償還以内とする取組の継続により減少しています。

図表 1-9 市債残高の推移



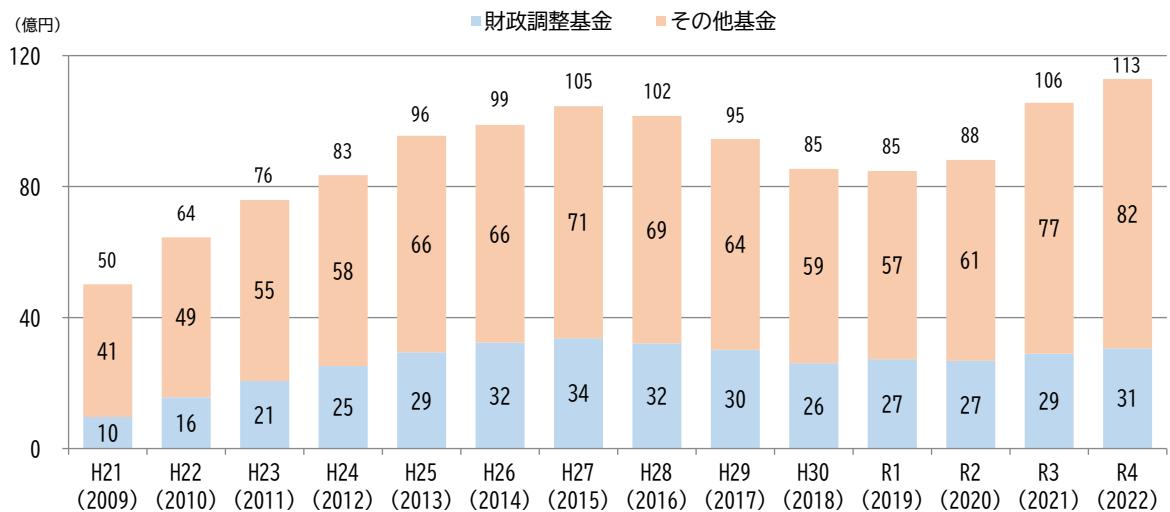
※臨時財政対策債、その他はそれぞれ四捨五入しており、合計は必ずしも市債残高全体の金額と一致しないことがあります。

資料：地方財政状況調査

図表 1-10 は、基金残高の推移を表したものです。

平成 27（2015）年度以降は、合併特例期間の終了に伴う普通交付税の段階的減額や新庁舎建設事業の影響などにより減少していましたが、令和元（2019）年度以降は、普通交付税の追加交付のほか、今後の公共施設の老朽化対策に備えた積立てなどにより増加しています。

図表 1-10 基金残高の推移



※財政調整基金、その他基金はそれぞれ四捨五入しており、合計は必ずしも基金残高全体の金額と一致しないことがあります。

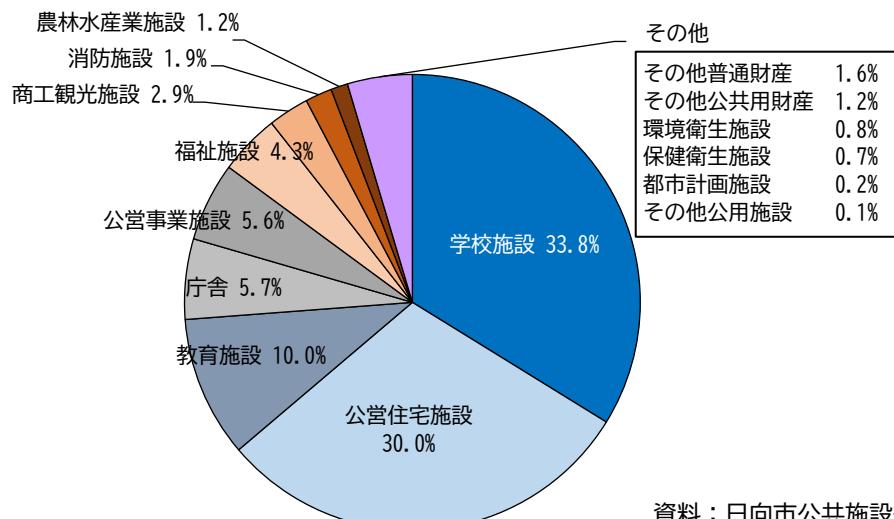
資料：地方財政状況調査

図表1-11は、公共施設（建物系施設）の用途別の保有状況を表したものです。

本市が保有している公共施設（建物系施設）は、342施設あり、総床面積は約30万m²です。

延床面積の用途別の内訳では、小学校・中学校などの学校施設や公民館などの教育施設、公営住宅で全体の約74%を占めています。

図表1-11 公共施設（建物系施設）の用途別の保有状況

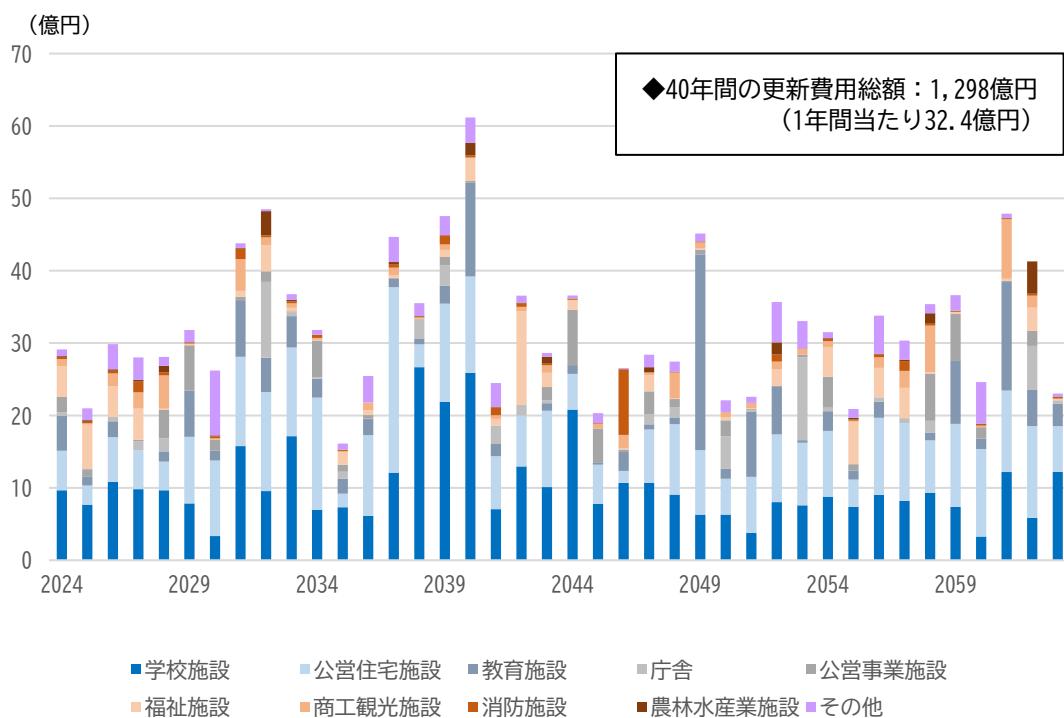


資料：日向市公共施設等総合管理計画

図表1-12は、公共施設（建物系施設）の更新費用の推計を表したものです。

本市が保有している公共施設（建物系施設）の全てを現在の規模で将来にわたって維持することを前提とした場合、今後40年間の改修・更新費用は1,298億円（1年間当たり32.4億円）と推計しています。

図表1-12 公共施設（建物系施設）の更新費用の推計



資料：日向市公共施設等総合管理計画

図表1-13は、本市と類似する93都市（人口5万～10万人で第1次産業就業者率10%未満、第3次産業就業者率65%未満の都市）を比較したものであり、類似都市の平均値を“1”とした場合の本市の指標を表しています。

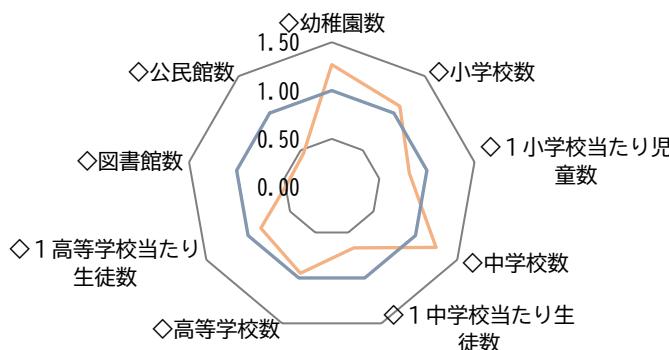
「教育文化の分野」では、他都市と比べて幼稚園や小中高等学校数は平均値よりも多いものの、1校当たりの児童・生徒数や図書館数は平均値を下回っています。

「産業振興の分野」では、総人口に占める飲食店数の割合や自市で従業する就業者数、第3次産業事業所数が平均値よりも高くなっています。他市町村への通勤者数や製造品出荷額は、平均値を下回っています。

「生活環境の分野」では、総人口に占める借家数やごみのリサイクル率、浄水化率が高くなっています。住みやすい環境が整っていますが、一方で、交通事故死者数の割合が高く、安全対策に課題があります。

図表1-13 類似都市との比較

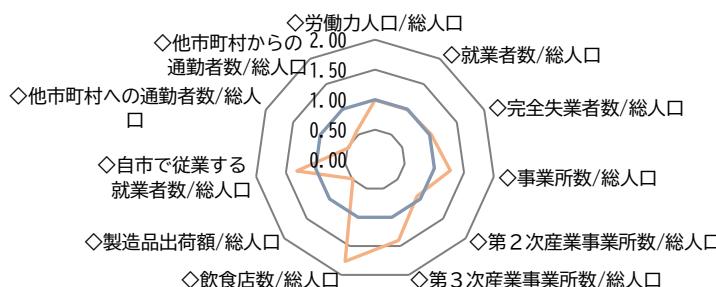
① 教育文化の分野



資料：統計でみる市町村 2023

◇幼稚園数	1.27
◇小学校数	1.09
◇1小学校当たり児童数	0.82
◇中学校数	1.25
◇1中学校当たり生徒数	0.67
◇高等学校数	0.95
◇1高等学校当たり生徒数	0.85
◇図書館数	0.44
◇公民館数	0.46

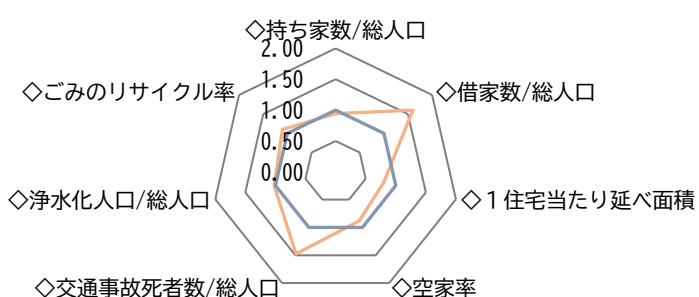
② 産業振興の分野



資料：統計でみる市町村 2023

◇労働力人口/総人口	0.99
◇就業者数/総人口	0.99
◇完全失業者数/総人口	1.03
◇事業所数/総人口	1.27
◇第2次産業事業所数/総人口	0.93
◇第3次産業事業所数/総人口	1.40
◇飲食店数/総人口	1.77
◇製造品出荷額/総人口	0.49
◇自市で従業する就業者数/総人口	1.32
◇他市町村への通勤者数/総人口	0.48
◇他市町村からの通勤者数/総人口	0.56

③ 生活環境の分野



資料：統計でみる市町村 2023

◇持ち家数/総人口	0.94
◇借家数/総人口	1.60
◇1住宅当たり延べ面積	0.80
◇空家率	0.88
◇交通事故死者数/総人口	1.48
◇浄水化人口/総人口	1.02
◇ごみのリサイクル率	1.10

第4章 まちづくりの重点課題

人口減少・少子高齢化の進行など本市を取り巻く状況や市民ニーズの結果を踏まえ、次の4点を本市が抱える重点課題として整理しました。

1 未来につながる人を育てる

人口減少や少子高齢化の急速な進行、若者の流出などにより、産業活動での人材不足、後継者不足が深刻化しています。また、防災活動や地域活動を支える人材も不足しており、コミュニティの維持が困難な地域も増えています。

本市の未来のまちづくりに最も必要となるのは、故郷に愛着と誇りを持ち、地域や産業を担い、まちの活力を生み出す原動力となる「人」です。このため、地域全体でこどもを育てる環境や、子育ての負担を軽減し、安心してこどもを産み育てられる環境をつくる必要があります。

2 若者が魅力を感じる仕事があるまちをつくる

本市の人口減少の要因である若者の人口流出を抑制し、定住につなげるためには、若者が魅力を感じる活力にあふれたまちづくりが重要です。そのため、若者や高齢者など多様な人の働く場所を確保し、やりがいを持って働ける環境を整える必要があります。

また、本市の地域内の経済循環を促進し、市民の所得向上や税収の向上につなげるためにも、地域外から利益を得る（稼ぐ）取組が期待されます。そのため、本市の「強み」を生かした魅力の創出や、中小企業をはじめとした地場産業の持続的な支援に取り組んでいく必要があります。

3 地域資源を生かして新しい人の流れをつくる

本市は、美々津の重要伝統的建造物群保存地区や国民的歌人「若山牧水」など、優れた文化・歴史的資源を有するほか、海・山・川など豊かな自然資源にも恵まれ、市外・県外から多くの観光客が訪れています。今後は、これらの資源をさらに磨き上げ、地域ブランド力の向上を図りながら、交流の拡大や地場産業の振興、にぎわいの創出を図っていくことが求められています。

そのため、効果的なシティプロモーション活動を推進し、本市の新たな魅力を市民の皆さんや事業者、団体等と共に創造し、それを地域の内外へと広めることで魅力的な地域ブランドとして育て、移住・定住人口を増やすとともに、市民や来訪者の本市への愛着や誇りを醸成する取組が必要です。

4 安全で安心して暮らせる快適なまちをつくる

自然災害から市民の生命と財産を守るために、本市の豊かな自然環境を守り、後世に残す活動とともに、地域が一体となり助け合う災害に強いまちづくりに取り組むことが重要です。

また、将来人口推計によると、本市の65歳以上の高齢者が総人口に占める割合は今後も増加し、令和32(2050)年には、43.0%に達すると見込まれています。このため、高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らし続けられるまちづくりを進めていくことが必要です。人口減少が進んでも、地域で支え合い、住み慣れた地域で安心して快適に暮らせる環境づくりに取り組むことが求められています。

第2部 基本構想

第2部 基本構想

第1章 将来像とまちづくりで大切にしたい考え方

1 将来像

人と自然が響き合い、にぎわいあふれる共創のまち日向

本市は、温暖な気候と豊かな森林資源を有する美しい山々、黒潮踊る日豊海岸国定公園の海岸線、美々津の伝統的な町並みなど、雄大な自然と歴史が融合する、全国に誇れる自慢のまちです。また、重要港湾細島港を擁し、宮崎県における産業開発の拠点として重要な役割を担い、港湾工業都市として発展を続けてきました。

これからも、先人のたゆまぬ努力と歴史によって培われた豊かな自然や産業などの魅力に磨きをかけ、将来に向けてさらに発展させ、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

そこで、市民やまちを訪れる人が豊かな自然と共生しながら、新たな魅力を創造することで人を呼び込み、まちににぎわいと交流を生み出し、まちに暮らす全ての人が互いに知恵や力を出し合うことで、本市の未来を共に創るまちづくりを目指して将来像を定めます。

人と自然が響き合う	まちに暮らす人やまちを訪れる人と自然環境が相互に影響を与え合い、調和して共存している状態を示しています。本市の財産である豊かな自然を大切にしながら、持続可能な生活を送ることの重要性を示しています。
にぎわいあふれる	地域が活気に満ち、多くの人々が集まり、イベントや様々な活動を通して交流している様子を示しています。
共創のまち	地域をより良くするため、行政や市民、企業等が協力し、対話を重ねながら、共に新しい社会的価値やアイデアを生み出すことを意味しています。人のつながりが地域活性化や発展に寄与することを示しています。

2 まちづくりで大切にしたい考え方

まちの将来像である「人と自然が響き合い、にぎわいあふれる共創のまち日向」の実現に向け、前計画までの基本理念を発展的に継承し、本市のまちづくりを進める上で大切にしたい考え方を次のとおり掲げます。

(1) 全ての人の人権が尊重されるまちづくり <人権尊重>

全ての市民の皆さんの人権が尊重され、個性と多様性を互いに認め合い、あらゆる差別のない、誰もが幸せに暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

(2) 市民との協働による共創のまちづくり <市民協働・共創>

本市の目指す将来像の実現に向け、行政だけではなく、市民や事業者、NPOなど地域社会を構成するあらゆる主体が協働・連携し、それぞれの特性や役割を理解し、尊重した上で、互いに知恵や力を出し合い、責任を共有しながら、新しい未来を共に創るまちづくりを目指します。

(3) 地域力の活用による持続可能なまちづくり <地域力活用>

市民が地域社会の抱える様々な課題に対して関心を持ち、地域の特性や魅力を生かした福祉や教育、観光、防災など多様なまちづくりに参画し、ふるさと日向への誇りや愛着を持つ心を育みながら、地域課題の解決を図り、持続可能な地域社会の実現を目指します。

第2章 まちづくりの基本目標

1 まちづくりの基本目標

将来像の実現に向けて、各分野における取組の基本的な方向性を示すため、以下の6つの基本目標を設定します。

2 分野別的基本目標と目指す将来の姿

(1) 次代を担う心豊かなこどもを育む、安心して産み育てられるまち

- 妊娠期から子育て期にわたるライフステージごとに切れ目のない支援が充実し、安心してこどもを産み育てられる環境を整えることで、こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶えられています。
- 全てのこどもがより良い環境の中で互いに学び合い、それぞれの個性や能力を伸ばし、自分で考えて行動できる「生きる力」を身につけながら育っています。
- 家庭や学校、地域社会が一体となってこどもを守り育むことで、郷土の文化や資源に誇りを感じ、故郷を愛する人材が育ち、地域社会に貢献しています。

(2) みんなで支え合い、いきいきと暮らせる健康長寿のまち

- 市民一人ひとりが健康づくりに努め、保健、医療サービスが充実することで、健康寿命が延伸され、元気で明るく笑顔にあふれた健康的な生活を送っています。
- 福祉サービスが充実し、市民が地域社会の中で支え合い、誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して自立した生活を送っています。

(3) 活力とにぎわいにあふれ、交流が広がり、将来にわたって誇れるまち

- 商工業の振興や新たな企業の立地などにより、稼ぐ力と雇用が生み出されています。
- 恵まれた地域資源を磨き上げ、多様な情報発信を通して、国内外からの交流人口や関係人口が増加し、にぎわいが生まれ、市民にまちに対する誇りや愛着を持つ心が育まれています。
- 6次産業化や資源の循環利用などにより、収益性が高く人にも環境にも優しい農林水産業が実現し、多様な人材による担い手が育っています。

(4) 人と地球に優しく、安全で安心して生活できる災害に強いまち

- 防災基盤等が整備され、市民の防災意識が向上し、自然災害に対する万全な備えが整っています。
- 市民一人ひとりが、ごみの分別や資源の再利用などに努めることで環境負荷が軽減され、市民との協働による循環型社会の構築が進んでいます。
- 市民や団体、事業者、行政が一体となって脱炭素や美しい自然環境の保全に取り組むことで、人と地球に優しいまちづくりが進んでいます。

(5) 豊かな自然と調和し、快適で利便性の高いまち

- 買い物や医療など日常生活サービス機能が集約された生活拠点が形成され、市街地と生活拠点を結ぶ公共交通網が充実し、それぞれの地域で生活を続けられる利便性の高い環境が整っています。
- 魅力的で利便性の高い都市空間が形成され、市民の暮らしや事業活動等を支える都市基盤が整備されています。

(6) 個性と多様性を認め合い、誰もが自分らしく幸せに暮らせる共生のまち

- 地域社会に暮らすあらゆる世代の市民の間に「きずな」が生まれ、市民一人ひとりが担い手となり、地域社会が活性化しています。
- 市民一人ひとりの人権が尊重され、多様性を互いに認め合い、それぞれの個性を生かしながら幸せに暮らしています。

日向市未来デザイン絵画コンクール受賞作品



絵画コンクールを開催し、次代を担うこどもたちに、日向市の未来の姿を描いてもらいました。応募総数 80 作品の中から選ばれた、各部門の受賞作品を紹介します。

テーマ

『私が夢見る未来の日向』

金賞

《 小学生1~3年の部 》

「日向市未来創造プラン ～ロボットと共生社会～」

黒木 紗斗 さん
(大王谷学園初等部3年生)



《 小学生4~6年の部 》

「笑顔かがやく町」

黒木 結月 さん
(日知屋東小学校6年生)
【市民投票の部も受賞】



《 中学生の部 》

「永遠に輝く日向の夏」

伊藤 歩 さん
(日向中学校1年生)



銀賞



虹がきれいに見える温泉リゾートタウン日向
黒木 葉菜乃 さん(日知屋東小学校2年生)

銅賞



みんなでいっしょにきょうりょくのまち
矢野 愛結 さん(坪谷小学校1年生)



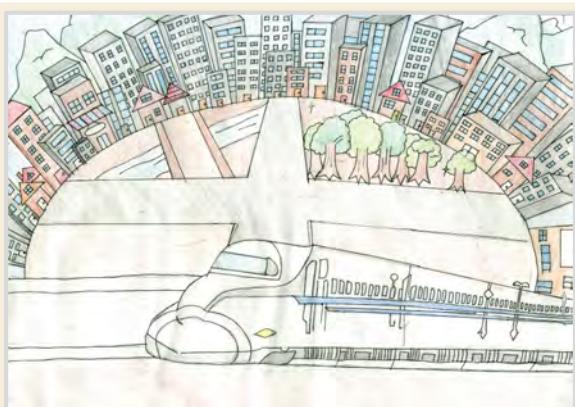
未来にのこしたい 日向の自然
黒木 彩花 さん(財光寺南小学校4年生)



日向ひょっこワールドカップ
奈須 董 さん(塩見小学校4年生)



日向の自然
北島 僚雅 さん(富島中学校2年生)



未来の日向市
弓削 杏奈 さん(富島中学校1年生)

第3章 基本構想の推進に向けて

1 基本的な考え方

(1) 市民と共に考え行動する地域経営

本計画に掲げる目標は、行政だけではなく市民や地域団体、事業者など多様な主体に共通するものです。将来像の実現に向けて、行政が市民と共に考え共に行動すべきことを再認識し、市民との信頼関係を強化し、市民が参加しやすい、わかりやすい地域経営を目指します。

(2) 健全で持続可能な行財政経営の推進

少子高齢化の進行による社会保障費の増大や人口減少に伴う税収の減少、公共施設の老朽化に伴う施設維持・更新費用の増大など、今後も財政運営が厳しさを増していくと予想されています。そのため、本計画と連動して策定した「第3次日向市行財政改革大綱」に基づき、限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）をより効果的・効率的に活用するとともに、自主財源を増やす取組などにより、将来にわたり健全で持続可能な行財政経営を推進します。

(3) 自治体DXの推進

Society 5.0の実現に向けて、利便性と安全性を備えた質の高い住民サービスの提供や、効率的・効果的な行政経営及び地域課題の解決を目的として、ICTを積極的に導入・利活用した自治体DXの推進を図ります。

(4) P D C Aサイクルに基づく進行管理と評価

本計画の進行状況について、市民の皆さんにわかりやすく伝えるため、主な指標と目標値を設定し、「計画（P l a n）→実施（D o）→評価（C h e c k）→改善（A c t i o n）」のサイクルによる進行管理を行います。

また、施策の成果を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行いながら、本計画の着実な推進と事務の効率化、適正化に努めます。

(5) 総合戦略に基づく地方創生の着実な推進

国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき「第3期日向市総合戦略（第3次日向市総合計画・前期基本計画 重点戦略・アクションプラン）」を策定し、施策の成果を検証しながら、国や県、近隣自治体と連携し、地方創生の着実な推進を図ります。

(6) 広域連携の推進

日向圏域定住自立圏[※]の中心市として、また、延岡市を中心とする宮崎県北定住自立圏の構成市として「定住自立圏共生ビジョン」の推進に取り組むとともに、医療、福祉、消防など様々な分野において近隣自治体と連携を深め、事業の効率化、高度化を目指します。

※ 定住自立圏は、地方圏において人口定住の受け皿として形成される圏域。医療や買い物など生活に必要な機能について一定の集積があり、周辺の市町村の住民もその機能を活用しているような都市が「中心市」となり、圏域全体において中心的な役割を担うことを想定している。日向圏域定住自立圏は、本市が中心市となり門川町、美郷町、諸塙村、椎葉村で構成している。

2 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略であり、「持続可能な開発目標」と訳され、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択された国際社会の共通目標です。

国は、令和5（2023）年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を改訂し、地方自治体に対して様々な計画にSDGsの要素を最大限反映することや官民連携による地域課題の解決をより一層推進することを奨励しています。

これを受け、本市では本計画の各施策分野にSDGsの目指す17の目標（ゴール）を関連付けることで、総合計画、地方創生、SDGsを一体的に推進していくこととします。



[貧困]

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



[飢餓]

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



[保健]

あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



[教育]

全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



[ジェンダー]

ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒のエンパワーメントを行う



[水・衛生]

全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



[エネルギー]

全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



[経済成長と雇用]

包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



[インフラ、産業化、イノベーション]

強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



[不平等]

国内及び各国家間の不平等を是正する



[持続可能な都市]

包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



[持続可能な消費と生産]

持続可能な消費生産形態を確保する



[気候変動]

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



[海洋資源]

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



[陸上資源]

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



[平和]

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



[実施手段]

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

2030年に向けて
世界を変える
「持続可能な開発目標」です

第3部 基本計画

第3部 基本計画

第1章 施策の体系図



将来像	重点戦略	基本目標	施策
<p>人と自然が響き合い、にぎわいあふれる共創のまち日向</p>	<p>地域ビジョン</p> <p>こどもが故郷に誇りを持てるまち、未来に希望をつなぐまち日向</p> <p>基本戦略</p> <p>基本戦略1 安心してこどもを産み育てられるまちをつくる</p> <p>基本戦略2 安定した雇用と稼ぐ地域をつくる</p> <p>基本戦略3 地域資源を生かして新しい人の流れをつくる</p> <p>基本戦略4 安全・安心で利便性の高いまちをつくる</p> <p>横断的な目標</p> <p>主要施策1 デジタル技術の活用による地域課題の解決(自治体DXの推進)</p> <p>主要施策2 ゼロカーボンシティの実現</p> <p>主要施策3 地方創生SDGsの推進</p>	<p>I 子育て・教育 次代を担う心豊かなこどもを育む、安心して産み育てられるまち</p> <p>II 健康・福祉 みんなで支え合い、いきいきと暮らせる健康長寿のまち</p> <p>III 産業・交流 活力とにぎわいにあふれ、交流が広がり、将来にわたって誇れるまち</p> <p>IV 生活環境 人と地球に優しく、安全で安心して生活できる災害に強いまち</p> <p>V 社会基盤 豊かな自然と調和し、快適で利便性の高いまち</p> <p>VI 人権・市民協働 個性と多様性を認め合い、誰もが自分らしく幸せに暮らせる共生のまち</p>	<p>1-1 子育て環境づくりの推進</p> <p>1-2 学校教育の推進</p> <p>1-3 教育環境の充実</p> <p>1-4 生涯学習・青少年健全育成の推進</p> <p>1-5 文化芸術の振興</p> <p>2-1 健康づくりの推進と社会保障制度の安定運営</p> <p>2-2 地域共生社会の実現</p> <p>2-3 高齢者福祉の充実</p> <p>2-4 障がい福祉の充実</p> <p>3-1 商工業の振興と雇用の促進</p> <p>3-2 新たな産業の振興</p> <p>3-3 観光・交流の推進</p> <p>3-4 スポーツの推進</p> <p>3-5 農林水産業の振興</p> <p>3-6 中山間地域の活性化と移住定住の促進</p> <p>4-1 防災・減災対策の充実</p> <p>4-2 消防体制の充実</p> <p>4-3 生活安全対策の推進</p> <p>4-4 循環型社会の構築</p> <p>4-5 安全で良質な水の安定供給と生活排水の適正処理</p> <p>5-1 計画的な土地利用の推進と都市空間の形成</p> <p>5-2 社会基盤施設の整備と維持管理</p> <p>5-3 港湾機能の充実と活用</p> <p>5-4 景観形成と緑化の推進</p> <p>6-1 人権・平和の尊重</p> <p>6-2 男女共同参画の推進</p> <p>6-3 協働のまちづくりの推進</p> <p>6-4 多文化共生と国際交流の推進</p>



施策の方向性

妊娠・出産から乳幼児期にわたる支援の充実／安心して子育てができる支援の拡充／子育てと仕事が両立できる環境の整備／ひとり親家庭への支援／子どもの健やかな成長を保障する支援の充実／子どもを応援する地域づくりの推進

小学校・中学校教育等の充実／教職員の育成と働き方改革／特別支援教育の充実

安全・安心な教育環境の整備・充実／学校給食の充実／児童生徒を大切にする教育の推進

生涯学習の充実／社会教育団体の育成／図書館サービスの充実／青少年の健全育成

文化芸術活動の促進／文化財等の保存・継承・活用／地域の先人の顕彰と活用

保健対策の充実／医療提供体制の充実／社会保障制度の安定運営

地域福祉の推進／生活支援と自立の促進

高齢者の社会参加と生きがいづくり／地域で暮らし続けるための支援の充実／介護サービスの充実と持続可能な制度運営

権利擁護の推進／地域生活の支援／社会参加の促進

活力ある商工業の振興／就業の場の確保と雇用の創出／産業人材の育成

企業誘致の推進／企業の技術革新の促進支援

効果的なプロモーションの推進／地域ブランディングと愛着や誇りの醸成による市民参画の拡大／持続可能な観光地域づくりの推進／国内外誘客による観光消費の拡大

生涯スポーツの推進／競技スポーツの推進／スポーツ施設の整備と活用／地域資源の活用によるスポーツ交流の推進

担い手の確保・育成と農業経営の安定化／地域の特性を生かしたブランド化の推進／環境に優しい農業の推進／農村環境の維持と生産基盤の整備／畜産業の振興／森林・林業・木材産業の振興／水産業の振興

中山間地域の活性化／移住定住の促進

災害予防対策の推進／地域防災力の向上

警防・救急体制の充実／消防団体制の充実

交通・地域安全対策の推進

ごみの発生抑制と再利用の推進／ごみの適正処理の推進／安全で適正な処理体制の構築／再生可能エネルギーと省エネの推進／自然環境の保全／河川・海岸の保全

信頼される水道サービスの提供／健全な水道事業経営／持続可能な下水道事業運営／合併処理浄化槽の普及促進

計画的な土地利用による都市空間の形成／空き家対策の推進／中心市街地活性化の推進／地域公共交通の充実

生活の質を高める都市基盤と住環境の整備／安全で安心な建築物の整備促進／市営住宅の整備と住宅セーフティネットの推進／広域交通網の整備促進／市道の整備と適切な維持管理

港湾施設の整備促進／物流体制とポートセールスの強化

美しい景観の保全と形成の推進／緑花あふれる美しい風景づくり

人権・同和教育の推進／人権・同和行政の推進／平和を尊ぶ意識の醸成

男女共同参画の意識づくり／女性の参画拡大と活躍の推進／安全・安心な暮らしの実現

地域コミュニティの活性化／団体活動の支援／広報・広聴活動の充実

国際感覚豊かな人材の育成／国際交流の推進と異文化理解／外国人に優しいまちづくり

第2章 重点戦略

1 重点戦略の位置付けと目的

基本構想の将来像を実現するためには、全ての分野において総合的に施策を展開していく必要がありますが、限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）の中で効果を上げるために「選択と集中」による施策の推進が必要です。

そのため、本計画の期間内に優先的かつ重点的に取り組む施策を「重点戦略」として構成し、「4つの基本戦略」に主要施策を設定することにより、本市が抱える重点課題を効果的・効率的に解決し、以下に掲げる地域ビジョンを実現することを目的とします。

—— 地域ビジョン ——

ふるさと
「こどもが故郷に誇りを持てるまち、未来に希望をつなぐまち 日向」

ふるさと
こどもが故郷に誇りを持てるまち

本市がこどもにとって誇りに思える場所であり続けるため、こどもが成長する過程で地域の魅力や文化などを理解し、愛着を感じられる魅力ある環境をつくりたいという願いを示しています。日向で育ったこどもが、一度は本市を離れても、将来は故郷に戻りたくなるようなまちづくりを目指しています。

未来に希望をつなぐまち

本市が持続可能な発展を続け、次世代に明るい未来を託すことができるまちとなることを目指しています。地域の経済や自然環境、社会的な課題に対して行政や地域、企業等が一体となって取り組み、未来の世代が希望を持って生きられるような基盤を築いていくことを表しています。

2 重点戦略の構成

国立社会保障・人口問題研究所の人口予測では、本市の令和32（2050）年の人口は42,322人と推計されていますが、『日向市人口ビジョン（令和6（2024）年8月）』の将来展望では、市の特性を生かした人口減少対策を講じることにより、約44,000人に維持することを目標に掲げています。

人口減少・少子高齢化が加速する中で、活力ある地域を維持していくためには、本市の将来を担う「こども」に焦点を当て“こどもが故郷に誇りを持てるまちづくり”を推進するとともに、あらゆる場面において若者や女性が活躍できる環境の充実を図る必要があります。

このため、「重点戦略」の地域ビジョンは、『こどもが故郷に誇りを持てるまち、未来に希望をつなぐまち 日向』と設定し、以下の4つの基本戦略と8つの主要施策を推進します。

また、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、新しい時代の流れを力にするために、「デジタル技術の活用による地域課題の解決（自治体DXの推進）」や「ゼロカーボンシティの実現」「地方創生SDGsの推進」を横断的な目標に掲げ、戦略の推進を図ります。

なお、基本戦略に基づく主要施策については、毎年、成果を検証し、社会経済情勢の変化に応じて新たに重点的・集中的に取り組む必要がある課題が生じた場合には見直すこととします。

【基本戦略に基づく主要施策の選定の視点】

- ◆まちづくりの重点課題を解決するため、緊急的かつ優先的に取り組む必要がある施策
- ◆市民の関心が高く、強く求められている施策
- ◆事業規模が大きく、長期的に取り組む必要がある施策
- ◆国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき地方創生に資する施策

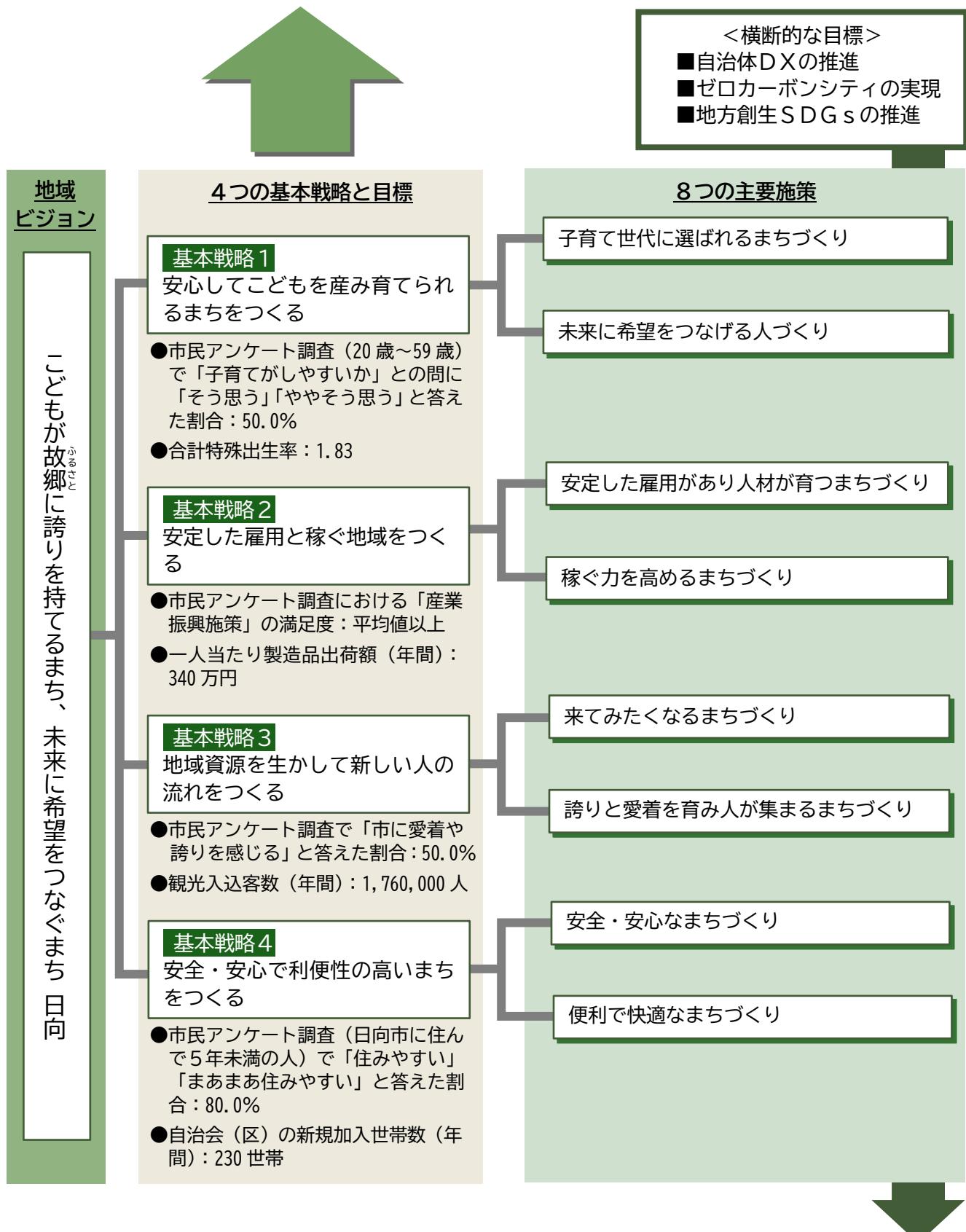
【指標と目標値】

- ◆指標は、数値目標と重要業績評価指標（ＫＰＩ）があります。
- ◆数値目標は、4つの基本戦略それぞれの方向性に対して設定した指標です。
 - ・市民の施策に対する意識の変化を把握するために市民アンケート調査に基づく指標を設定
 - ・「地方版総合戦略策定の手引き」に基づき、「住民にもたらされた便益（アウトカム）」を検証できる指標を設定
- ◆重要業績評価指標（ＫＰＩ）は、主要施策の進捗状況を検証するために設定した指標です。

『日向市人口ビジョン（令和6（2024）年8月改訂）』の目標

令和32（2050）年目標 人口 44,000 人

- ★合計特殊出生率が令和32（2050）年までに1.85に上昇し、その後維持する
- ★39歳以下の人口移動が毎年10%改善



基本戦略と主要施策の見方

3 基本戦略と主要施策

基本戦略 1

安心してこどもを産み育てられるまちをつくる



戦略に関連するSDGsをアイコンで表示しています。

1-1 子育て世代に選ばれるまちをつくる
妊娠期から子育て期までの支援

子育て世帯の経済的負担の軽減と
地域資源と連携した一体的な支援
ひとり親家庭への支援
相談支援体制の充実

1-2 未来に希望をつなげる人づくり
こどもの学力向上
安全・安心な教育環境の整備・充実
三位一体の教育の推進
不登校の児童生徒の相談・支援
図書館複合施設の整備
文化芸術活動の促進
地域づくり人材の育成

こども・子育ての支援

少子化抑制

未来を担う人づくり

教育力の向上

郷土愛の醸成

数値目標

【数値目標】

戦略ごとに市の取組状況や達成状況を客観的に評価するための指標を設定しています。

市民アンケート調査（20歳～59歳）で「子育てがしやすいか」との間に「そう思う」「ややそう思う」と答えた割合

33.7%

50.0%

（令和9年9月調査予定）

合計特殊出生率

1.91

2.02

主要施策 1-1

【基本方針】

戦略ごとに主要施策を設定し、主要施策の基本方針を掲載しています。基本計画の施策と関連しているものはページ番号を付しています。

- 妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援マップを提供し、安心してこどもを産み育てる環境を整えます。 ➡ 施策 1-1-① 妊娠・出産から乳幼児期にわたる支援の充実(P55)
➡ 施策 1-1-② 安心して子育てができる支援の拡充(P55)

- 誰でも保育施設に通える制度の構築や放課後に児童を預かる施設を増やすなど、子育てと仕事が両立できるよう支援します。
 - ➡ 施策 1-1-② 安心して子育てができる支援の拡充(P55)
- ひとり親家庭の生活を支援し、保護者が働けるようサポートします。
 - ➡ 施策 1-1-④ ひとり親家庭への支援(P55)
- 母子の健康と児童福祉の相談支援を一体的に行うため「こども家庭センター」を設置し、関係機関等と協力して妊産婦・子育て世帯を支援します。
 - ➡ 施策 1-1-⑤ こどもの健やかな成長を保障する支援の充実(P55)
- こどもが安心して過ごせる居場所づくりに取り組み、関係団体と協力して家庭を支えます。
 - ➡ 施策 1-1-⑥ こどもを応援する地域づくりの推進(P55)

【重要業績評価指標（ＫＰＩ）】

施策の取組状況や達成状況を客観的に評価するための指標を設定しています。

重要業績評価指標	実績	目標
放課後児童クラブの実施箇所数	12 箇所	17 箇所
児童虐待の新規受理件数（啓発を推進しながら減少を目指していく）	96 件	90 件

【具体的な施策】

主要施策ごとに取り組む具体的な施策を掲載しています。

【具体的な施策】

- 妊娠期から子育て期
- 子育てと仕事の両立支援と環境の充実
- ひとり親家庭への支援
- こどもの健やかな成長を保障する支援の充実
- こどもを応援する地域づくりの推進

主要施策 1－2 未来に希望をつなげる人づくり

【基本方針】

- こどもが安心して学べる教育環境をつくり、それぞれの個性を大切にした指導及び支援で学力の向上に取り組みます。
 - ➡ 施策 1-2-① 小学校・中学校教育等の充実(P57)
- 心豊かでたくましく生きていける心身ともに健やかなこどもたちの教育ができる教育環境の充実を図ります。
 - ➡ 施策 1-2-① 小学校・中学校教育等の充実(P57)
- 少子化を踏まえ、小中学校の規模や配置を適正にするための方針及び計画を策定し、学校施設の計画的な整備に取り組みます。
 - ➡ 施策 1-3-① 安全・安心な教育環境の整備・充実(P59)
- 地域に根ざした教育活動を進め、学校、家庭、地域が協力してこどもを守り育てる環境をつくります。
 - ➡ 施策 1-3-① 安全・安心な教育環境の整備・充実(P59)
- 子育て世帯の負担を軽減するために経済的な支援に努めます。
 - ➡ 施策 1-3-② 学校給食の充実(P59)

3 基本戦略と主要施策

基本戦略1 安心してこどもを産み育てられるまちをつくる



基本戦略1 の目指す方向性・効果

1-1 子育て世代に選ばれるまちづくり
妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援
子育て世帯の経済的負担の軽減と地域資源と連携した一体的な支援
ひとり親家庭への支援
相談支援体制の充実

1-2 未来に希望をつなげる人づくり
子どもの学力向上
安全・安心な教育環境の整備・充実
三位一体の教育の推進
不登校の児童生徒の相談・支援
図書館複合施設の整備
文化芸術活動の促進
地域づくり人材の育成

出産希望の実現

こども・子育ての支援

教育力の向上

郷土愛の醸成

少子化抑制

未来を担う人づくり

数値目標

指標名	基準値 令和5（2023）年度	目標値 令和10（2028）年度
市民アンケート調査（20歳～59歳）で「子育てがしやすいか」との間に「そう思う」「ややそう思う」と答えた割合	33.7%	50.0% (令和9年9月調査予定)
合計特殊出生率	1.81	1.83

主要施策1-1 子育て世代に選ばれるまちづくり

【基本方針】

- 妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援やサービスを提供し、安心してこどもを産み育てられる環境を整えます。 ➔ 施策1-1-① 妊娠・出産から乳幼児期にわたる支援の充実(P55)
施策1-1-② 安心して子育てができる支援の拡充(P55)

- 誰でも保育施設に通える制度の構築や放課後に児童を預かる施設を増やすなど、子育てと仕事が両立できるよう支援します。
 - ➡ 施策 1-1-② 安心して子育てができる支援の拡充(P55)
- ひとり親家庭の生活を支援し、保護者が働くようサポートします。
 - ➡ 施策 1-1-④ ひとり親家庭への支援(P55)
- 母子の健康と児童福祉の相談支援を一体的に行うため「こども家庭センター」を設置し、関係機関等と協力して妊娠婦・子育て世帯を支援します。
 - ➡ 施策 1-1-⑤ こどもの健やかな成長を保障する支援の充実(P55)
- こどもが安心して過ごせる居場所づくりに取り組み、関係団体と協力して家庭を支えます。
 - ➡ 施策 1-1-⑥ こどもを応援する地域づくりの推進(P55)

重要業績評価指標（KPI）	基準値 令和5（2023）年度	目標値 令和10（2028）年度
産後ケア事業の満足度	97.1%	99.0%
放課後児童クラブの実施箇所数	12 箇所	17 箇所
児童虐待の新規受理件数（啓発を推進しながら減少を目指していく）	96 件	90 件

【具体的な施策】

- 妊娠期から子育て期までの支援の充実
- 子育てと仕事の両立支援と環境の充実
- ひとり親家庭への支援
- こどもの健やかな成長を保障する支援の充実
- こどもを応援する地域づくりの推進

主要施策1－2 未来に希望をつなげる人づくり

【基本方針】

- こどもが安心して学べる教育環境をつくり、それぞれの個性を大切にした指導及び支援で学力の向上に取り組みます。
 - ➡ 施策 1-2-① 小学校・中学校教育等の充実(P57)
- 心豊かでたくましく生きていける心身ともに健やかなこどもたちの教育ができる教育環境の充実を図ります。
 - ➡ 施策 1-2-① 小学校・中学校教育等の充実(P57)
- 少子化を踏まえ、小中学校の規模や配置を適正にするための方針及び計画を策定し、学校施設の計画的な整備に取り組みます。
 - ➡ 施策 1-3-① 安全・安心な教育環境の整備・充実(P59)
- 地域に根ざした教育活動を進め、学校、家庭、地域が協力してこどもを守り育てる環境をつくります。
 - ➡ 施策 1-3-① 安全・安心な教育環境の整備・充実(P59)
- 子育て世帯の負担を軽減するために経済的な支援に努めます。
 - ➡ 施策 1-3-② 学校給食の充実(P59)

- 学校だけでは解決できない問題に対応するため、相談・支援体制の充実を図るとともに、地域や関係機関と連携・協力して取り組みます。
 - ➡ 施策 1-3-③ 児童生徒を大切にする教育の推進(P59)
- 市民の知の拠点、交流の拠点となる新たな図書館複合施設の整備に向けて取り組みます。
 - ➡ 施策 1-4-③ 図書館サービスの充実(P61)
- 誰もが読書を楽しむことができる環境づくりに向けて、図書館サービスの充実に努めます。
 - ➡ 施策 1-4-③ 図書館サービスの充実(P61)
- 年齢や障がいの有無等に関わらず、市民が気軽に文化芸術に親しめる機会の充実に努めます。
 - ➡ 施策 1-5-① 文化芸術活動の促進(P63)
- 持続可能なまちづくりを目指し、市民団体の活動を支援し、地域づくりに必要な人材育成に取り組みます。
 - ➡ 施策 6-3-② 団体活動の支援(P117)

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 令和5（2023）年度	目標値 令和10（2028）年度
全国学力・学習状況調査で「将来の夢や目標を持っている」と答えた中学3年生の割合	68.3%	72.0%
全国学力・学習状況調査で「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」と答えた中学3年生の割合	74.4%	80.3%
小中学校のトイレの洋式化率	60.4%	70.0%
不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で相談・指導等を受けている児童生徒の割合	50.4%	65.0%

【具体的な施策】

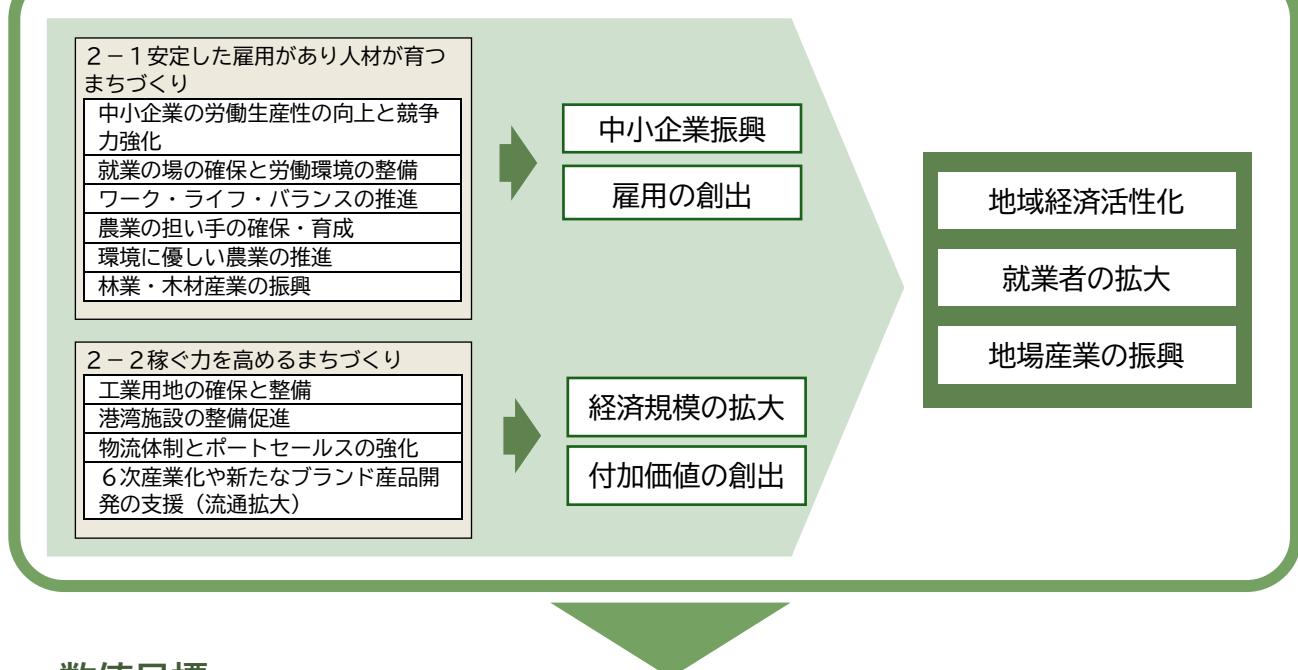
- 確かな学力を育む教育の推進
- 三位一体の教育（小中一貫教育・キャリア教育・コミュニティスクール）の推進
- 学校ICTの推進、教職員のICT活用指導力の向上
- 市立小中学校適正規模・適正配置
- 学校施設の改修・整備
- 学校給食費の無償化
- いじめや不登校など誰一人取り残さない教育に向けた相談・支援体制の充実
- 新たな図書館複合施設の整備、図書館サービスの充実
- 市民が文化芸術に親しむ機会の創出や文化活動への参加に向けた環境づくり
- まちづくり人材の育成と市民活動の支援

基本戦略2

安定した雇用と稼ぐ地域をつくる



基本戦略2の目指す方向性・効果



数値目標

指標名	基準値 令和5（2023）年度	目標値 令和10（2028）年度
市民アンケート調査における「産業振興施策」の満足度	2.34（平均値 2.42）	平均値以上 (令和9年9月調査予定)
一人当たり製造品出荷額（年間）	305万円	340万円

主要施策2-1 安定した雇用があり人材が育つまちづくり

【基本方針】

- 地域外の専門知識や技術を持つ人を活用して、中小企業の仕事を効率化し、生産性を高めます。
 → 施策3-1-① 活力ある商工業の振興(P77)
- 医療機器関連産業など、次世代を見据えた成長産業への地元企業の進出を支援します。
 → 施策3-2-② 企業の技術革新の促進支援(P79)

- 市外への若者の流出を抑制し、地元に定着してもらうため、高校生や保護者に地元企業を知つてもらう機会の創出に取り組みます。 ➔ 施策 3-1-② 就業の場の確保と雇用の創出(P77)
- 様々な研修や支援を行い、必要なスキルを持つ人材を育てます。
 - ➔ 施策 3-1-③ 産業人材の育成(P77)
- 企業での職場体験やインターンシップを推進し、若者の働く意欲を高め、早期離職を防ぎます。
 - ➔ 施策 3-1-③ 産業人材の育成(P77)
- 自分の望む働き方で仕事ができる環境をつくり、多様な人々が活躍できる社会を目指します。
 - ➔ 施策 3-1-③ 産業人材の育成(P77)
- 新しく農業を始める人を育て、多様な人が活躍できる環境をつくり、農家経営の安定化を支援します。
 - ➔ 施策 3-5-① 担い手の確保・育成と農業経営の安定化(P85)
- 環境に優しい農業を進め、安全で安心な農畜産物を提供し、持続可能な農業を実現します。
 - ➔ 施策 3-5-③ 環境に優しい農業の推進(P85)
- 豊かな森林資源を循環利用し、持続可能な林業や木材産業を確立します。
 - ➔ 施策 3-5-⑥ 森林・林業・木材産業の振興(P85)

重要業績評価指標（KPI）	基準値 令和5（2023）年度	目標値 令和10（2028）年度
創業支援計画に基づく創業者数（累計）	—	50 人
専門的な技術や知識を持つ人材を活用した市内企業数（累計）	—	32 社
新規就農者の総数（累計）	—	20 人
耳川広域森林組合日向支所による再造林面積	44 h a	61 h a

【具体的な施策】

- 中小企業の労働生産性の向上や競争力の強化
- 創業・新分野進出と販路拡大等の支援
- 多様な人材が働ける労働環境の整備
- 商工業を担う後継者の育成
- 担い手の確保・育成と農業経営の安定化
- 環境に優しい農業の推進
- 適正な森林整備や災害に強い路網整備の推進
- 木材の需要拡大や林業担い手の確保・育成

主要施策2－2 稼ぐ力を高めるまちづくり

【基本方針】

- 製造業等の誘致に向けて、東郷工業団地や新たな工業団地の造成を含めた工業用地の確保・整備に取り組みます。 ➔ 施策3-2-① 企業誘致の推進(P79)
- 港湾関係者と協力して、安全で安心、にぎやかで活気のある港を目指し、港の貨物の集積、製品の創出、顧客の集客を進めます。 ➔ 施策5-3-② 物流体制とポートセールスの強化(P107)
- 市民からのニーズが高い事務系企業の誘致に向けて、IT人材育成機関との連携を図ります。 ➔ 施策3-2-① 企業誘致の推進(P79)
- 地域の特性を生かした6次産業化やブランド商品の開発を支援し、流通拡大や認知度向上に取り組みます。 ➔ 施策3-5-② 地域の特性を生かしたブランド化の推進(P85)

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 令和5(2023)年度	目標値 令和10(2028)年度
新規企業の立地・既存企業の増設等の件数（累計）	—	14件
新規企業の立地・既存企業の増設等に伴う新規雇用者数（累計）	—	70人
細島港の取扱貨物量（年間）	282万FT	375万FT

【具体的な施策】

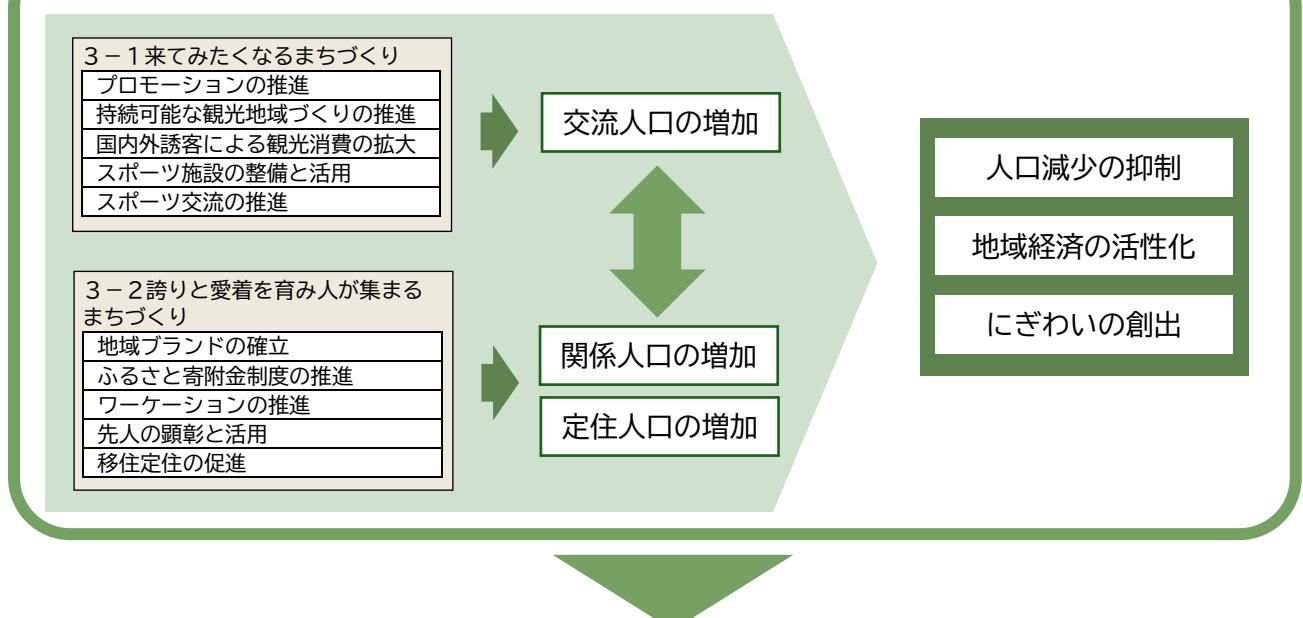
- 工業用地の確保と整備
- 若者や女性のニーズが高い企業の誘致
- 細島港の整備促進と機能強化
- 物流体制の強化とポートセールスの推進
- 6次産業化や新たなブランド商品の開発の支援
- 地場産品の流通拡大

基本戦略3

地域資源を生かして新しい人の流れをつくる



基本戦略3の目指す方向性・効果



数値目標

指標名	基準値 令和5（2023）年度	目標値 令和10（2028）年度
市民アンケート調査で「市に愛着や誇りを感じる」と答えた割合	46.1%	50.0% (令和9年9月調査予定)
観光入込客数（年間）	1,102,410人	1,760,000人

主要施策3-1 来てみたくなるまちづくり

【基本方針】

- 本市の観光や食の魅力など、地域ブランドの確立に向けた総合的なプロモーションに取り組むことで、交流人口や関係人口の拡大につなげます。

➡ 施策3-3-① 効果的なプロモーションの推進(P81)

- 国内外に効果的に情報発信するため、発信力の強いインフルエンサーヤSNS等を積極的に活用します。 ➔ 施策3-3-① 効果的なプロモーションの推進(P81)
 - 自然や文化財などの地域資源を守りながら、地域と協力して持続可能な観光地域づくりを目指します。 ➔ 施策3-3-③ 持続可能な観光地域づくりの推進(P81)
 - 観光DXデータを活用し、ターゲットの絞り込み、マーケティングの拡大及び観光客の利便性向上に取り組みます。 ➔ 施策3-3-① 効果的なプロモーションの推進(P81)
 - 県や近隣市町村と協力し、地域資源を生かしたブランド構築やツアーや企画し、観光客の増加や観光消費の拡大を目指します。 ➔ 施策3-3-④ 国内外誘客による観光消費の拡大(P81)
 - 魅力的で気軽に利用できる体育館を目指して整備に取り組みます。 ➔ 施策3-4-③ スポーツ施設の整備と活用(P83)
 - 市民が気軽にスポーツに参加し、楽しみながら健康づくりができるよう、スポーツ施設の整備や活用に努めます。 ➔ 施策3-4-③ スポーツ施設の整備と活用(P83)
 - 本市の温暖な気候や国内有数のサーフスポットを活用し、スポーツキャンプやサーフィン大会を誘致し、スポーツを通した交流人口や関係人口を増やします。
- ➔ 施策3-4-④ 地域資源の活用によるスポーツ交流の推進(P83)

重要業績評価指標（KPI）	基準値 令和5（2023）年度	目標値 令和10（2028）年度
スポーツ教室等の参加者数（年間）	872人	1,000人
スポーツ施設の利用者数（年間）	198,000人	255,000人

【具体的な施策】

- プロモーションの推進
- 持続可能な観光地域づくりの推進
- 観光施設の利活用促進
- 国内外誘客による観光消費の拡大
- 総合体育館の整備推進と利活用の促進
- スポーツ施設（お倉ヶ浜総合公園等）の整備
- スポーツキャンプ等の誘致
- サーフィン大会の誘致及びビーチの賑わいの充実

主要施策3－2 誇りと愛着を育み人が集まるまちづくり

【基本方針】

- 市民が誇れる日向市の地域ブランドの確立に向けてシティプロモーションを行います。 ➔ 施策3-3-② 地域ブランディングと愛着や誇りの醸成による市民参画の拡大(P81)
- 本市の魅力を内外に効果的に発信することで、交流人口や関係人口の拡大につなげます。 ➔ 施策3-3-② 地域ブランディングと愛着や誇りの醸成による市民参画の拡大(P81)

- 地域や民間企業等との連携により、本市ならではの魅力を発信し、市民やまちづくりに関わる人の本市への愛着や誇りを持つ心を醸成し、市民参画の拡大を図ります。
 - ➡ 施策 3-3-② 地域ブランディングと愛着や誇りの醸成による市民参画の拡大(P81)
- ふるさと応援寄附金制度を最大限に活用し、関係人口の創出・拡大に努めます。
 - ➡ 施策 3-5-② 地域の特性を生かしたブランド化の推進(P85)
- 地域の歴史や文化を誇りに思えるよう、若山牧水などの先人の遺業をたたえ、後世に伝える事業に取り組みます。
 - ➡ 施策 1-5-③ 地域の先人の顕彰と活用(P63)
- 国内外に向けてワーケーション事業を発信し、新たな関係人口の創出に取り組みます。
 - ➡ 施策 3-3-② 地域ブランディングと愛着や誇りの醸成による市民参画の拡大(P81)
- 市外からの移住者を積極的に受け入れられる制度の充実や環境の整備に取り組みます。
 - ➡ 施策 3-6-② 移住定住の促進(P87)

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	基準値	目標値
	令和5（2023）年度	令和10（2028）年度
若山牧水関連事業の参加者数（年間）	4,552人	5,000人
ふるさと応援寄附金の寄附件数（累計）	32,671件	192,000件
新たな移住者（U.I.Jターン）数（累計）	－	600人

【具体的な施策】

- シティプロモーションの推進
- ふるさと寄附金制度の推進
- 若山牧水をはじめとする先人の顕彰と活用
- ワーケーションの推進
- 移住定住の促進

基本戦略4

安全・安心で利便性の高いまちをつくる



基本戦略4の目指す方向性・効果

4-1 安全・安心なまちづくり
自治会（区）やまちづくり協議会の支援
地域防災力の向上
医療提供体制の充実
地域福祉の推進
地域包括ケアシステムの深化・推進
障がい者の自立支援

4-2 便利で快適なまちづくり
持続可能な都市構造の構築
空き家対策の推進
中心市街地活性化の推進
地域公共交通の維持・確保
土地区画整理事業の早期完成
住宅セーフティネットの推進

快適なまちづくり
定住意向の増大
社会減の抑制

数値目標

指標名	基準値 令和5（2023）年度	目標値 令和10（2028）年度
市民アンケート調査（日向市に住んで5年未満の人）で「住みやすい」「まあまあ住みやすい」と答えた割合	73.3%	80.0% (令和9年9月調査予定)
自治会（区）の新規加入世帯数（年間）	212世帯	230世帯

主要施策4-1 安全・安心なまちづくり

【基本方針】

- 自治会（区）やまちづくり協議会を支援し、地域のコミュニティの大切さを市民に啓発します。
 - ➔ 施策 6-3-① 地域コミュニティの活性化(P117)
- 市民や地域が中心となった防災対策や減災対策を進めるため、地区防災計画の策定や市民の防災訓練への参加を促します。
 - ➔ 施策 4-1-② 地域防災力の向上(P91)
- 地域で安心して健康に暮らせるように、二次救急医療機関への支援や地域医療体制の確保に取り組みます。
 - ➔ 施策 2-1-② 医療提供体制の充実(P67)
- 誰もが自分らしく安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指して「自助・互助・共助・公助」を相互に機能させながら地域課題の解決に取り組みます。
 - ➔ 施策 2-2-① 地域福祉の推進(P69)

- 認知症の人が尊厳を持ち、住み慣れた地域で生活を続けられるよう支援体制の構築に取り組みます。 ➔ 施策 2-3-② 地域で暮らし続けるための支援の充実(P71)
- 権利擁護の支援を必要とする人が適切な支援を受けられるよう、地域連携ネットワークの構築に取り組みます。 ➔ 施策 2-3-② 地域で暮らし続けるための支援の充実(P71)
- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるように、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。 ➔ 施策 2-3-② 地域で暮らし続けるための支援の充実(P71)
- 障がいのある人が地域で自立して暮らし続けられるように、障がい福祉サービスの提供や自立支援体制の構築に取り組みます。 ➔ 施策 2-4-② 地域生活の支援(P73)

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	基準値 令和5（2023）年度	目標値 令和10（2028）年度
地区防災計画を策定又は策定中の地区数	10 地区	15 地区
委託相談支援事業者の相談受付件数	2,977 件	4,080 件
地域福祉部の設置地区数	47 地区	57 地区

【具体的な施策】

- 自治会（区）やまちづくり協議会の活動支援
- 自治会（区）への加入促進
- 地区防災計画の策定など防災意識の啓発活動の推進
- 市民の防災訓練等への参加促進と備蓄品等の整備
- 高齢者や障がい者など災害弱者の円滑な避難支援、個別避難計画の作成
- 二次救急医療機関の支援、地域医療体制の確保
- 地域福祉を担う人材の育成
- 重層的支援体制整備事業の推進
- 認知症の正しい知識と理解の普及啓発、相談・支援体制の充実
- 高齢者の権利擁護の推進
- 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 障がい者の自立支援

主要施策4－2 便利で快適なまちづくり

【基本方針】

- 使われていない土地を有効に活用するとともに、「日向市立地適正化計画」に基づく居住推進区域や都市機能誘導区域への誘導を通じて住みやすい環境を整えます。 ➔ 施策 5-1-① 計画的な土地利用による都市空間の形成(P103)
- 空き家の発生を抑制し、適切な管理や活用を促します。 ➔ 施策 5-1-② 空き家対策の推進(P103)

- 中心市街地活性化のため、空き店舗対策事業に取り組みます。
 - ➡ 施策 5-1-③ 中心市街地活性化の推進(P103)
- 市民が利用しやすい地域公共交通を維持・確保します。
 - ➡ 施策 5-1-④ 地域公共交通の充実(P103)
- 土地区画整理事業の早期完成に向け、安全な通学路や公園などを整備します。
 - ➡ 施策 5-2-① 生活の質を高める都市基盤と住環境の整備(P105)
- 生活に困窮している人や高齢者、障がい者、子育て世帯など住宅の確保に配慮を要する人の居住の安定確保に取り組みます。
 - ➡ 施策 5-2-③ 市営住宅の整備と住宅セーフティネットの推進(P105)

重要業績評価指標（KPI）	基準値 令和5（2023）年度	目標値 令和10（2028）年度
中心市街地の歩行者・自転車通行量	3,537 人	3,855 人
市民バスの利用者数	64,562 人	70,000 人
土地区画整理事業区域内の都市計画道路整備率	32.9%	80.9%

【具体的な施策】

- 「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の形成
- 地域特性に応じた土地利用の推進
- 空き家の適切な管理・活用方法の提案及び除却支援
- 中心市街地の空き地や空き店舗の有効な活用
- 地域公共交通の維持・確保
- 土地区画整理事業の早期完成
- 住宅確保要配慮者の居住の安定確保

横断的な目標



基本戦略 1

基本戦略 2

基本戦略 3

基本戦略 4

横断的な目標の目指す方向性・効果

主要施策1 デジタル技術の活用による地域課題の解決（自治体DXの推進）

主要施策2 ゼロカーボンシティの実現

主要施策3 地方創生SDGsの推進

主要施策1 デジタル技術の活用による地域課題の解決（自治体DXの推進）

- 小中学校のICT環境の充実を図り、校務のデジタル化による業務効率化に取り組みます。
 - ➡ 施策1-2-① 小学校・中学校教育等の充実(P57)
- 観光DXを活用してターゲットを絞り、観光大使やSNS等を活用した魅力的な観光プロモーションを開展します。
 - ➡ 施策3-3-① 効果的なプロモーションの推進(P81)
- 地域公共交通（市民バス）の利便性や効率性等の向上を図るため、デジタル技術を活用した新しい交通サービスを導入します。
 - ➡ 施策5-1-④ 地域公共交通の充実(P103)
- ロボット技術やICT技術を活用したスマート農業を推進し、人手不足の解消に取り組みます。
 - ➡ 施策3-5-① 担い手の確保・育成と農業経営の安定化(P85)
- 介護現場の生産性向上や負担軽減を図るため、介護ロボットやICTの導入に向けて支援します。
 - ➡ 施策2-3-③ 介護サービスの充実と持続可能な制度運営(P71)

重要業績評価指標（KPI）	基準値 令和5（2023）年度	目標値 令和10（2028）年度
市民バスの利用者数	64,562人	70,000人

【具体的な施策】

- 小・中学校のICT化による教育DXの推進
- 観光DXの推進
- スマート農業の推進
- 新たな公共交通サービスの導入
- 介護現場の負担軽減

主要施策2 ゼロカーボンシティの実現

- 環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業の取組を推進し、安全・安心な農畜産物の供給と持続可能な農業の実現を目指します。 ➔ **施策3-5-③ 環境に優しい農業の推進(P85)**
- 持続可能な林業・木材産業を目指し、資源循環型の森林づくりを進めます。 ➔ **施策3-5-⑥ 森林・林業・木材産業の振興(P85)**
- 二酸化炭素(CO₂)排出量削減に向けて、ごみの減量化や省エネ・再エネ導入の普及啓発、市民バスなど地域公共交通の利用促進に取り組みます。 ➔ **施策4-4-④ 再生可能エネルギーと省エネの推進(P97)**
施策5-1-④ 地域公共交通の充実(P103)
- 細島港における脱炭素化に向けて、「港湾脱炭素化推進計画」に基づく取組を推進します。 ➔ **施策5-3-① 港湾施設の整備促進(P107)**

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
	令和5(2023)年度	令和10(2028)年度
脱炭素化に向けた出前講座の実施回数	11回	20回
市内における二酸化炭素排出量	493,806 t-CO ₂	422,000 t-CO ₂

【具体的な施策】

- 環境に優しい農業の推進
- 資源循環型の森林づくり
- 二酸化炭素(CO₂)排出量の削減

主要施策3 地方創生SDGsの推進

本市では重点戦略における各施策や基本目標別の施策にSDGsが目指す17の目標（ゴール）を関連付けることで、総合計画、地方創生、SDGsを一体的に推進していくこととしています。

そのため、「主要施策3 SDGsの推進」については、個別の「重要業績評価指標 (KPI)」は設定せず、各施策に設定した成果指標をもとに進捗状況の把握に努めます。

※基本計画の各施策に関するSDGsのゴールは、各施策の最初のページに掲載しています。「基本計画の見方 (P50、P51)」を参照してください。

基本計画の見方

施策に関連する本市の現状とともに、今後対応が求められる課題を整理したものです。

施策に取り組むことで目指すまちの状態を示しています。

施策に関係するSDGsを示しています。

基本目標Ⅰ 子育て・教育

施策1-1

子育て環境づくりの推進



目指す姿

家庭、地域、関係機関をはじめ、社会全体で子育てを支援する体制が整えられ、こどもの最善の利益を優先した、こどもまんなか社会となっています。



現状と課題

現状

- 「子育て世代包括支援センター」において妊産婦や乳幼児及びその家族に対して、妊娠期から子育て期への支援を行っています。
- 発達障がいや発達に心配がある乳幼児の早期発見・早期療育に努めています。支援が必要な乳幼児に対して、健診事後教室・訪問等による相談や支援を行っています。
- 保育士不足により運営に支障が生じている保育施設があります。
- 一時預かりや病児・病後児保育など、多様な保育サービスの提供を行っています。
- ひとり親は、非正規雇用の割合が高く、また、総所得も低い傾向にあります。
- 「子ども家庭総合支援拠点」を設置しました。日向市要保護児童対策地域協議会において、児童虐待の防止や養育環境の安定に向けて、子ども家庭支援の連携に取り組んでいます。
- 子どもの未来を応援する取組として、フードドライブや子ども食堂団体と連携した宅食による見守り等に取り組んでいます。

課題

- 関係機関等と連携を図り、継続した支援が受けられるように、事業を推進していく必要があります。
- 発達障がいや疑われる児童の早期療育に向けて関係機関と連携を図り、乳幼児期から就学への円滑な移行を支援していく必要があります。
- 安定した保育事業を継続できるよう、保育士の確保に努める必要があります。
- 多様化する保護者の就労形態に対応した保育サービスが求められています。
- 十分な収入を得ることができる就業を可能にするための支援が必要です。
- 児童虐待の新規相談受理件数が増加しています。児童福祉法の改正を受け、母子保健と児童福祉の相談支援が一体となった「子ども家庭センター」への移行に取り組む必要があります。
- 「第3期日向市子どもの未来応援推進計画」に基づき、子どもの貧困対策をさらに推進していく必要があります。

目指す姿を実現するために取り組む施策の方向性・内容を示しています。

重点戦略に関連する項目は
★で示しています。

第3部
基本計画

施策の方向性

妊娠・出産から乳幼児期にわたる支援の充実 ★

- ・妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援やサービスを提供し、安心して子どもを産み育てられる環境を整えます。
- ・全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、保健師等が伴走型相談支援を行うほか、経済的支援として出産応援給付金や子育て応援給付金を支給します。

安心して子育てができる支援の拡充 ★

- ・発達障がい等の早期発見・早期療育の実現や乳幼児健康診査における身体発育・健康状態を把握し、保健指導が必要なこどもや保護者を支援します。
- ・子ども医療費の助成など、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。
- ・新たな保育サービスである「こども誰でも通園制度」に取り組みます。

子育てと仕事が両立できる環境の整備

- ・地域における保育環境の向上を図るため、保育士の人材確保に向けた対策に取り組みます。
- ・放課後児童クラブの拡充を図り、児童の健全育成に取り組みます。

ひとり親家庭への支援 ★

- ・ひとり親家庭の自立を促進するため、生活の安定につながる資格の取得や能力開発の取組を支援します。
- ・母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等からの相談に応じるとともに、自立に必要な情報提供や指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援等を行います。

こどもの健やかな成長を保障する支援の充実 ★

- ・全ての妊娠婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関「こども家庭センター」の設置に取り組みます。
- ・児童虐待の防止と養育不安の解消のため、市民への啓発と要保護児童等の支援の充実に取り組みます。

こどもを応援する地域づくりの推進 ★

- ・こども応援の取組を推進するとともに、多様な居場所づくりの支援を検討します。
- ・「こども・若者応援ネット」のもと、関係団体と連携した家庭の支援に取り組みます。

成果指標

主な指標	基準値 令和5(2023)年度	目標値 令和10(2028)年度
産後ケア事業の満足度	97.1%	99.0%
放課後児童クラブの実施箇所数	12 箇所	17 箇所
児童虐待の新規受理件数(啓発を推進しながら減少を目指していく)	96 件	90 件

協働の取組



- ・出産や子育てに关心を向け、子育ての楽しさや喜びを分かち合いましょう。
- ・児童虐待の疑いを放置せず、市役所や警察、民生委員など身近な人に相談しましょう。



- ・出産・子育てを応援する職場環境づくりを推進しましょう。
- ・こども・若者への多様な居場所づくりや、体験機会の提供に取り組みましょう。

市民や地域、企業、団体と行政が協働で施策を推進していくにあたり、それぞれが担う取組の例を示しています。

目指す姿の達成状況を推し量ることのできる主な指標を成果指標として設定し、施策を推進することで、5年後に達成を目指す目標値を示しています。

第3章 基本目標別の施策

基本目標Ⅰ 子育て・教育

次代を担う心豊かなこどもを育む、安心して産み育てられるまち

【施策】

1-1

子育て環境づくりの推進

【具体的な施策】

- ① 妊娠・出産から乳幼児期にわたる支援の充実★
- ② 安心して子育てができる支援の拡充★
- ③ 子育てと仕事が両立できる環境の整備
- ④ ひとり親家庭への支援★
- ⑤ こどもの健やかな成長を保障する支援の充実★
- ⑥ こどもを応援する地域づくりの推進★

1-2

学校教育の推進

- ① 小学校・中学校教育等の充実★
- ② 教職員の育成と働き方改革
- ③ 特別支援教育の充実

1-3

教育環境の充実

- ① 安全・安心な教育環境の整備・充実★
- ② 学校給食の充実★
- ③ 児童生徒を大切にする教育の推進★

1-4

生涯学習・青少年健全育成の推進

- ① 生涯学習の充実
- ② 社会教育団体の育成
- ③ 図書館サービスの充実★
- ④ 青少年の健全育成

1-5

文化芸術の振興

- ① 文化芸術活動の促進★
- ② 文化財等の保存・継承・活用
- ③ 地域の先人の顕彰と活用★

基本目標Ⅰ 子育て・教育

施策1-1

子育て環境づくりの推進



目指す姿

家庭、地域、関係機関をはじめ、社会全体で子育てを支援する体制が整えられ、子どもの最善の利益を優先した、子どもまんなか社会となっています。



現状と課題

現状

- 「子育て世代包括支援センター」において妊産婦や乳幼児及びその家族に対して、妊娠期から子育て期への支援を行っています。
- 発達障がいや発達に心配がある乳幼児の早期発見・早期療育に努めています。支援が必要な乳幼児に対して、健診事後教室・訪問等による相談や支援を行っています。
- 保育士不足により運営に支障が生じている保育施設があります。
- 一時預かりや病児・病後児保育など、多様な保育サービスの提供を行っています。
- ひとり親は、非正規雇用の割合が高く、また、総所得も低い傾向にあります。
- 「子ども家庭総合支援拠点」を設置しました。日向市要保護児童対策地域協議会において、児童虐待の防止や養育環境の安定に向けて、子ども家庭支援の連携に取り組んでいます。
- 子どもの未来を応援する取組として、フードドライブや子ども食堂団体と連携した宅食による見守り等に取り組んでいます。

課題

- 関係機関等と連携を図り、継続した支援が受けられるように、事業を推進していく必要があります。
- 発達障がいが疑われる児童の早期療育に向けて関係機関と連携を図り、乳幼児期から就学への円滑な移行を支援していく必要があります。
- 安定した保育事業を継続できるよう、保育士の確保に努める必要があります。
- 多様化する保護者の就労形態に対応した保育サービスが求められています。
- 十分な収入を得ることができる就業を可能にするための支援が必要です。
- 児童虐待の新規相談受理件数が増加しています。児童福祉法の改正を受け、母子保健と児童福祉の相談支援が一体となった「子ども家庭センター」への移行に取り組む必要があります。
- 「第3期日向市子どもの未来応援推進計画」に基づき、子どもの貧困対策をさらに推進していく必要があります。

施策の方向性

妊娠・出産から乳幼児期にわたる支援の充実 ★

- ・妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援やサービスを提供し、安心してこどもを産み育てられる環境を整えます。
- ・全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、保健師等が伴走型相談支援を行うほか、経済的支援として出産応援給付金や子育て応援給付金を支給します。

安心して子育てができる支援の拡充 ★

- ・発達障がい等の早期発見・早期療育の実現や乳幼児健康診査における身体発育・健康状態を把握し、保健指導が必要なこどもや保護者を支援します。
- ・子ども医療費の助成など、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。
- ・新たな保育サービスである「こども誰でも通園制度」に取り組みます。

子育てと仕事が両立できる環境の整備

- ・地域における保育環境の向上を図るため、保育士の人材確保に向けた対策に取り組みます。
- ・放課後児童クラブの拡充を図り、児童の健全育成に取り組みます。

ひとり親家庭への支援 ★

- ・ひとり親家庭の自立を促進するため、生活の安定につながる資格の取得や能力開発の取組を支援します。
- ・母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等からの相談に応じるとともに、自立に必要な情報提供や指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援等を行います。

こどもの健やかな成長を保障する支援の充実 ★

- ・全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関「こども家庭センター」の設置に取り組みます。
- ・児童虐待の防止と養育不安の解消のため、市民への啓発と要保護児童等の支援の充実に取り組みます。

こどもを応援する地域づくりの推進 ★

- ・こども応援の取組を推進するとともに、多様な居場所づくりの支援を検討します。
- ・「こども・若者応援ネット」のもと、関係団体と連携した家庭の支援に取り組みます。

成果指標

主な指標	基準値 令和5(2023)年度	目標値 令和10(2028)年度
産後ケア事業の満足度	97.1%	99.0%
放課後児童クラブの実施箇所数	12 箇所	17 箇所
児童虐待の新規受理件数(啓発を推進しながら減少を目指していく)	96 件	90 件

協働の取組

市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ・出産や子育てに关心を向け、子育ての楽しさや喜びを分かち合いましょう。 ・児童虐待の疑いを放置せず、市役所や警察、民生委員など身近な人に相談しましょう。
企業・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・出産・子育てを応援する職場環境づくりを推進しましょう。 ・こども・若者への多様な居場所づくりや、体験機会の提供に取り組みましょう。

基本目標Ⅰ 子育て・教育

施策1-2

学校教育の推進



目指す姿

地域と一緒にとなって幼少期から一貫して守り育てる体制を構築し、子どもの個性と多様な学びに応える教育が実践され、たくましく生きる力が育まれています。



現状と課題

現状

- 児童生徒が基礎的な学習内容を習得でき、将来に向けて生きる力を育むことが求められています。
- 進学・進級などで変化する学習や生活環境にとまどいが増えています。
- 地域社会への積極的な参画やグローバル化に対応した人材育成をはじめ、ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界を視野に活躍する人材を育む教育が求められています。
- 家庭や社会環境が多様化しています。
- 急激な技術の進歩や情報化が進む社会の変化に、子どもが対応できるような教育が必要です。
- 高校生・大学生等に奨学金を無利子で貸していますが、卒業後の状況等により、償還が滞るケースがあります。
- 市外の高校に進学する生徒が増加し、市内の高校では定員割れが続いています。
- 近年、教職員の業務負担が大きく、児童生徒と向き合う時間が十分に取れないことが問題となっています。
- 特別な支援や配慮を要する児童生徒が増加しています。

課題

- ▶ 発達の段階に応じたわかりやすく質の高い授業が必要とされています。
- ▶ 学校や園の連携、家庭との情報共有など、教育相談や生徒指導の体制整備が必要です。
- ▶ 将来の目的を明確にし、人生を切り拓けるよう、キャリア教育をはじめ、地域の魅力など多様な価値観に触れる機会を創出する必要があります。
- ▶ 家庭や地域との連携・協働による学校づくりを進めていくことが必要です。
- ▶ I C T の有効活用を推進し、教職員の指導力の向上を図りながら、個別最適な学びを充実するとともに、情報リテラシーを向上していく必要があります。
- ▶ 経済的な理由で就学を諦める必要がないように、利用しやすい奨学金制度であることが求められています。
- ▶ 中学校卒業後の進学先として市内の高校が選ばれるよう魅力を高めていく必要があります。
- ▶ 校務の煩雑化や I C T 活用に係る知識・技能の向上、部活動指導など、業務の効率化や地域との連携が求められています。
- ▶ 学校や関係機関と連携し、生活面や学習面に対して、それぞれの個性や障がいの特性に応じた指導や支援が行える体制の充実を図る必要があります。

施策の方向性

小学校・中学校教育等の充実 ★

- ・ 子どもの学ぶ意欲の向上に努め、確かな学力の定着に取り組みます。
- ・ 保育所・幼稚園・認定こども園など就学前教育と小学校教育において「幼児期の終わりまでに育つてほしい姿」を共通理解し、幼児教育の充実に連携して取り組みます。
- ・ 小中一貫教育が目指すグランドデザインの実現に向けて、系統的で一貫性のある教育を推進します。
- ・ 社会的自立に必要な知識や技術、能力や態度を育成するキャリア教育の充実や地域の魅力に触れる「ふるさとの時間」を通じて郷土愛の醸成を図ります。
- ・ コミュニティスクールで地域と連携した学校づくりや地域の特色を生かした教育活動に取り組み、こどもを守り育てる環境づくりを学校、家庭、地域が一体となって推進します。
- ・ 小中学校のICT環境の充実を図り、児童生徒の資質・能力の向上をはじめ、情報リテラシーの育成を図ります。
- ・ 奨学金制度及び教育資金貸付制度の適切な運用に努めます。
- ・ 中学校卒業後の進学先として、市内の県立高等学校の魅力向上を支援します。

教職員の育成と働き方改革

- ・ 小中学校9年間をつなげる学びを通して、児童生徒一人ひとりが問い合わせを持って、仲間となって学び合いながら、力をつけられる授業づくりを推進します。
- ・ 児童生徒の学習の状況をしっかりと把握した上で、教えることと、どれくらい力が身に付いたかを適切に評価し、より良い授業づくりに努めます。
- ・ 教職員が取り組むべき業務や部活動の地域連携など、業務負担の軽減に取り組み、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保します。

特別支援教育の充実

- ・ 特別な支援や配慮を要する児童生徒の状況を丁寧に把握し、一人ひとりに合った指導や支援ができる環境づくり、教職員の専門性の向上に努めます。
- ・ 関係機関と連携し、児童生徒に対する相談支援体制の充実を図ります。

成果指標

主な指標	基準値 令和5(2023)年度	目標値 令和10(2028)年度
全国学力・学習状況調査で「将来の夢や目標を持っている」と答えた中学3年生の割合	68.3%	72.0%
全国学力・学習状況調査で「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」と答えた中学3年生の割合	74.4%	80.3%

協働の取組

市民・地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民は、学校の運営方針や先生の取組を理解し、学校行事やPTA活動に積極的に参加や協力をしましょう。 ・ 地域は、児童生徒の学びや放課後活動の支援など、ボランティア活動等に積極的に参加や協力をしましょう。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業は、児童生徒の課題解決的な学びをサポートするために、職業講話への人材の派遣や職場体験学習の受け入れなどに協力しましょう。 ・ 団体は、多様な人材や専門的な知見による学習プログラムを提供するなど、教育活動の支援を行いましょう。

基本目標Ⅰ 子育て・教育

施策1－3

教育環境の充実



目指す姿

学校は、全ての子どもにとって安心できる居場所であり、先生がいきいきと働く職場であるとともに、子どもの成長を地域住民と共に喜び合う場所になっています。



現状と課題

現状

- 児童生徒数が減少する中、社会性の育成や効果的な学校運営を行うため、学校の適正規模・適正配置に取り組む必要があります。
- 学校施設は供用開始から年数が経過しており、建物の老朽化が進行しています。
- 小中学校の普通教室は空調設備を設置済みですが、特別教室の設置率が低い状況です。
- 物価高騰等により、学校給食費にかかる子育て世帯の経済的負担が増加しています。
- 学校給食センターは、経年劣化による修繕箇所が増えています。
- 不登校要因の多様化により、児童生徒への対応が困難なケースをはじめ、保護者の学校に対する過度な要望や、生徒指導面における課題など、学校だけでは対応が難しい問題が増加しています。
- 多様化する社会の中で、学校生活への適応が困難になる児童生徒が増えており、安全で安心できる居場所づくりや支援が求められています。
- 誰一人取り残されず、子どもの可能性を引き出すため、多様性を認め合い、一人ひとりを大切にする教育の推進が求められています。
- 生活スタイルの多様化が進んでいます。

課題

- 将来の児童生徒数を見据え、学校の適正規模・適正配置に関する市の基本方針及び小中学校の再編計画を策定し、計画的に進め必要があります。
- 学校施設の長寿命化や教育環境の変化に対応した施設改修を進める必要があります。
- 理科室や音楽室などの特別教室の空調整備を進める必要があります。
- 学校給食費の無償化により保護者の負担軽減を図る必要があります。
- 施設設備や厨房機器の計画的な長寿命化を図る必要があります。
- 関係機関などと連携し、児童生徒をはじめ、保護者や家庭環境に寄り添いながら、組織的かつ専門的な対応を行うことが求められています。
- 複雑な背景を抱え、教室で過ごすことのできない児童生徒が安心して過ごせる場所や心理的なケアを行う支援体制の整備が求められています。
- 児童生徒の持つ様々な背景を踏まえ、発達の段階に配慮した効果的な指導方法や個々の生徒のニーズに応じた学びで支援する必要があります。
- 子どもの健康状態を家庭と共有しながら、心身の健やかな成長に向けてきめ細かな指導や支援を行う必要があります。

施策の方向性

安全・安心な教育環境の整備・充実 ★

- 市立小中学校適正規模・適正配置基本方針及び再編計画の策定に取り組むとともに、計画的な学校施設の整備（再編）に取り組みます。
- 学校再編においては、対象となる学校の保護者や地域住民等が一体となって特色ある学校づくりを進めていけるよう取り組みます。
- 学校施設の防災力向上に取り組むとともに、災害時や不審者侵入に対応するため、避難訓練の実施や地域と連携した防犯対策を推進します。

学校給食の充実 ★

- 国の法令や衛生基準に基づき、適切な施設管理に努め、安全で安心な学校給食を提供します。
- 食物アレルギーがある児童生徒について学校と情報共有を図り、それぞれの状態に応じた安全で安心な学校給食を提供します。
- 食育や生産者と連携した地産地消を推進します。
- 学校給食センターの施設の長寿命化や施設管理費の平準化に努めます。
- 学校給食にかかる子育て世帯の経済的負担の軽減に取り組みます。

児童生徒を大切にする教育の推進 ★

- いじめや不登校に対する相談及び支援体制の充実を図るとともに、学校をはじめ、地域などと連携した子どもの居場所づくりに努めます。
- 帰国・外国人児童生徒等への教育機会の支援に取り組みます。
- 命の大切さを考える教育や豊かな心を育む教育の推進を図るため、道徳教育や体験活動の充実を図ります。
- 学校の環境衛生検査を実施し、良好な環境の保持と安全管理に取り組みます。
- 学校での健康診断を実施し、事後指導の充実を図るなど、児童生徒の健康の保持増進と重症化予防に取り組みます。

成果指標

主な指標	基準値 令和5(2023)年度	目標値 令和10(2028)年度
小中学校のトイレの洋式化率	60.4%	70.0%
不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で相談・指導等を受けている児童生徒の割合	50.4%	65.0%

協働の取組

市民・地域 	<ul style="list-style-type: none"> こどもに「食」の大切さを教え、正しい食習慣を身に付けましょう。 学校の美化や緑化に協力し、学校施設を大切に利用しましょう。 家庭では、こどもの心身の状態を把握し、こどもに寄り添い、語り合う時間を持ちましょう。
	<ul style="list-style-type: none"> 学校以外の子どもの居場所づくりについて、連携・協力しましょう。

基本目標Ⅰ 子育て・教育

施策1-4

生涯学習・青少年健全育成の推進



目指す姿

市民の誰もが生きがいや充実感を得られる生涯学習の場があります。家庭、学校、地域が連携した取組により、青少年が健やかに成長できる環境になっています。



現状と課題

現状

- 生涯学習活動に参加したい人のニーズに全て応えるための学習環境が整っていない状況にあります。
- 放送大学宮崎学習センターの学生数が減少傾向にあります。
- 会員数（加入団体数）が減少している社会教育団体があります。
- 図書館は、市民の様々な学習活動を支援する役割を担っていますが、社会変容によってライフスタイルが急速に変化する中で、読書離れや図書館への来館者の減少が起きてています。
- 核家族化やライフスタイルの多様化などを背景に、地域とのつながりが希薄化し、地域における教育力が低下しています。

課題

- 施設の環境を整えるだけでなく、誰もが参加できる講座を企画・運営することが必要です。
- 生涯学習の場所である放送大学宮崎学習センターの認知度を高めていく必要があります。
- 各団体による組織のあり方の検討や活動の活性化の取組を支援していく必要があります。
- 読書を楽しむことを増やすためには、乳幼児期から本に親しみ読書習慣を身につけることが必要であり、読書活動を積極的に推進することが求められています。多様化する市民ニーズに柔軟に対応し、誰もが利用しやすい図書館にしていく必要があります。
- 家庭、学校、地域の全てが「地域のこどもは、地域で育てる」という意識を持ち、一体となって健全育成に取り組む必要があります。

施策の方向性

生涯学習の充実

- ・市民のニーズを取り入れ、誰もが参加することができる生涯学習講座を企画し、運営に取り組みます。
- ・自主サークルの周知を図り、学びたい人が学びたいことを学べる機会を提供します。
- ・放送大学宮崎学習センターと連携し、市民の学びの場として周知・啓発を行います。

社会教育団体の育成

- ・社会教育団体がそれぞれの取組を活性化できるように、活動を支援します。

図書館サービスの充実 ★

- ・誰もが利用しやすい図書館するために、読書バリアフリーや移動図書館車運行の充実に取り組みます。
- ・子どもの読書活動を支援するために、学校や地区公民館図書室と連携し、子どもに読書の楽しさを伝える環境づくりに取り組みます。
- ・現在の図書館が老朽化していることから、市民の知の拠点、交流の拠点として複合的な機能を備えた新たな図書館の整備に向けて取り組みます。

青少年の健全育成

- ・「地域のこどもは地域で育てる」という意識が高められるように、子どもの学びや育ちを促す地域活動の取組を支援します。
- ・郷土の偉人を学び、芸術に触れることにより、故郷ふるさとを愛し、故郷ふるさとに誇りを持つ子どもを育てます。
- ・放課後にこどもが地域の大人と交流しながら、安全で安心して過ごせる居場所づくりを行います。
- ・青少年が相談しやすい環境をつくるとともに、関係機関と連携しながら、青少年の健全な育成や非行の防止に取り組みます。

成果指標

主な指標	基準値 令和5(2023)年度	目標値 令和10(2028)年度
公民館主催講座参加者の満足度	96.0% (R 6実施値)	97.0%
放課後子ども教室利用児童の満足度	94.0% (R 6実施値)	95.0%

協働の取組

市民・地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な学びの場や機会を利用し、生涯学習に取り組みましょう。 ・「地域のこどもは地域で育てる」という意識を持ちましょう。
企業・団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な企画や活動を行うことで団体の活性化を図り、青少年の健全育成に取り組みましょう。

基本目標Ⅰ 子育て・教育

施策1－5

文化芸術の振興



目指す姿

誰もが文化芸術の発表や鑑賞の機会を得るとともに、地域に受け継がれている歴史や文化に誇りを持ち、後世に伝えています。



現状と課題

現状

- 令和5（2023）年度に実施した市民アンケートでは、若年層を中心に全世代の半数以上が「1年間で1度も市内の文化施設で文化芸術関係の公演・展示等を鑑賞したことがない」と回答しています。
- 文化活動を行う人が減少し、文化団体の後継者が不足しています。
- 市が保有する文化施設の老朽化が進行しています。
- 文化財を保存・継承する後継者が不足し、存在が認知されなくなる危険性が懸念されています。
- 埋蔵文化財の整理作業を実施する場所がなく、調査で出土した土器や石器など遺物の展示も十分にできない状況です。
- 伝統的建造物群保存地区は、若者世代の後継者不足により高齢化が進んでおり、空き家が増加しています。
- 若山牧水の生誕地としての強みを生かした顕彰事業を開催していますが、参加者が伸び悩んでいます。

課題

- 児童生徒をはじめ、多くの市民が優れた文化芸術に親しむ機会を創出する必要があります。
- 文化活動を支援し、人材の育成を図る必要があります。
- 計画的な改修を行う必要があります。
- 文化財の調査研究・保管展示・修理保存・教育普及を継続していくことが求められています。
- 出土した遺物の整理作業が可能な場所の確保と保管・展示する施設の整備が必要です。
- 建造物や景観の維持管理を適正に行い、地域を活性化していくことが求められています。
- 幅広い年代に关心を持ってもらえるような顕彰事業の内容と周知方法を工夫しながら、継続して事業を推進する必要があります。

施策の方向性

文化芸術活動の促進 ★

- ・市民が文化芸術に親しむ機会を創出します。
- ・市民が気軽に文化活動に参加・発表できるような環境づくりに努めます。
- ・文化芸術団体の活動促進や団体相互間の交流促進に努めます。
- ・文化施設を計画的に改修し、長寿命化を図ります。

文化財等の保存・継承・活用

- ・文化財の情報発信に取り組み、広く周知します。
- ・未指定文化財の調査・研究に努め、その価値や重要性を判断し、指定化を図ります。
- ・指定文化財は、適正な維持管理や修理に努めて、永く後世へ伝えていきます。
- ・重要伝統的建造物群保存地区は、地域住民と連携して町並みの保存に努めるとともに、地域活性化を図ります。
- ・埋蔵文化財は遺跡等の状況把握に努め、記録・保存に取り組みます。
- ・文化財施設の適正な維持管理を行い、入館者の満足度向上を図ります。

地域の先人の顕彰と活用 ★

- ・幅広い年代に关心を持つてもらえる顕彰事業に取り組みます。
- ・後世に伝え残す貴重な資料の収集・保存・展示に努めます。

成果指標

主な指標	基準値 令和5(2023)年度	目標値 令和10(2028)年度
文化芸術事業の参加者数	72,106人	74,000人
若山牧水関連事業の参加者数（年間）	4,552人	5,000人

協働の取組

市民・地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、文化芸術に関するイベント、地域の伝統行事に積極的に参加し文化芸術に親しむとともに、地域に伝わる文化財の保存と継承に取り組みましょう。 ・自治会（区）は、自治公民館を文化芸術活動の場として提供し、地域住民が利用できる環境を整えましょう。
	<ul style="list-style-type: none"> ・企業は、文化芸術、文化財について人的・物的な支援、情報発信に努めましょう。 ・文化団体は、イベントを企画し、参加者が増えるようPRに努めましょう。

基本目標Ⅱ 健康・福祉

みんなで支え合い、いきいきと暮らせる健康長寿のまち

【施策】

2-1

健康づくりの推進と
社会保障制度の安定運営

【具体的な施策】

- ① 保健対策の充実
- ② 医療提供体制の充実★
- ③ 社会保障制度の安定運営

2-2

地域共生社会の実現

- ① 地域福祉の推進★
- ② 生活支援と自立の促進

2-3

高齢者福祉の充実

- ① 高齢者の社会参加と生きがいづくり
- ② 地域で暮らし続けるための支援の充実★
- ③ 介護サービスの充実と持続可能な制度運営★

2-4

障がい福祉の充実

- ① 権利擁護の推進
- ② 地域生活の支援★
- ③ 社会参加の促進

基本目標II 健康・福祉

施策2-1

健康づくりの推進 と社会保障制度の 安定運営



目指す姿

必要なときに、必要な医療を受けることができる環境が整っているとともに、市民一人ひとりが自ら健康づくりに取り組み、健やかで心豊かに暮らしています。
また、社会保障制度が適正に運営され、公平な負担と給付により市民が安心して暮らしています。



現状と課題

現状

- がん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病が死因別死亡率の約5割を占めています。
- 自殺者数は減少傾向にありますが、「自殺者数ゼロ」を目指し、さらなる取組の強化が求められています。
- 新型コロナウィルス感染症の流行をきっかけに、市民の感染予防に対する意識が高まっています。
- 日向入郷医療圏は、医師をはじめ医療従事者が特に少ない地域であり、医師の高齢化も進んでいることから、必要とする医療の提供が困難となることが懸念されています。
- 医師不足が深刻化する中、不要不急の受診は医療現場に大きな影響を与えています。
- 東郷診療所では、公立医療機関として持続可能な医療の提供を行うことが求められています。
- 国民健康保険事業では、医療技術の高度化等の要因により、被保険者一人当たりの医療費が増加しています。
- 安定した事業運営に必要な国民健康保険税の収入が年々減少しています。
- 後期高齢者医療事業では、高齢化が進み、被保険者数や総医療費が年々増加しています。
- 国民年金制度は、世代間で互いに助け合う仕組みであり、老後の生活を支える社会保障の柱として、その重要性が高まっています。

課題

- ▶ 健（検）診受診を推進し、生活習慣病の予防や重症化を防ぐ必要があります。
- ▶ こころの健康づくりや自殺予防対策を推進していく必要があります。
- ▶ 感染症に対する正しい情報の周知に努めるとともに、感染症予防や重症化抑制のため予防接種を推進していく必要があります。
- ▶ 初期及び二次救急医療体制の維持と質の高い地域医療体制の充実が求められています。
- ▶ 医療機関の適正受診について、市民への啓発が必要です。
- ▶ 地域のかかりつけ医療機関となれるよう、診療所機能の周知に努め、市民の利用促進を図る必要があります。
- ▶ 医療費の抑制を図るため、医療機関の重複・頻回受診、重複服薬者等に対する保健指導やジェネリック医薬品の普及啓発が必要です。
- ▶ 国民健康保険税未納者の実態を把握し、きめ細やかな納税相談に努めるとともに、未収債権の圧縮に取り組む必要があります。
- ▶ 宮崎県後期高齢者医療広域連合と連携し、医療費の適正化や保健事業の推進に取り組む必要があります。
- ▶ 国民年金に関する各種届出や相談対応を適切に行うとともに、市民の国民年金制度への理解が深まるよう啓発等に努める必要があります。

施策の方向性

保健対策の充実

- ・ 疾病の早期発見のために、健（検）診を受けやすい環境づくりに努めるとともに、健（検）診の重要性について周知・啓発に努めます。
- ・ 悩みや不安を抱える人が相談できる窓口の周知・啓発に努め、地域における自殺対策を支える人材であるゲートキーパーの養成を図ります。
- ・ 新たな感染症等について情報を収集し、正確な情報の提供を行うとともに、関係機関と連携して適切に対応します。
- ・ 医療機関と連携して、ワクチン接種の体制を確保し、感染拡大防止と重症化リスクの軽減に努めます。

医療提供体制の充実 ★

- ・ 安定した救急医療体制を維持するため、日向・東臼杵圏域町村と連携し、二次救急医療機関等に対する支援に取り組みます。
- ・ 日向市東臼杵郡医師会や関係機関等と連携し、医療人材の確保や産科医療体制の維持など地域医療体制の充実に努めます。
- ・ かかりつけ医の利用や時間内受診の推進など医療機関の適切な受診を促進するため、市民への意識啓発等に取り組みます。
- ・ 東郷診療所は、新たに導入した医療機器を活用しながら、持続可能な医療の提供に努めるとともに、訪問看護事業に取り組みます。

社会保障制度の安定運営

- ・ 関係機関と連携を図りながら、医療機関の適正受診や適正服薬、ジェネリック医薬品の使用促進などについて啓発活動を推進し、医療費の抑制を図ります。
- ・ 国民健康保険税の収納率向上を図るため、納付相談や滞納処分等に取り組みます。
- ・ 後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療制度の適正な運営に努めます。
- ・ 市民が年金を受給できる権利を確保できるよう、制度の広報啓発に努めます。

成果指標

主な指標	基準値 令和5(2023)年度	目標値 令和10(2028)年度
特定健康診査の受診率	34.4% (基準値：R 4)	56.0%
市民、関係部署・団体を対象としたゲートキーパー研修の参加者数（累計）	—	750人以上

協働の取組

市民・地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近にかかりつけの医療機関を持ち、症状に合わせて適正に利用しましょう。 ・ 定期的に健（検）診を受診し、健康管理に役立てましょう。 ・ バランスの良い食事や適度な運動を心がけ、健康づくりに取り組みましょう。 ・ こころの健康について理解を深め、不調に気付いたときは早めに相談しましょう。 ・ 感染症予防と重症化リスクの軽減に努めましょう。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種健（検）診受診を促進し、健康づくりを推進しましょう。 ・ ゲートキーパーの育成に努め、悩みを相談できる体制を整備し、快適な職場環境づくりに努めましょう。

基本目標II 健康・福祉

施策2-2

地域共生社会の実現



目指す姿

市民同士がつながりあい、誰もが自分らしく安心して暮らせる地域共生社会を実現し、幸福で持続可能な未来を築くために、互いに助け合い、支えあう地域になっています。



現状と課題

現状

- 少子高齢化や核家族化が進行し、市民のつながりや地域との関係性が希薄化することで、福祉の課題やニーズが複雑化・多様化しています。
- 8050問題※やダブルケア※、ヤングケアラー※等、従来の福祉サービスだけでは課題の発見や解決が困難な生活課題に直面している人が増えています。
- 本市の生活保護受給者数は、平成22（2010）年度にピークとなりその後減少してきましたが、令和3（2021）年度からは、横ばいで推移しています。
- 生活に困窮する家庭からの相談件数は、コロナ禍に伴い増加しましたが、5類感染症への移行後は減少傾向にあります。

課題

- ▶ 地域での支え合い活動を支援し、主体的に地域の課題を把握し、その解決に取り組む「我が事」意識を持つ市民を増やす必要があります。
- ▶ 分野を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援など、包括的な支援体制の構築が求められています。
- ▶ 生活保護受給者が生活保護を受けずに生活できるように、就労や健康のための生活改善を促すなど、生活保護制度の適正な実施が必要です。
- ▶ 生活に困窮する家庭の多くは、複合的な問題を抱えており、そのことが貧困の連鎖や地域における孤立といった問題にもつながっています。

※ 8050問題：80代の親と働いていない独身の50代の子が同居している世帯であり、ひきこもりの長期化・高年齢化について深刻な困窮に陥る可能性が指摘されている。

※ ダブルケア：育児と親の介護を同時に担うこと。

※ ヤングケアラー：本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っていることのこと。

施策の方向性

地域福祉の推進 ★

- ・ 地域で安心して暮らせるように自治会（区）や民生委員・児童委員等の連携を支援し、市民一人ひとりを大切にする地域づくりを推進します。
- ・ 市民自らが地域の課題や隣人の困りごとに気付き、互いに支え合うための組織（機能）である「地域福祉部」について、自治会（区）を基にした設置推進や活動を支援します。
- ・ 複雑化・複合化した市民の支援ニーズに対応するため、市や関係機関等が連携・協働して包括的な支援体制を構築する「重層的支援体制整備事業」を推進します。

生活支援と自立の促進

- ・ 法の趣旨に基づいた生活保護の適正実施に努めます。
- ・ 地域や関係機関と連携し、生活支援が必要な子どもの学習支援や就労が困難な人の居場所づくりを支援します。

成果指標

主な指標	基準値 令和5(2023)年度	目標値 令和10(2028)年度
地域福祉部の設置地区数	47 地区	57 地区
日向市ボランティア・市民活動センターが把握する福祉ボランティアの活動者数	1,045 人	1,400 人

協働の取組

市民・地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の課題や困難を抱える人の課題を「我が事」として捉え、解決に向けて共に支え合う地域福祉活動を実践しましょう。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉に関する支援制度や身近な相談窓口について把握し、自分や地域の困りごとを見つけたら積極的に利用・相談しましょう。 ・ 生活困窮者の支援制度について理解を深め、生活の困難がうかがえる子どもや家庭があれば、行政・関係機関・支援団体につなぎましょう。
企業・団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉団体・事業者等は、地域のニーズに応じたサービスを提供するとともに、サービスの分野を超えた包括的支援体制の充実に向けて連携に努めましょう。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の一員としてボランティア活動等の福祉交流活動に積極的に参加しましょう。 ・ 多様な人の就労や多様な働き方について理解を深め、雇用機会の創出に努めましょう。

基本目標II 健康・福祉

施策2-3

高齢者福祉の充実



目指す姿

高齢者が生きがいを持ち、地域や人とつながり支え合いながら、住み慣れた地域で自分らしく生活できるまちなみっています。



現状と課題

現状

- 高齢者クラブやシルバー人材センターは、高齢者の社会参加や生きがいづくりに貢献しています。
- 地域で高齢者を支えるボランティア等の担い手不足が懸念されます。
- 高齢者を取り巻く環境が複雑多様化しています。
- 単身高齢世帯の増加が見込まれています。
- 認知症高齢者が増加傾向にあります。
- 成年後見人等を必要とする高齢者は増加傾向にあります。
- 健康課題を抱える高齢者や、健康状態が不明な高齢者が見受けられます。
- 介護保険制度の運用にあたっては、適正な介護認定と適切な介護サービスの提供に努めています。
- 居宅サービスや在宅医療のニーズが増しており、介護を担う家族の身体的負担やストレスの増加が心配されます。
- 新たな介護人材の確保が困難な状況であり、介護サービスの質の低下につながり、必要なサービスが提供できなくなることが懸念されます。

課題

- ▶ 高齢者クラブやシルバー人材センターの会員確保に向けた取組を支援する必要があります。
- ▶ 生活支援センターを養成し、新たな担い手の確保に努めるとともに、支援活動につなげる必要があります。
- ▶ 地域包括ケアシステム[※]に関わる関係機関等の業務の見直しや人材育成・確保を支援する必要があります。
- ▶ 地域での見守り活動や通いの場の充実を図る必要があります。
- ▶ 認知症の人や家族を地域で支える体制の再構築の必要があります。
- ▶ 成年後見制度の普及啓発に努めるとともに、後見人に対する支援の充実に取り組む必要があります。
- ▶ 高齢者の健康状態を確認し、疾病予防や介護予防等に取り組む必要があります。
- ▶ 今後、要介護認定者が増加することから、より一層、適正な介護認定に努め、適切なサービスを提供できるよう支援する必要があります。
- ▶ 介護サービスの質の向上を図るため、事業者等の育成支援を行う必要があります。また、介護サービスを安定的に提供するため、事業所の整備を支援する必要があります。
- ▶ 介護現場の負担軽減を図るため、介護人材の確保や育成、生産性の向上に向けた取組を支援する必要があります。

※ 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目指し、重度な要介護状態となつても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制を構築すること。

施策の方向性

高齢者の社会参加と生きがいづくり

- ・高齢者クラブについて情報発信し、会員確保の取組を支援します。
- ・シルバー人材センターの利用拡大、会員確保の取組を支援します。
- ・生活支援コーディネーターを活用して、高齢者を地域で支える生活支援センターを養成するとともに、活動の場の創設に取り組みます。

地域で暮らし続けるための支援の充実 ★

- ・地域包括ケアシステムの機能維持のため、地域包括支援センターの支援体制の充実を図るとともに、基幹型地域包括支援センターの設置などについて研究します。
- ・複雑多様化するニーズに対応するため、地域包括ケアシステムに関わる関係機関や事業所等の業務の見直しや人材育成・確保を支援します。
- ・地域包括支援センターや民生委員、高齢者見守りネットワークの事業所などと協力し、地域での高齢者の見守りに努めます。
- ・「いきいき百歳体操」や「いきいきサロン」などの通いの場の充実を図り、利用促進に向けて周知啓発に取り組みます。
- ・認知症の正しい知識と理解について普及啓発を推進するとともに、認知症高齢者が尊厳を持ち、住み慣れた地域で可能な限り生活ができるよう、関係機関と連携し、必要な支援体制の構築に努めます。
- ・任意後見制度を含む成年後見制度の普及啓発に努め、中核機関が中心となり、適切な制度利用につなげるネットワークの構築や後見人に対する支援に取り組みます。
- ・健康課題を抱える高齢者などに対し、保健事業と介護予防の一体的事業を実施し、健康寿命の延伸を図るとともに、必要に応じ適切な医療や介護サービスにつなげます。
- ・地域ケア会議等を通じて、地域課題の把握に努めるとともに、市民や行政、関係機関が協働して、課題解決に向けて取り組みます。

介護サービスの充実と持続可能な制度運営 ★

- ・介護給付適正化事業を推進し、必要なサービスの効率的な提供に努めます。
- ・介護サービスの質の向上と安定的な提供のため、介護サービス事業所に対する運営指導や監査を行うとともに介護保険事業計画に基づき事業所の整備を行います。
- ・介護サービス事業所と連携し、介護人材の確保と育成に取り組むとともに、介護現場の生産性向上や負担軽減を図るため、介護ロボットやＩＣＴの導入について支援します。

成果指標

主な指標	基準値 令和5(2023)年度	目標値 令和10(2028)年度
いきいき百歳体操の実施会場数	89 か所	93 か所
生活支援センター養成講座修了者数（累計）	—	80 人

協働の取組

市民・地域 	・ 日頃から健康づくりや介護予防に努めましょう。
	・ 積極的に地域活動に参加し、地域とのつながりを持ちましょう。
企業・団体 	・ 支援が必要な高齢者を見守り、地域で支えましょう。
	・ 高齢者の雇用や、仕事と介護の両立に協力しましょう。
	・ 地域の高齢者の見守りに努めましょう。

基本目標II 健康・福祉

施策2-4

障がい福祉の充実



目指す姿

障がいのあるなしにかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域共生社会になっています。



現状と課題

現状

- 障がいを理由として差別を受けたり、不利益な扱いを受けたりせずに、地域の人々と共に暮らしていける社会が望まれています。
- 障がいのある人が住み慣れた地域社会の中で自立した生活を送るための支援が望まれています。
- 障がいの程度や特性により、社会活動への参加が困難な人がいます。

課題

- ▶ 障がいのある人と障がいのない人が交流を深め、互いに理解することが必要です。
- ▶ それぞれの障がいの特性を理解し、適切な意思疎通手段の技術を身につけた支援者が必要です。また、障がいのある人が安心して生活していくために、障がい福祉サービスの提供や相談支援体制の構築が必要です。
- ▶ 障がいの特性やニーズに応じた多様できめ細やかな福祉サービスを提供することが必要です。

施策の方向性

権利擁護の推進

- 全ての人が互いの人格と個性を尊重し合い、暮らしていける社会にするため、障がいのある人への理解と地域住民との交流促進を図ります。
- 障がいを理由として不利益な扱いを受けることのないよう、権利擁護に関する制度の周知と利用促進を図るとともに、虐待防止に関する取組を推進します。
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が改正され、事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されたため、広報周知を図ります。

地域生活の支援 ★

- 障がい福祉サービスの仕組みや内容の周知を図り、制度が効果的、効率的に推進されるよう取り組みます。
- 重度心身障がい児者、医療的ケア児者に対するサービス提供体制の整備を促進します。
- 障がいのある人が円滑に意思疎通を図り、必要な情報を入手できるように手話や点訳などの普及を図り、奉仕員の養成講座による新たな奉仕員の育成に努めます。

社会参加の促進

- スポーツや文化活動への参加を通して、障がいがある人の社会活動の機会の創出や生きがいづくりの支援に努めます。
- 障がい者就労施設からの物品調達を進める方針を策定し、推進します。

成果指標

主な指標	基準値 令和5(2023)年度	目標値 令和10(2028)年度
委託相談支援事業者の相談受付件数	2,977 件	4,080 件
ふれあいフェスタの参加・来場者数	750 人	1,000 人

協働の取組

市民・地域 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいや障がいのある人への理解を深め、互いの人格と個性を尊重しましょう。
企業・団体 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉サービス事業所は、障がいのある人が日常生活や社会生活を営むことができるよう支援しましょう。 事業者は、障がいのある人への「合理的配慮」を提供しましょう。

基本目標Ⅲ 産業・交流

活力とにぎわいにあふれ、交流が広がり、将来にわたって誇れるまち

【施策】

3-1

商工業の振興と雇用の促進

3-2

新たな産業の振興

3-3

観光・交流の推進

3-4

スポーツの推進

3-5

農林水産業の振興

3-6

中山間地域の活性化と
移住定住の促進

【具体的な施策】

① 活力ある商工業の振興★

② 就業の場の確保と雇用の創出★

③ 産業人材の育成★

① 企業誘致の推進★

② 企業の技術革新の促進支援★

① 効果的なプロモーションの推進★

② 地域ブランディングと
愛着や誇りの醸成による市民参画の拡大★

③ 持続可能な観光地域づくりの推進★

④ 国内外誘客による観光消費の拡大★

① 生涯スポーツの推進

② 競技スポーツの推進

③ スポーツ施設の整備と活用★

④ 地域資源の活用によるスポーツ交流の推進★

① 担い手の確保・育成と農業経営の安定化★

② 地域の特性を生かしたブランド化の推進★

③ 環境に優しい農業の推進★

④ 農村環境の維持と生産基盤の整備

⑤ 畜産業の振興

⑥ 森林・林業・木材産業の振興★

⑦ 水産業の振興

① 中山間地域の活性化

② 移住定住の促進★

基本目標Ⅲ 産業・交流

施策3-1

商工業の振興と雇用の促進



目指す姿

誰もが意欲と能力を発揮できる職場環境を整備することで、地域経済の成長が促進され、持続可能な発展を遂げています。



現状と課題

現状

- 本市における企業単位の労働生産性は、全国平均や宮崎県平均と比較して低い状況です。
- 経営者が高齢化し、後継者がいないために廃業する事業所が増加しています。
- 急速な技術の進化や市場環境の変化に対応する必要があります。
また、新技術・新製品開発への関心を持っている事業所はあるものの、負担が大きく実際に取り組むことが困難な状況です。
- 本市は高校卒業後に市内企業に就職する割合が23%と全国平均と比較して低くなっています。
- 若者の市外流出が労働人口の減少につながっています。ハローワーク日向の有効求人倍率は1.0を超えた状態が恒常化し、人手不足が続いている。

課題

- ▶ 都市部と比べて専門的な技術や知識を持つ人材が不足しており、業務効率化や生産性向上を図る施策が求められています。
- ▶ 後継者の育成に必要な技術や経営知識などに関する研修の機会を創出する必要があります。
市場環境の変化に対応するため、技術革新に取り組む必要があります。
- ▶ また、ヒトやモノへの投資を促すため、必要に応じて資金調達ができる環境を整える必要があります。
- ▶ 生徒や保護者等の市内企業に対する認知度を上げていく取組が必要です。
- ▶ 安定的な労働力を確保するため、若者の市内企業への就職支援や企業のニーズに対応した産業人材の育成、企業の魅力的な職場環境づくりを支援していく必要があります。

施策の方向性

活力ある商工業の振興 ★

- ・地域外の専門的な知識や技術を持つ人材を活用することにより、中小企業の業務効率化や生産性の向上を支援するとともに、競争力強化等に向けた支援策に関する情報提供などに努めます。
- ・国や県、日向商工会議所、東郷町商工会、その他支援機関との連携を強化し、商工業を担う後継者の育成・確保に取り組みます。
- ・支援機関との連携を強化し、中小企業などへの経営支援に取り組み、創業や新分野進出、販路拡大等に必要な支援に取り組みます。
- ・中小企業の円滑な資金調達を支援するため、日向商工会議所や東郷町商工会、金融機関等と連携し、金融支援制度の活用を促進します。

就業の場の確保と雇用の創出 ★

- ・日向地区の高校生やその保護者の地元企業に対する認知度を上げるための取組を進めます。
- ・ワーク・ライフ・バランスを考慮した柔軟な働き方や労働者がストレスなく働ける環境を整えている企業を支援するため、各種表彰制度の利用を促進します。
- ・女性活躍推進やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくりに取り組む企業を支援します。
- ・少子高齢化や若者の市外流出に伴い働き手が不足しているため、多様な人材の活用のための施策に取り組みます。

産業人材の育成 ★

- ・企業の人材育成を支援するため、各種研修の実施や支援、情報提供を行います。
- ・企業での職場体験やインターンシップ制度の導入を促進し、若者の働く意識の向上や早期離職の解消に努めます。

成果指標

主な指標	基準値 令和5(2023)年度	目標値 令和10(2028)年度
創業支援計画に基づく創業者数（累計）	—	50 人
専門技術・知識を持つ人材を活用した市内企業数（累計）	—	32 社

協働の取組

市民・地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で生産された商品やサービスを積極的に利用しましょう。 ・企業説明会や工場見学などに積極的に参加し、事業内容や魅力について理解を深めましょう。
企業・団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の雇用機会を増やし、地域の経済を支えましょう。 ・地域のイベント等に参加し、地域社会に貢献しましょう。

新たな産業の振興



目指す姿

新規企業の誘致や既存企業の成長・発展、新しい働き方にも対応した多様な雇用の創出、就業の確保により、若者や女性が活躍するまちになっています。



現状と課題

現状

- 重要港湾細島港を中心とした物流機能の強化等を通じ、細島工業団地への企業誘致を積極的に図ってきた結果、細島港周辺の産業の集積化が進み、港湾工業都市として発展を遂げています。
- 市内における新たな工業団地の整備に向けて、東郷地区の用地を買収し、造成に向けた準備を進めています。さらに、新たな工業団地の候補となる適地調査に取り組んでいます。

課題

地域経済活動の維持やさらなる発展のためには、立地企業の事業拡大や新たな企業の誘致に取り組んでいく必要があります。企業誘致のための用地不足が生じており、さらなる用地確保が必要となっています。

工業団地の造成には、多額の費用と一定の整備期間を要します。



施策の方向性

企業誘致の推進 ★

- ・ 港の利便性や地域の魅力、優遇制度等をアピールし、新たな企業誘致のためのプロモーション活動に取り組みます。
- ・ フォローアップ（企業訪問）を通じて企業の状況や新たなニーズを把握し、工業用地や優遇制度等の情報提供を行い、市内での工場増設を促進します。
- ・ 異業種間のマッチングによる販路拡大や新分野への進出を支援し、新規雇用の創出に取り組みます。
- ・ 東郷工業団地の事業化や新たな工業団地の整備に向け、PPPやPFIの導入、土地利用に関する枠組みの検討など、民間事業者と連携した工業用地の整備手法について研究します。

企業の技術革新の促進支援 ★

- ・ 誘致企業等のニーズを把握し、課題に応じた研修や意見交換会の開催など、技術革新や企業間連携の支援を行います。
- ・ 延岡市・門川町と連携した事業を展開することで、医療・ヘルスケア関連産業等の誘致や地場企業の成長産業への参入支援等に取り組みます。

成果指標

主な指標	基準値 令和5(2023)年度	目標値 令和10(2028)年度
新規企業の立地・既存企業の増設等の件数(累計)	—	14 件
新規企業の立地・既存企業の増設等に伴う新規雇用者数 (累計)	—	70 人

協働の取組

市民・地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の企業情報に興味を持ち、企業誘致の重要性や役割について理解を深め、企業の採用活動を支援しましょう。 ・ 地域が協力して、地元企業の商品やサービスを積極的に利用することで、地域経済を活性化させましょう。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元雇用に努め、地域に貢献できる人材育成に取り組むとともに、地域の特色や強みを生かした事業展開を行い、自社の事業内容や魅力など、情報発信に努めましょう。

基本目標Ⅲ 産業・交流

施策3-3

観光・交流の推進



目指す姿

効果的なプロモーションや地域のブランディング、DMO[※]の形成により、持続可能な観光地域づくりが進められています。



現状と課題

現状

- ワーケーションの全国的な先進地域として知名度が高まり、多くの企業・個人が本市を訪れています。
- 少子高齢社会が進行する中、移住定住の促進や寄附金の獲得などにおいて、自治体間競争が激しくなっています。
- 観光需要の高まりにより、サステナブルツーリズム（持続可能な観光）を推進する動きが活発になっています。
- 観光ニーズが多様化するとともに、外国人観光客が増加しています。
- 観光施設の建築物や設備などの経年劣化が進んでいます。
- コロナ禍による行動制限が解除され、観光客の回復が進んでいますが、三大都市に集中している傾向にあります。
- 通過型観光客が多いことから、本市での滞在時間が短く観光消費額の拡大に繋がっていません。

課題

- 新たな交流人口や関係人口の創出が進む一方で、ワーケーションを契機とした移住への移行は進んでいない状況です。
- 本市の魅力を生かした特徴あるプロモーション事業を展開することで地域のブランディングを高めていく必要があります。
- 観光資源の効果的な活用や人材育成などにより、持続可能な観光地づくりを促進する必要があります。
- DMOの形成、確立により、観光ニーズに応じたおもてなしや観光ガイド等の人材育成、地域や関連事業者間の連携強化を促進する必要があります。
- 観光施設の長寿命化を図るため、計画的に施設の改修や設備の更新を進める必要があります。
- 外国人観光客を含む、国内外観光客の誘客に向けた観光地づくりに取り組む必要があります。
- 観光客の滞在時間の延長や宿泊に繋がる新たな体験型・滞在型観光メニューの提供、情報発信の更なる強化が必要です。

※ DMO（観光地域づくり法人）は、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人。

施策の方向性

効果的なプロモーションの推進 ★

- ・国内有数のサーフスポットなど、恵まれた地域資源や温暖な気候が育んだ多様な食文化の魅力を国内外に向けて、強力かつ効果的にプロモーションします。
- ・発信力のあるインフルエンサーやSNS等を活用することで、認知度の向上及び交流人口の拡大に取り組みます。
- ・観光DXの推進により、観光動向や人流データの分析を通じて、マーケットの拡大とターゲットを明確にしたプロモーションを推進します。

地域ブランディングと愛着や誇りの醸成による市民参画の拡大 ★

- ・地域ブランディングを高めるため、シティプロモーションによって本市の魅力を効果的に発信し、イメージの向上を図り、交流人口や関係人口の拡大につなげます。
- ・イベントの開催や情報発信など、地域や民間企業等との連携により、市民やまちづくりに関わる人の本市への愛着や誇りを持つ心を醸成し、市民参画の拡大を図ります。

持続可能な観光地域づくりの推進 ★

- ・JSTS-D*（日本版持続可能な観光ガイドライン）に取り組み、旅行者の多様な観光ニーズに対応した持続可能な観光地づくりを推進します。
- ・DMOを中心とした観光地域としてのブランディングや競争力向上を図るとともに、国内外の観光客の増加や満足度向上に取り組みます。
- ・観光施設の長寿命化を図るため、計画的に施設の改修や設備の更新に取り組みます。

国内外誘客による観光消費の拡大 ★

- ・観光客の滞在時間の延長や宿泊に繋がる新たな体験型コンテンツの造成及び商品化により、観光資源のブランディングを図り観光消費の拡大や経済波及効果を高めます。
- ・インバウンドの嗜好トレンドを踏まえた観光コンテンツの造成によるインバウンド地方誘客に取り組みます。
- ・近隣市町村との連携を強化し、広域観光圏としての周遊性の向上やサイクルツーリズムなど新たな魅力の創出に取り組みます。

成果指標

主な指標	基準値 令和5(2023)年度	目標値 令和10(2028)年度
観光入込客数（年間）	1,102,410人	1,760,000人
市民アンケート調査で「市に愛着や誇りを感じる」と答えた割合	46.1%	50.0% (令和9年9月調査予定)

協働の取組

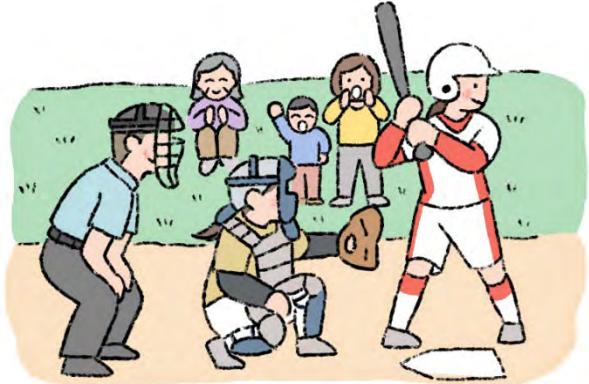
市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ・観光資源に愛着を持ち、維持するための環境整備に努めましょう。 ・地域の資源、祭りや文化などに誇りを持ち、次世代につなぎましょう。
企業・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で開催されるイベント等への協力や市の魅力発信に取り組みましょう。 ・各団体の強みを生かし、連携した取組により、観光満足度を向上させましょう。

* 持続可能な観光の推進に資するべく、各地方自治体やDMO等が多面的な現状把握の結果に基づき、持続可能な観光地マネジメントを行うための観光指標。



目指す姿

スポーツを「する」「みる」「支える」ことで、市民の心身の健康や地域の一体感が醸成され、まちに活力やにぎわいをもたらしています。



現状と課題

現状

- 市民にスポーツを楽しむ機会を提供するスポーツ教室の認知度が低いなど、生涯スポーツの振興は十分であるとは言えません。
- スポーツ大会の運営に必要なボランティアの不足が予想されます。
- 少子高齢化の影響で、今後は、スポーツ少年団の団員数やスポーツ協会の会員数など競技スポーツ人口の減少が予想されます。
- 市が保有するスポーツ施設の老朽化が進行しています。
- 学校の体育施設は市民に開放され、社会体育活動で使用されています。
- スポーツキャンプ等で訪れるチーム（選手）と市民との交流の機会が少ない状況です。
- 「サーフタウン日向」の認知度が高まり、商業施設が増加する一方で、サーフィン等利用客はコロナ禍前の水準まで回復していません。

課題

- ▶ 市民や関係機関との連携強化を図り、ニーズを把握しながら、施設や人材の充実、スポーツ推進委員のスキルアップ、プログラムの多様化などに取り組む必要があります。
- ▶ スポーツ大会運営に必要なボランティアを育成する取組が必要です。
- ▶ アスリートの発掘や育成事業を進めながら、団体や個人を支援することで、競技スポーツ活動の維持、振興や競技レベルの向上を図っていく必要があります。
- ▶ スポーツ施設の長寿命化を踏まえながら、市民が利用しやすい施設の整備・充実を図ることが必要です。
- ▶ 利用者が安全に使用できるよう、適切に維持管理を行うとともに施設の改修を実施する必要があります。
- ▶ チーム（選手）と市民との交流を深め、キャンプ地日向の機運醸成を図ることが必要です。
- ▶ サーフィンを活用した取組を継続するとともに、誰もがビーチに訪れたくなる新たな取組も必要です。

施策の方向性

生涯スポーツの推進

- ・市民が交流しながらスポーツを楽しめる場や機会を提供することで、スポーツを行う動機づけや習慣化に取り組みます。
- ・市民のスポーツ参加を促すため、日向市スポーツ推進委員協議会と連携して、楽しむことを重視したスポーツ機会の創出に取り組みながら活動情報を発信します。

競技スポーツの推進

- ・スポーツ大会やイベント等を支援することで、地域スポーツの普及や振興、機運醸成を図ります。
- ・アスリート発掘、育成事業を推進するとともに、指導者のニーズを把握しながら、新しい知識や指導法が習得できる機会を提供することで競技力向上を推進します。

スポーツ施設の整備と活用 ★

- ・「日向市スポーツ施設整備基本構想」に基づき、施設の長寿命化を図りながら、安全で安心な施設の維持管理を行います。
- ・市民が社会体育活動に使えるよう、学校施設の開放に努めます。

地域資源の活用によるスポーツ交流の推進 ★

- ・日向市スポーツキャンプ等誘致推進協議会を中心に、市民のキャンプ受け入れに対する機運醸成を促進します。また、キャンプ実施チームと連携し、市民との交流の場づくりに取り組みます。
- ・各種サーフィン大会の支援等を継続します。また、お倉ヶ浜海水浴場へのキッチンカー等による飲食店の出店など、民間活力による来場者の増加に取り組みます。

成果指標

主な指標	基準値 令和5(2023)年度	目標値 令和10(2028)年度
スポーツ教室等の参加者数（年間）	872人	1,000人
スポーツ施設の利用者数（年間）	198,000人	255,000人

協働の取組

市民・地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内でキャンプ・合宿等を行うチームの応援に行きましょう。 ・サーフスポット等の市内ビーチの魅力を情報発信しましょう。
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ボランティアを募り、スポーツ大会やイベントの運営、サポートを行いましょう。 ・スポーツ協会などの市民団体と連携して、研修会やスポーツイベントを開催しましょう。
企業・団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業は、地域と連携し、スポーツ教室やスポーツイベント等を開催しましょう。 ・日向市スポーツキャンプ等誘致推進協議会が中心となり、スポーツキャンプの誘致を進めていきましょう。

基本目標Ⅲ 産業・交流

施策3-5

農林水産業の振興

目指す姿

後継者や新規就業者の確保・育成が図られ、魅力ある持続可能な農林水産業が実現するとともに、6次産業化の取組などにより、付加価値の高い農林水産物の流通拡大が図られています。



現状と課題

現状

- 農業の収益性の低下によって、新規就農者等の農業人材の確保が厳しい状況にあります。
- 農畜産物価格の低迷や生産経費等の増大が、安定的な農業経営を図る上で大きな障壁となっています。
- 「へべす」「細島いわがき」に続く新たな特産物の掘り起こしやブランド產品の開発が進んでいません。
- 有機農業等の環境負荷低減に取り組み、持続可能な農業を推進する必要があります。
- 市内の荒廃農地は増加しており、優良農地においても荒廃化の進行が懸念される状況となっています。
- 配合飼料や生産資材価格の高騰、子牛価格の下落等が畜産経営に深刻な影響をもたらしています。
- 森林・林業・木材産業では、担い手の減少等から計画的な森林の管理に支障が生じています。
- 水産業においては、燃油の高騰等で厳しい経営環境にあります。また、担い手不足もあり、沿岸漁業の水揚は減少傾向にあります。

課題

- 関係機関と連携し、就農希望者や新規就農者に対する支援を行うとともに、多様な人材が活躍できる環境をつくる必要があります。
- 農業経営に係る助成・融資制度を効果的に組み合わせて、農業経営の安定化を図る必要があります。
- 農畜産物や水産物等の地域資源を生かした6次産業化による高付加価値化の支援が必要です。
- 有機JAS認証や高品質・多収化に資する土づくり、適正な施肥管理など生産技術の確立と生産拡大を支援する必要があります。
- 農作業効率化のための農地集積の促進、用排水路やため池などの農業用施設、農地の基盤整備を計画的に進める必要があります。
- 生産基盤整備や経営技術改善による生産性向上、家畜防疫体制の強化が必要です。
- 持続可能な資源循環型の森林づくりのため、担い手の確保・育成が必要です。
- 持続可能な漁業を推進するため、水産資源の保護増殖への取組や経営基盤の強化、担い手の確保・育成が必要です。

施策の方向性

担い手の確保・育成と農業経営の安定化 ★

- 新規就農者を確保・育成するため、就農相談体制の充実を図るとともに、農業研修施設の活用や農地の斡旋など、意欲のある担い手を育成するための支援に努めます。
- 認定農業者による農業経営改善計画の実現のため、経営指導を強化するほか、設備投資に係る補助事業や制度資金の活用など農業経営の安定に向けた支援に取り組みます。

地域の特性を生かしたブランド化の推進 ★

- 地域資源を生かした農畜産物等の6次産業化による付加価値を高めた「儲かる」ブランド商品開発を支援し、魅力ある日向地域のブランド確立を推進します。
- 新たに開発されたブランド商品などの認知度向上や販路開拓の支援に取り組みます。

環境に優しい農業の推進 ★

- 環境負荷の低減による持続可能な農業を推進するため、化学合成農薬及び化学肥料の低減化と適正使用を推進します。
- 国において策定した「みどりの食料システム戦略」に基づき、有機JAS認証の取得などの取組を推進します。

農村環境の維持と生産基盤の整備

- 農地の基盤整備を計画的に実施し、優良農地を確保するとともに、農業用施設の補修や定期的な点検を行うことで農業用水の確保と適正な維持管理に取り組みます。
- 集落での有害鳥獣の被害防止への体制づくりを行うとともに、侵入防止柵の設置と併せて研修会を実施して地域ぐるみで野生鳥獣を寄せ付けない環境づくりに取り組みます。

畜産業の振興

- 畜産業の生産性向上を図るため、優良家畜の導入や飼料作物の生産拡大を推進するとともに、生産性及びバイオセキュリティ機能の高い畜舎の整備を支援します。
- 農場における家畜の飼養衛生管理基準の順守など防疫意識の向上を図るとともに、消毒用資材の配布や防疫設備等の整備に取り組み、各農場における防疫体制を強化します。

森林・林業・木材産業の振興 ★

- 資源循環型の森林づくりを進め、持続可能な林業・木材産業を目指し、適正な森林整備の推進、路網整備の推進、木材利用の促進、担い手の確保・育成を推進します。

水産業の振興

- 持続可能な水産業を目指し、水産資源の保護増殖、藻場造成などの生産基盤の整備や漁業経営基盤の強化を支援するとともに、担い手の育成・確保を推進します。

成果指標

主な指標	基準値	目標値
	令和5(2023)年度	令和10(2028)年度
新規就農者の総数（累計）	—	20人
耳川広域森林組合日向支所による再造林面積	44ha	61ha
藻場（海藻）繁殖総面積の維持	8.2ha	8.2ha

協働の取組

市民・地域 	<ul style="list-style-type: none"> 地元の農林水産物を積極的に購入する地産地消を実践しましょう。
	<ul style="list-style-type: none"> 地域内の農地利用状況を把握し、農地集積による荒廃農地の減少対策に取り組みましょう。 豊かな森林資源の循環利用による持続可能な森林づくりに取り組みましょう。
企業・団体 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な人材を確保するため、求人広告やSNSを活用して企業の魅力発信と働きやすい環境づくりに取り組みましょう。

基本目標Ⅲ 産業・交流

施策3-6

中山間地域の活性化と移住定住の促進



目指す姿

地域を支える担い手が育ち、地域住民と多様な主体との連携によって、日常生活に必要なサービスが維持され、住み慣れた地域で安心して暮らしています。



現状と課題

現状

- 中山間地域では、少子高齢化と人口減少の進行が著しく、地域活動の担い手が不足しています。そのため、地域住民一人ひとりの負担が増し、地域文化の継承も困難になりつつあります。
- 中山間地域には、豊かな自然や歴史、文化などの魅力ある地域資源が多くありますが、うまく活用されていません。
- 中山間地域では、地域の公共交通手段が限られており、自動車を運転できない人の移動が困難になっています。
- 進学や就職を機に他都市へ転出する人が多く、特に15歳から24歳の転出者数が多い現状があります。
- 産業界や地域における担い手の不足など、少子高齢化や人口減少の影響が顕在化しつつあります。

課題

▶ 地域住民一人ひとりの地域づくりへの参画意欲を高め、交流人口や関係人口といった地域を支援する人材を獲得する必要があります。

▶ 地域住民による「地域資源を生かした活動」を支援する必要があります。

▶ 安心して日常生活を送れるよう、地域の公共交通の利便性を高める必要があります。

▶ 少子高齢化の進行により、今後も人口減少は避けられない状況であることから、定住人口を確保するため、市外への人口流出を抑止するほか、市外からの移住を増やす必要があります。

▶ 若者や子育て世代の移住を促進するため、子育て支援や教育環境の充実といった施策を推進するとともに、産業界における雇用の確保や就業環境の整備を進めていく必要があります。

施策の方向性

中山間地域の活性化

- 今後の地域づくりを担う人材の育成を目的とした講座や講演会、先進地視察などに取り組みます。
- 地域おこし協力隊や集落支援員、中山間盛り上げ隊といった制度を活用し、地域や集落を支援します。
- 「日向市過疎地域振興基金」の活用を推進し、地域住民主体の取組を支援します。
- 交通の利便性を高めるため、地域住民同士で助け合う移動手段の構築に取り組みます。

移住定住の促進 ★

- 子育て支援や教育環境の充実など、本市の居住性のさらなる向上に努め、その魅力を積極的にPRするとともに、市外からの移住者を積極的に受け入れる環境整備に取り組みます。
- 若者の地元定着や大都市圏からのU I Jターン促進に向けた支援、移住に関する経済的負担の軽減などの社会減対策を推進します。
- 地域資源や空き家の利活用を推進し、移住定住を促進します。

成果指標

主な指標	基準値 令和5(2023)年度	目標値 令和10(2028)年度
過疎地域振興基金事業補助金を活用した事業数	4事業 (R3～R5平均)	6事業
新たな移住者（U I Jターン）数（累計）	—	600人

協働の取組

市民・地域 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民全体で地域づくりが進められるよう、様々な地域活動に積極的に参加しましょう。 地域外からのボランティアの積極的な活用を図りましょう。 乗合バスの積極的な利用に努めるとともに、地域住民同士で助け合う移動手段の構築に参加しましょう。 移住してくる人と暮らし続ける人が、共に暮らしやすい環境づくりに努めましょう。
	<ul style="list-style-type: none"> 地域や集落を支援するために、中山間盛り上げ隊などの活動に参加しましょう。 地域や集落を支援するために、専門の知識や技能を積極的に生かしましょう。 中山間地域の住民と協力して、地域づくりに取り組みましょう。

基本目標IV 生活環境

人と地球に優しく、安全で安心して生活できる災害に強いまち

【施策】

4-1

防災・減災対策の充実

4-2

消防体制の充実

4-3

生活安全対策の推進

4-4

循環型社会の構築

4-5

安全で良質な水の安定供給と
生活排水の適正処理

【具体的な施策】

① 災害予防対策の推進

② 地域防災力の向上★

① 警防・救急体制の充実

② 消防団体制の充実

① 交通・地域安全対策の推進

① ごみの発生抑制と再利用の推進

② ごみの適正処理の推進

③ 安全で適正な処理体制の構築

④ 再生可能エネルギーと省エネの推進★

⑤ 自然環境の保全

⑥ 河川・海岸の保全

① 信頼される水道サービスの提供

② 健全な水道事業経営

③ 持続可能な下水道事業運営

④ 合併処理浄化槽の普及促進

施策4-1

防災・減災対策の充実



目指す姿

市民の防災意識が高まり、地域防災力の向上や避難体制の整備充実により、市民が安全に生活できる環境が整っています。



現状と課題

現状

- 全国各地で大規模な地震や津波、風水害などによる自然災害が発生しています。
- 南海トラフ地震が発生した場合、市内全域で大規模な被害を受けることが予想されます。
- 台風や大雨による浸水被害や土砂災害の発生が懸念される地域があります。
- 災害関連死を防ぐため、避難所の環境改善が求められています。
- 地区防災計画の策定に取り組む自主防災会が少しずつ増えていますが、高齢化や担い手不足により取組が進まない地域があります。
- 少子高齢化が進行する中で、自然災害により高齢者をはじめとする避難行動要支援者が被災することが懸念されています。

課題

- 「自助」「共助」「公助」による防災・減災対策に取り組む必要があります。
- 災害は起きるという前提のもと、大規模な地震や津波の発生に備え、被害を最小限に抑える取組が求められています。
- 浸水対策事業や急傾斜地崩壊対策事業など、関係機関と連携して、災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。
- 避難所の良好な生活環境を確保するため、資機材等を整備するほか、自主防災会等と連携した避難所運営訓練を行う必要があります。
- 各自主防災会で実施されている避難訓練や防災講座を発展させる形で計画の策定を支援する必要があります。
- 避難行動要支援者対策として、地域で支え合える組織や体制づくり、地域の実情を踏まえた個別避難計画の作成を推進していく必要があります。

施策の方向性

災害予防対策の推進

- ・関係機関と連携し、情報伝達・収集体制の充実や福祉避難所の指定、運営体制の充実を図ります。
- ・市民への防災情報の伝達手段を多重化するため、防災訓練や防災講座を通じて、防災情報配信サービスをはじめ、防災アプリや市公式LINE等の登録を推進します。
- ・避難所の環境改善を図るため、資機材等の整備を推進します。
- ・大規模な地震や津波、風水害などに備えるため、計画的な備蓄品の整備と分散備蓄体制を推進します。
- ・河川や急傾斜地など災害が発生しやすい場所について、関係機関と連携し、災害復旧事業や予防対策に取り組みます。
- ・大規模地震に備え、緊急輸送道路の橋梁（りょう）の耐震化を推進します。
- ・浸水被害の軽減対策について、関係機関との連携により、「内水ハザードマップ」の作成及び「雨水管理総合計画」を策定し、対策に取り組みます。

地域防災力の向上 ★

- ・自主防災会や自治会（区）など地域で活躍する防災士の養成に努めるとともに、地区防災計画策定の取組を推進します。
- ・市民の防災意識向上を図るため、防災訓練や防災講座など啓発活動を推進します。
- ・「避難所運営マニュアル」を基に、自主防災会と地域の防災士が一体となった避難所運営を推進します。
- ・災害時、市民の心身の状況や生活実態、地域の実情に即して適切な避難行動を取ることができるように避難行動要支援者の個別避難計画作成を推進します。
- ・避難行動要支援者を地域で助け合う体制づくりの支援に努めます。

成果指標

主な指標	基準値 令和5(2023)年度	目標値 令和10(2028)年度
防災情報配信サービスの登録者数	2,186 人	2,700 人
地区防災計画を策定又は策定中の地区数	10 地区	15 地区

協働の取組

市民・地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、防災ハザードマップで災害リスクを確認するなど、災害への備えに努めるとともに、地域の行事や避難訓練に積極的に参加しましょう。 ・地域は、防災講話や避難訓練を実施するとともに、避難行動要支援者も含めて地域住民が互いに助け合えるよう、地区防災計画や個別避難計画の作成に取り組みましょう。
	<ul style="list-style-type: none"> ・企業は、防災講話や避難訓練を実施するとともに、被災後に事業を早期復旧するため、BCP（事業継続計画）の策定・運用に取り組みましょう。 ・団体は、市や関係機関と連携し、平常時は防災・減災に係る啓発活動に取り組み、災害時には、応急対応や復旧・復興活動に取り組みましょう。



目指す姿

消防体制の充実や強化を図ることにより、地域の消防力が高まり、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりが進められています。



現状と課題

現状

- 救急出動件数の増加に伴い救急活動時間が伸びており、緊急性の高い救急要請への影響が危惧されています。
- 応急手当講習の受講者が減少しており、緊急時の適切な対応が遅れる恐れがあります。
- 水難事故における潜水器具を使用した救助活動に関する知識・技術を有する職員及び資機材が不足しています。
- 事業所等の消防用設備等の設置や維持管理状況の確認が不十分です。
- 高齢者世帯の増加に伴い、住宅火災による死傷者が増加する恐れがあります。
- 消防団員が減少するとともに、活動のための施設や装備品の充実が不十分な状況があります。
- 激甚化する災害に対する消防団活動への期待が大きくなっています。

課題

- 救急患者の受け入れに関し、地域医療機関などとの連携強化を図るとともに、救急車の適正利用に関する啓発活動が必要です。
- 市民が応急手当講習を受講し、知識と技術を習得することが必要です。
- 職員の人材育成及び安全な活動環境確保のため、研修派遣や資機材整備計画の策定に取り組む必要があります。
- 火災予防のため、事業所等への立入検査を実施し、状況の確認や指導を行う必要があります。
- 住宅用火災警報器の設置率の向上に向けた広報活動を行う必要があります。
- 消防団員の確保に向けて、様々な媒体を活用して広報を行うとともに、施設や装備品の充実を図る必要があります。
- 災害に関する知識・技術の習得のため研修派遣や訓練が必要です。

施策の方向性

警防・救急体制の充実

- ・増加が見込まれる救急需要に対応するため、関係機関と連携し救急体制の強化を図るとともに、救急車の適正利用について、市民への啓発活動に取り組みます。
- ・応急手当普及講習会を開催し、受講者の増加に取り組みます。
- ・潜水器具を使用した救助活動のため、計画的な人材育成及び資機材整備を行います。
- ・火災予防のため事業所等への立入検査を行い、消防法令違反の是正や適切な指導を行います。
- ・住宅用火災警報器の全戸設置を目指し、消防団と連携した防火訪問など、様々な機会を通じた啓発活動を行います。

消防団体制の充実

- ・消防団の必要性を市民に啓発し、団員の確保と活動の支援につなげます。
- ・消防団員が安全で活動しやすい環境を整備するため、消防団施設の計画的な整備や更新、国の基準に基づく適正な装備品の配備に取り組みます。
- ・各種大会や訓練への参加、専門的研修への派遣を通じ、消防団員の知識・技術の向上に努め、災害対応能力向上を図ります。

成果指標

主な指標	基準値 令和5(2023)年度	目標値 令和10(2028)年度
応急手当普及講習会の受講者数	3,112人	5,000人
消防団員の定数に対する充足率 (R5定数:950人)	84.9%	100%

協働の取組

市民・地域 	・救急車の適正利用に努めましょう。
	・救急法の受講、消防団活動への参加・協力などに努めましょう。
企業・団体 	・火の取り扱いに注意し、消火器や住宅用火災警報器の設置など火災への備えを心掛けましょう。
	・定期的な避難訓練や消火訓練に積極的に参加しましょう。
	・消防団活動を理解し、参加・協力しましょう。

生活安全対策の推進



目指す姿

地域社会が一体となって、防犯活動や交通安全活動に取り組むとともに、生活安全対策を推進していくことで、犯罪や交通事故等の発生件数が減少し、市民が安全に安心して暮らしています。



現状と課題

現状

- 本市の人口 10 万人あたりの犯罪認知件数を指標とした犯罪率は、県内ワースト 3 位以内で推移しています。
- 高齢者を当事者とする交通事故が散発的に発生するほか、飲酒運転による交通事故が後を絶たない状況です。
- 歩行者等の安全確保のため、交通安全施設の更新や整備が求められています。
- 水難事故の総件数は減少傾向にあるものの、毎年のように死亡事故が発生しています。
- 市民から、困りごとなどに関する相談や問い合わせが寄せられています。
- 家族形態の変化等により、墓に対する考え方も多様化しています。

課題

- 様々な広報手段により、防犯情報を発信し、自主防犯意識の向上を図り、犯罪の防止に努める必要があります。
- 警察などの関係機関等と連携を図り、市民の交通安全意識の向上を図るとともに、生活道路や交通安全施設の整備を行う必要があります。
- 学校や交通管理者等と連携を図りながら、計画的に交通安全施設の整備を推進していく必要があります。
- 水難事故の危険性、防止対策の重要性について、さらに広報啓発を実施し、市民の意識の向上を図る必要があります。
- 市民から寄せられる相談や問い合わせに、適切に対応していく必要があります。
- 市営城山墓園を適正に管理するとともに、従来の墓以外の埋葬形態などについて、慎重に検討していく必要があります。

施策の方向性

交通・地域安全対策の推進

- ・ 警察など関係機関との連携により、犯罪被害防止に関する情報を収集・提供し、犯罪の防止に努めます。また、地域住民や教育機関とも連携し、地域防犯体制の充実を図るとともに、「地域の安全は地域で守る」という防犯意識の啓発に努めます。
- ・ 地域住民や警察などの関係機関との連携により、交通事故等の実態を踏まえた交通安全教室の開催や交通安全運動などの啓発活動を積極的に推進し、市民の交通安全意識の向上を図るとともに、生活道路や交通安全施設の整備に努めます。
- ・ 海上保安署や消防などの関係機関と連携し、海や河川のパトロールや注意喚起看板の整備を行うとともに、水難事故防止の啓発に努めます。
- ・ 弁護士による無料法律相談を実施するなど、関係機関と連携しながら、市民が抱える様々な困りごとの解決に向けて支援を行います。
- ・ 市営城山墓園において、墓の無縁化防止など適正な管理に努めるとともに、多様な埋葬形態について慎重に検討していきます。

成果指標

主な指標	基準値 令和5(2023)年度	目標値 令和10(2028)年度
刑法犯罪の発生件数	244 件	240 件
交通死亡事故の件数	2 件	0 件

協働の取組

市民・地域 	・ 交通ルールを遵守しましょう。
	・ 「地域の安全は地域で守る」という意識を持ち、交通安全や防犯対策の充実に努めましょう。
企業・団体 	・ 交通安全教育の実施や犯罪防止対策の充実に努めましょう。
	・ 警察署など関係機関と連携し、安全で安心なまちづくりを推進しましょう。

基本目標IV 生活環境

施策4-4

循環型社会の構築



目指す姿

ごみの減量化や適正な処理による「クリーンなまち」と、自然環境に配慮した再生可能エネルギーの活用による「省エネのまち」になっています。



現状と課題

現状

- 適正なごみの分別が守られていない状況があります。
- ごみの不適正（悪質）な排出が依然として継続しています。
- 一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設について、昭和55（1980）年の供用開始から44年が経過し経年劣化が進んでいます。
- 脱炭素社会の実現には不可欠である太陽光をはじめとした再生可能エネルギーの活用が十分ではありません。
- 市内には美しい海岸線や山々が広がり、自然豊かな環境があります。
- 本市は美しい海岸や情緒ある河川を複数有していますが、近年の台風等により大量のごみや流木等が漂着しています。

課題

- ごみに関する啓発活動等により、ごみの排出抑制、減量化・資源化を推進することが必要です。
- ごみの分別が守られていない家庭や事業所に対して、啓発を強化する必要があります。
- 施設を計画的に更新する必要があります。また、埋立てが完了している最終処分場の適正な管理と有効活用を図る必要があります。
- 近年、認知度が高まっているバイオマス燃料をはじめ、太陽光に次ぐ再生可能エネルギーの活用促進が必要です。
- 豊かな自然を維持するため、市民や事業所と一体となって保全活動に取り組む必要があります。
- 海岸漂着物等を宮崎県と連携して適正かつ円滑に処理するとともに、市民の自主的な清掃活動を支援する必要があります。

施策の方向性

ごみの発生抑制と再利用の推進

- ・ごみに関する情報提供や啓発活動を継続し、排出抑制、減量化・資源化を推進します。
- ・生ごみ処理器の活用や食品ロスの削減などについて啓発活動を推進し、ごみの発生抑制に取り組みます。

ごみの適正処理の推進

- ・ごみの分別が守られていない家庭や事業所に対して啓発を実施します。
- ・不法投棄の抑制を図るため、監視カメラの設置や定期的な巡回などを実施します。

安全で適正な処理体制の構築

- ・一般廃棄物最終処分場の長寿命化に取り組みます。
- ・ごみ収集車両の適切な維持管理や計画的な整備更新に取り組みます。

再生可能エネルギーと省エネの推進 ★

- ・脱炭素社会に向けて温室効果ガス排出量の削減目標を明確に設定するとともに、目標実現に向け、再生可能エネルギーの活用や省エネを推進します。

自然環境の保全

- ・緑豊かな自然公園や市内を流れる美しい河川などの自然環境について、市民と連携しながら保護・保全に取り組みます。

河川・海岸の保全

- ・市民参加による河川や海岸の清掃活動など、自然環境の保全や啓発活動に取り組みます。
- ・市民や宮崎県と連携して、海岸の保全や漂着物等の対策に取り組みます。

成果指標

主な指標	基準値	目標値
	令和5(2023)年度	令和10(2028)年度
ごみの総排出量	19,773 t	18,980 t
脱炭素化に向けた出前講座の実施回数	11回	20回
不法投棄パトロールの処理対応回数	190回	170回

協働の取組

市民・地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・「エコとクリーンなまち」を目指し、リサイクルやごみの分別、減量化に努めましょう。 ・フェアトレードや地消地産、食品ロスの削減などについて理解を深め、持続可能な消費行動に努めましょう。
	<ul style="list-style-type: none"> ・カーボンニュートラルの実現に向けて、「省エネ」と「再エネ」に取り組みましょう。 ・事業者の責務におけるごみ処理を徹底しましょう。
企業・団体 	

基本目標IV 生活環境

施策4－5

安全で良質な水の 安定供給と生活排水 の適正処理



目指す姿

上下水道の適切なマネジメントにより、事業経営が健全化され、将来にわたり安全で持続可能なサービスが提供されています。



現状と課題

現状

- 上下水道は、市民の暮らしに欠かすことのできない重要なライフラインですが、施設の経年劣化等により老朽化が進行しています。
- 上下水道施設の更新需要が増大する一方で、人口減少等により事業収益が減少しています。
- 汚水処理人口普及率※の向上を図ることで、河川水質や水辺環境の保全に努めています。
- 大規模な地震発生時において、上下水道施設の機能の早期回復が必要不可欠であることから、地震・津波に対する施設機能の確保が求められています。
- 適正に管理されていない浄化槽が、悪臭や水質汚濁の原因となっています。

課題

- 良質な水道を安定して供給し、適切に汚水を処理するため、早急に施設調査を行い、更新事業を計画的に実施する必要があります。
- 今後ますます事業経営が厳しくなることから、健全な経営を維持するため、事業の平準化や効率化に努めるとともに、適切な料金体系についても検討が必要です。
- 公共下水道施設及び農業集落排水処理施設への接続率向上を図るとともに、単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。
- 災害時におけるライフライン確保のため、上下水道一体となった施設の耐震・耐津波化の推進が必要です。
- 浄化槽の適正な維持管理や法定検査などについて啓発等を推進し、必要な措置を講じるよう助言や指導を行う必要があります。

※ 地域の全人口に対して、生活排水処理施設が整備された人口の割合。

施策の方向性

信頼される水道サービスの提供

- ・老朽管路更新や耐震化及び施設・設備類の長寿命化対策を推進します。
- ・配水量の常時監視や漏水調査などにより有収率※の向上を図ります。

健全な水道事業経営

- ・水道施設の更新事業の進捗に合わせた収支の検証を行い、適切な料金体系について検討します。

持続可能な下水道事業運営

- ・「日向市公共下水道事業経営戦略」及び「日向市農業集落排水事業経営戦略」に基づき、事業経営の健全化に取り組みます。
- ・老朽化している公共下水道施設及び農業集落排水処理施設について、計画的な施設の整備や適正な維持管理に努めながら、防災・減災対策により施設の強靭化を図ります。

合併処理浄化槽の普及促進

- ・汚水処理人口普及率の向上のため、浄化槽設置整備事業補助金の活用を図りながら、合併処理浄化槽への転換を促進します。
- ・既存の合併処理浄化槽の適正な維持管理について、啓発活動を推進します。

成果指標

主な指標	基準値 令和5(2023)年度	目標値 令和10(2028)年度
有収率	87.8% (H30～R4平均)	88.2%
汚水処理人口普及率	86.8%	89.8%

協働の取組

市民・地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道料金は、決められた期限内に納めましょう。 ・給排水設備の適正な維持管理を行いましょう。 ・適切な水の利用に努め、環境に配慮した排水を心がけましょう。
企業・団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道料金は、決められた期限内に納めましょう。 ・給排水設備の適正な維持管理を行いましょう。 ・適切な水の利用に努め、環境に配慮した排水を心がけましょう。

※ 净水場で作った水量（配水量）と水道使用者に届けられ収入になった水量（有収水量）の比率で、高いほど効率的に水道水を供給できているといえる。

基本目標V 社会基盤

豊かな自然と調和し、快適で利便性の高いまち

【施策】

5-1

計画的な土地利用の推進と
都市空間の形成

【具体的な施策】

- ① 計画的な土地利用による都市空間の形成★
- ② 空き家対策の推進★
- ③ 中心市街地活性化の推進★
- ④ 地域公共交通の充実★

5-2

社会基盤施設の整備と維持管理

- ① 生活の質を高める都市基盤と住環境の整備★
- ② 安全で安心な建築物の整備促進
- ③ 市営住宅の整備と住宅セーフティネットの推進★
- ④ 広域交通網の整備促進
- ⑤ 市道の整備と適切な維持管理

5-3

港湾機能の充実と活用

- ① 港湾施設の整備促進★
- ② 物流体制とポートセールスの強化★

5-4

景観形成と緑化の推進

- ① 美しい景観の保全と形成の推進
- ② 緑花あふれる美しい風景づくり

基本目標V 社会基盤

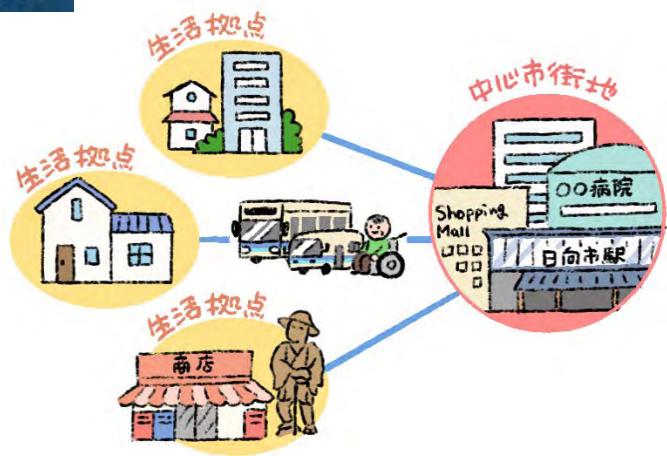
施策5-1

計画的な土地利用の推進と都市空間の形成



目指す姿

中心市街地と生活拠点が利便性の高い交通網で結ばれ、安心して暮らせる活気のある「まち」になっています。



現状と課題

現状

- 空き地や空き家が増え、「都市のスponジ化」^{*}が進んでいます。これに伴い、生活環境の悪化や自治会（区）活動の低下が進んでいます。
- 地籍調査では、地権者の高齢化や相続登記の未手続などにより、土地の境界確認が困難になります。
- 適切な管理や活用がされていない空き家及び相続人不存在などによる権利者不在の空き家があります。
- 中心市街地では、まちのにぎわいに大きく関わる小売業・サービス業・飲食業（昼間営業）の店舗数が減少し、商業機能が低下しています。
- 日向市駅前交流拠点施設では、市民企画のイベントが一年を通して行われています。
- 自家用車利用や人口減少などにより、公共交通利用者の減少が続いている。利用者の減少が続けば、地域公共交通の維持が困難になることが懸念されます。

課題

- 人口減少や高齢化に対応した都市構造の構築が必要です。また、地域特性に応じた土地利用を推進する必要があります。
- 地籍調査は、境界トラブルの防止をはじめ、土地の有効活用の促進、課税の適性化など効果が多岐にわたるため、速やかに進捗を図る必要があります。
- 相続や売却など各種手続に関する情報提供を行うとともに、権利者不在の空き家については、財産管理制度の利用に取り組む必要があります。
- 中心市街地への出店効果を情報発信とともに、空き店舗や未利用地を有効に活用することが必要です。
- 日向市駅前交流拠点施設を活用した市民企画イベントの支援とともに、商店街やまちなかへの回遊を促進する取組が求められています。
- 外出機会が増えることによる医療費の削減効果や地域経済への貢献等、公共交通が持つ多面的価値を理解するとともに、市民がより利用しやすい地域公共交通の確保が必要です。

* 都市の大きさが変わらないにもかかわらず人口が減少し、都市内に使われない空間が小さい穴があくように生じ、密度が下がっていくこと。

施策の方向性

計画的な土地利用による都市空間の形成 ★

- ・「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の形成を目指し、拠点性の向上と連続性・安全性の強化による持続可能な都市構造を構築します。
- ・未利用地を重要な資源と捉え、地域特性に応じた土地利用を推進します。
- ・「日向市立地適正化計画」に基づき、「居住推進区域」や「都市機能誘導区域」へ住宅や都市機能施設の立地・誘導を図り、安心して暮らしやすいまちづくりを推進します。
- ・地籍調査では、リモートセンシングデータ[※]を活用した効率的な調査に取り組みます。

空き家対策の推進 ★

- ・生活環境の保全を図るため、管理不全空き家や特定空き家等に対して、助言・指導等を行うとともに、除却支援、財産管理制度の利用による改善に取り組みます。
- ・地域や関係団体と連携し、空き家の発生を抑制する啓発を行い、空き家の適切な管理や活用の促進に取り組みます。

中心市街地活性化の推進 ★

- ・中心市街地の空き地や空き店舗の有効活用を促進します。
- ・日向市駅前交流拠点施設を積極的に活用し、市民主体のにぎわい創出を支援します。

地域公共交通の充実 ★

- ・地域公共交通の利用状況を分析し、新しいサービス導入も含めた市民バスの利便性向上に取り組むなど、地域公共交通の充実を図ります。
- ・路線バスを維持するため、沿線自治体や宮崎県と連携して、利用促進に取り組みます。

成果指標

主な指標	基準値 令和5(2023)年度	目標値 令和10(2028)年度
中心市街地の歩行者・自転車通行量	3,537人	3,855人
市民バスの利用者数	64,562人	70,000人

協働の取組

市民・地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き地等の未利用地を、適切に管理し、有効利用に努めましょう。 ・将来にわたり土地や建物が有効に活用されるよう家族で話し合い適切な管理に努めましょう。 ・中心市街地で行われる様々なイベントに積極的に参加しましょう。 ・バスや鉄道などの地域公共交通を積極的に利用しましょう。
	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の商店街は、様々な企画を立案し、魅力向上に努めましょう。 ・各団体は積極的に日向市駅前交流拠点施設を活用し、中心市街地のにぎわい創出を図りましょう。

※ 離れたところから直接触らずに測定する技術（航空写真測量、航空レーザ測量）で得られたデータのこと。

基本目標V 社会基盤

施策5－2

社会基盤施設の整備と維持管理



目指す姿

円滑に移動できる道路環境や生活しやすい居住環境の整備を行うことで、誰もが安心して快適に暮らせるまちになっています。



現状と課題

現状

- 土地区画整理事業区域内の新築・増築件数は増えていますが、安全な通学路や公園などの公共施設整備が追いついていない状況です。
- 耐震基準を満たしていない木造住宅等があります。また、ライフスタイルの多様化などにより、住宅に関するニーズも変化しています。
- 昭和40年代から50年代に整備された市営住宅が更新や長寿命化対策を要する時期を迎えていますが、空き戸数が増加しています。
- 市営住宅は高齢者の入居割合が増えていますが、バリアフリー化や設備が未対応であり、共用部の管理等が困難になっています。
- 高齢化等により、住宅確保に配慮を要する生活困窮者や高齢者、障がい者等が今後も増加していくことが想定されます。
- 東九州地域は、西九州地域と比較して高速道路網の整備が遅れています。
- 市道の整備について、既存改良路線の事業長期化により、新規改良路線の整備が困難となっています。
- 本市が管理している市道1,318路線のうち延長の4割以上が、供用開始から30年を経過しており、維持補修が必要なものが増加しています。

課題

- ▶ 少子高齢化が進んでおり、地域での維持管理が困難となっています。トータルコストを意識した施設整備が必要です。
- ▶ 住宅の耐震改修や危険なブロック塀の除却を促進する必要があります。また、人にも環境にも優しい良質な住宅が求められています。
- ▶ 市営住宅の安全性を確保しながら、人口減少等を踏まえ管理戸数の適正化を図る必要があります。
- ▶ 市営住宅の居住性の向上やバリアフリー化を推進していくとともに、希薄化しているコミュニティの改善を図る必要があります。
- ▶ 生活の基盤である住まいを確実に確保していくため、住宅セーフティネットの構築や住まいの確保支援が必要です。
- ▶ 東九州自動車道（日向IC～都農IC）の4車線化や九州中央自動車道の早期整備に向けて、事業支援や積極的な要望活動に取り組む必要があります。
- ▶ 市道の整備が長期化している路線については、設計や工程の見直しを行い、早期完成を目指す必要があります。
- ▶ 市道や橋梁（りょう）等については、定期的な点検や適切な維持管理に努めるとともに、計画的な維持補修を行い、安全性の確保や施設の長寿命化を図る必要があります。

施策の方向性

生活の質を高める都市基盤と住環境の整備 ★

- ・都市計画道路や公園などの公共施設整備を推進します。

安全で安心な建築物の整備促進

- ・安全で快適な暮らしの実現のため、住宅の耐震化やリフォーム支援に取り組みます。
- ・建築関係者への啓発や適切な指導を行い、安全な建築物や宅地の整備を促進します。

市営住宅の整備と住宅セーフティネットの推進 ★

- ・市営住宅の適切な点検と計画的な改修に努めます。
- ・市営住宅は、高齢者や障がい者等に配慮した施設整備を行うとともに、良好なコミュニティ形成を図るため、若い世代や子育て世帯の入居促進に取り組みます。
- ・日向市居住支援協議会と連携し、生活困窮者や高齢者、障がい者、子育て世帯など住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ります。

広域交通網の整備促進

- ・高速道路網の整備について、官民による要望活動に取り組みます。
- ・東九州自動車道（日向 IC～都農 IC）の4車線化については、早期事業化に向けて、関係機関と協議を進めながら、残土処理場の確保など必要な支援に取り組みます。

市道の整備と適切な維持管理

- ・「日向市道路整備実施計画」に基づいて優先順位を整理し、早期整備に取り組みます。
- ・長期化している市道の整備路線については、設計や工程の見直しを行い、早期完成に取り組みます。
- ・市道・橋梁（りょう）・トンネル等の安全点検や適切な保全、維持管理に取り組みます。

成果指標

主な指標	基準値 令和5(2023)年度	目標値 令和10(2028)年度
土地区画整理事業区域内の都市計画道路整備率	32.9%	80.9%
公営住宅長寿命化計画に基づき改善された総戸数（累計）	—	252戸
日向市橋梁・横断歩道橋長寿命化修繕計画に基づき修繕工事を実施した橋梁（りょう）数（累計）	—	8橋

協働の取組

市民・地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震に備え、住宅の耐震化に努めましょう。
企業・団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に関する法令を守り、良好な居住環境の形成に努めましょう。 ・高速道路整備促進のため、要望活動や建設促進大会に積極的に参加しましょう。

基本目標V 社会基盤

施策5－3

港湾機能の充実と活用



目指す姿

物流拠点である重要港湾細島港が活用されることにより、企業活動や地域経済が活発化するとともに、地域住民の交流や観光の振興を通じたにぎわいや活気のある「みなと」を核としたまちが形成されています。



現状と課題

現状

- トラックドライバー不足、働き方改革に伴う労働時間の規制等を背景に海運へのモーダルシフト[※]が進展しつつあります。
- 地域住民の交流や観光の振興を通じた地域活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを進めています。
- 南海トラフ地震等の大規模災害時において、幹線貨物の輸送を確保できる港湾施設の整備がされておらず、経済活動へ与える影響が大きくなることが懸念されます。
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、CO₂排出量の約6割を占める産業が多く立地している臨海部において、カーボンニュートラルポートの取組が進められています。
- 細島港のコンテナ取扱量（実入り）は、コロナ禍の影響による海上輸送の需要減退を受け減少傾向にあります。
- コロナ禍後の訪日外国人数や外国クルーズ船の寄港は回復傾向にあります。細島港におけるクルーズ客船の寄港数もコロナ禍以前まで回復し、今後さらなる増加が期待されています。

課題

- ▶ 海上輸送需要の増加に伴う船舶の大型化への対応やバックヤードの拡大・充実等、さまざまな情勢変化に対応可能な港湾整備が必要です。
- ▶ 古くから海上交通の要衝として繁栄した歴史的遺産や文化資源を生かし、市民や観光客の集う交流空間となるための港湾整備が必要です。
- ▶ 社会経済活動へ与える影響が大きい幹線貨物輸送機能を確保するため、港湾施設において耐震強化が必要です。
- ▶ 脱炭素化に取り組む港湾関連企業のニーズに対応するとともに、港湾施設の脱炭素化へ取り組むことが必要です。
- ▶ コロナ禍後のコンテナ需要回復時に選ばれる「みなと」となるために、リードタイム[※]の短縮や航路の増便、荷役効率向上など、利便性の向上やコスト低減に資する取組が必要です。
- ▶ 大型化するクルーズ旅客船に対応した港湾施設や旅客ターミナル施設（旅客乗降施設等）のバリアフリー化等による受入体制の強化が必要です。

※ モーダルシフト：トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換すること。

※ リードタイム：入港から引取りまでに要する日数のこと。

施策の方向性

港湾施設の整備促進 ★

- ・課題に対応した細島港の整備促進に向け、港湾施設の整備や耐震化、クルーズ旅客船の安全・安心な受入体制の強化などについて、関係機関と連携した調整と要望活動を行います。
- ・細島商業港地区の活性化に向けた将来構想の実現に向け、関係者と連携しながら検討していきます。
- ・港湾管理者を中心に官民で作成した「港湾脱炭素化推進計画」に基づき、細島港における脱炭素化に向けて取り組みます。

物流体制とポートセールスの強化 ★

- ・県外へ流出している貨物や他県からの貨物を細島港に定着させるため、物流体制とポートセールスの強化、貨物集荷に対する支援等を推進します。
- ・細島港背後の高規格幹線道路の整備に伴う観光エリアの拡大を受け、県北地区観光の魅力と細島港の地理的優位性を国内外に発信し、クルーズ旅客船の誘致を進めていきます。

成果指標

主な指標	基準値 令和5(2023)年度	目標値 令和10(2028)年度
細島港の取扱貨物量（年間）	282万FT	375万FT
細島港のクルーズ旅客船寄港回数	7回	9回

協働の取組

	・「みなんと」が育んできた歴史・文化について理解を深め、観光の振興や地域の交流場所としての「みなんと」を核としたまちづくりを促進するため、市民参加による地域活性化の取組を実践しましょう。
	・港湾利用者は、「カーボンニュートラル」に向けた脱炭素化に取り組むとともに、環境保護と持続可能な細島港の発展に努めましょう。

施策5－4

景観形成と 緑化の推進



目指す姿

市民・企業・活動団体との協働による景観まちづくりを推進し、花と緑があふれる美しい「まち」になっていきます。



現状と課題

現状

- 日豊海岸国定公園に指定されている美しい海岸線や尾鈴山系の山々、清らかな河川などの豊かな自然環境があり、また、美々津や日向市駅周辺の町並みも、市民にとって愛着と誇りが持てる場所となっています。
- 景観保全には、地域住民の自主的な活動が重要ですが、自治会（区）の活動が減少しているため、里山や生活道路など身近な環境と景観の保全が困難になっています。
- 地域住民の高齢化や後継者不足により、緑化活動の参加者数が減少傾向にあります。

課題

県内外からの来訪者やSNS等を通じて紹介されるなど、本市の豊かな自然環境は、貴重な財産であり、今後とも観光や地域づくりの取組につなげることが必要です。

景観まちづくりに取り組む市民・企業・活動団体等との連携を強化し、積極的な活動支援を行い、持続的な景観形成に取り組む必要があります。

継続的に事業活動をするため、新たな事業所等による緑化活動を推進する必要があります。

施策の方向性

美しい景観の保全と形成の推進

- ・ 日豊海岸国定公園の景観形成に努め、観光や景勝地を活用した地域づくりを促進します。
- ・ 景観まちづくり団体や自治会（区）等に、支援制度の周知をするとともにヒアリングを通じて活動継続に当たっての課題解決に協働で取り組みます。
- ・ 市民、団体及び企業との協働による景観の形成を促進するため、景観講演会、景観セミナー及び専門家からのアドバイスや知識の普及に取り組みます。
- ・ 県が進める「美しい宮崎づくり推進条例」等に基づく景観の保全や沿道修景の美化に連携して取り組みます。
- ・ こどもから大人まで地域に愛着を持てる景観づくりを推進するため、小学校・中学校等における景観学習に取り組みます。

緑花あふれる美しい風景づくり

- ・ 市内全域が花や緑にあふれるまちづくりを推進するため、市民、事業所等に対する緑化推進及びイベントの開催に取り組みます。

成果指標

主な指標	基準値 令和5(2023)年度	目標値 令和10(2028)年度
景観に関するイベントの参加者数（累計）	—	1,650 人
植栽・花づくり活動の参加者数（累計）	—	3,700 人

協働の取組

市民・地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観の魅力を再認識し、自ら景観づくりに取り組むことができるよう地域づくりに努めましょう。 ・ 景観まちづくりなどに関するイベントや緑化活動、意見交換会などに積極的に参加しましょう。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の共有財産である良好な景観づくりに協力しましょう。

基本目標VI 人権・市民協働

個性と多様性を認め合い、誰もが自分らしく幸せに暮らせる共生のまち

【施策】

6-1

人権・平和の尊重

【具体的な施策】

- ① 人権・同和教育の推進
- ② 人権・同和行政の推進
- ③ 平和を尊ぶ意識の醸成

6-2

男女共同参画の推進

- ① 男女共同参画の意識づくり
- ② 女性の参画拡大と活躍の推進
- ③ 安全・安心な暮らしの実現

6-3

協働のまちづくりの推進

- ① 地域コミュニティの活性化★
- ② 団体活動の支援★
- ③ 広報・広聴活動の充実

6-4

多文化共生と国際交流の推進

- ① 国際感覚豊かな人材の育成
- ② 国際交流の推進と異文化理解
- ③ 外国人に優しいまちづくり

施策6-1

人権・平和の尊重



目指す姿

人権や平和を尊ぶ意識が醸成され、誰もが自分らしく安心して暮らしている社会になっています。



現状と課題

現状

- 同和問題をはじめ、様々な人権問題が今も残り、インターネットによる人権侵害やハラスメントなど、複雑多様化しています。
- 市民向けの講演会等は、参加者の理解度は高いものの、全体の参加者数は伸び悩んでいます。
- 市民意識調査によると、性的少数者が性的指向や性自認について周囲の人に伝えづらい社会であることが伺えます。
- 戦後80年が経過し、戦争の悲惨さや平和の尊さへの意識が薄れてきています。

課題

- ▶ 誰もが様々な人権問題について正しい理解と認識を深めるため、人権・同和教育をはじめ、市民への啓発活動や教育集会所での学習活動に継続して取り組む必要があります。
- ▶ 市民の関心を引くような企画立案や情報発信の工夫を重ね、参加者の拡大を図る必要があります。
- ▶ ダイバーシティ社会の実現に向けて、市民の理解を深めるため、プライド月間※や人権週間を中心に啓発を行う必要があります。
- ▶ 戦争の凄惨さや社会に与える悪影響、平和の大切さを改めて考える機会の創出が必要です。

※ 性の多様性を尊重し、LGBTQIA+の権利を啓発するための活動が世界各国で行われる月間（毎年6月）のこと。

施策の方向性

人権・同和教育の推進

- ・日向市学校人権・同和教育推進協議会において、人権・同和問題に対する教職員の理解を深めます。
- ・日向市人権・同和教育研究大会の充実を図り、市民の人権意識の醸成を図ります。
- ・教育集会所の活動を支援し、差別に負けない心を育成します。

人権・同和行政の推進

- ・市民向けの講演会やイベント、人権に関わりの深い職業に従事する人（行政職員、教職員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉保健関係職員等）に対する研修会を開催するなど、あらゆる機会において継続的に啓発を行い、様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めます。
- ・市民向けの講演会やイベントは、幅広く情報発信を行い、より多くの市民が自分のこととして人権の大切さを考える機会となるよう取り組みます。
- ・行政、教育機関、企業・各種団体等で組織された日向市人権・同和問題啓発推進協議会と連携して啓発を行い、個性と多様性を認め合い、誰もが自分らしく、個々の能力を発揮できるダイバーシティ社会の実現を目指します。

平和を尊ぶ意識の醸成

- ・被爆体験講話など、平和について考える講演等を実施し平和行政を推進します。
- ・戦時中に学童疎開を受け入れた縁のある沖縄県へ中学生を派遣し、戦争の悲惨さや平和の尊さを学び、それらを共有することで、平和学習の充実を図ります。

成果指標

主な指標	基準値 令和5(2023)年度	目標値 令和10(2028)年度
人権に関する講演会等への参加者数	273人	600人
人権に関する講演会等でのアンケートで、内容が「十分理解できた」「理解できた」と答えた割合	93.0%	95.0%

協働の取組

市民・地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会等に積極的に参加し、人権・同和問題を自分のこととして考え、理解を深めましょう。 ・家庭や地域で人権の大切さを話し合い、人権意識の高揚に努めましょう。 ・個性や多様性を認め合うまちづくりに向けて、一人ひとりができることについて考え、行動に移しましょう。 ・平和について、日頃から周囲の人たちと話し合い、平和な社会の実現を目指しましょう。 ・講演会等に積極的に参加し、平和について理解を深めましょう。
	<ul style="list-style-type: none"> ・組織として積極的に外部研修に参加したり、内部研修を実施したりするなど、行政や関係機関と連携して人権啓発に取り組みましょう。 ・様々な立場の人が、いきいきと働き活躍できる、公平公正で人権を尊重した組織づくりに努めましょう。

施策6-2

男女共同参画の
推進

目指す姿

性別に関わりなく人生の選択肢が増え、個性や能力を発揮して夢や希望を実現できる社会が実現しています。



現状と課題

現状

- 家庭や地域、職場などにおいて男女が平等と意識している人の割合は、少ない状態が続いています。
- 職場に迷惑をかけるとの心配から、男性の育児や介護の休業取得が進んでいない状況にあります。
- 市の審議会等委員に占める女性の割合は、目標値40%の半分程度に留まっています。
- 女性の社会進出が進んでいる一方、社会には男女の不平等な慣行や性別による固定的な役割分担意識が根強く残っています。
- 仕事と家庭を両立しなければならない家庭においては、男性に比べ、女性の家事や育児の負担が大きくなっていることが伺えます。
- D V相談件数は増加傾向にある一方で、DVを暴力として認識せず、被害が潜在化しやすい傾向があります。

課題

- ▶ あらゆる場面において男女共同参画社会の実現に向けた啓発が必要です。
- ▶ 育児や介護の休業制度を利用しやすい職場環境の整備が求められます。
- ▶ 市の審議会等委員の女性登用率向上により、政策・方針決定過程への女性参画を拡大する必要があります。
- ▶ アンコンシャス・バイアス[※]解消に取り組み、あらゆる分野で女性が能力を十分に発揮できる環境をつくる必要があります。
- ▶ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」ができる環境をつくる必要があります。
- ▶ 相談窓口の周知徹底とともに、DV被害を未然に防ぐために、若年層からの幅広い年代に向けた啓発が必要です。

※ 自分自身は気付いていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」のこと。

施策の方向性

男女共同参画の意識づくり

- ・ 幼少期から大人まで幅広い多くの市民が、参加しやすく理解しやすい内容の周知・啓発事業に取り組みます。

女性の参画拡大と活躍の推進

- ・ 男女共同参画社会づくり推進ルーム「さんぴあ」での講座の実施や事業所の取組の紹介などを通じ、アンコンシャス・バイアスなどの解消や女性の参画促進に向けた職場環境の整備を支援します。
- ・ 市の審議会等における女性委員の積極的な登用を図るとともに、女性委員のいない審議会等の解消を目指します。
- ・ 誰もが様々な分野で方針決定の場に参画し、活躍できる社会づくりを推進します。
- ・ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向けて労働環境の整備に関する啓発を行うとともに、実現に取り組む事業者を支援します。

安全・安心な暮らしの実現

- ・ 各種行事等の場を活用して相談窓口の周知徹底を図るとともに、男女共同参画社会づくり推進ルーム「さんぴあ」を中心に、DV被害防止に関する情報提供及び各種講座等を実施します。
- ・ 性に起因するハラスメント・性犯罪の防止に向けた啓発や学習機会の提供を行います。

成果指標

主な指標	基準値 令和5(2023)年度	目標値 令和10(2028)年度
男女共同参画社会づくり推進ルーム「さんぴあ」で開催する講座等の参加者数	402人 (H30～R4平均値)	560人
審議会等委員に占める女性の割合	24.4%	40.0%

協働の取組

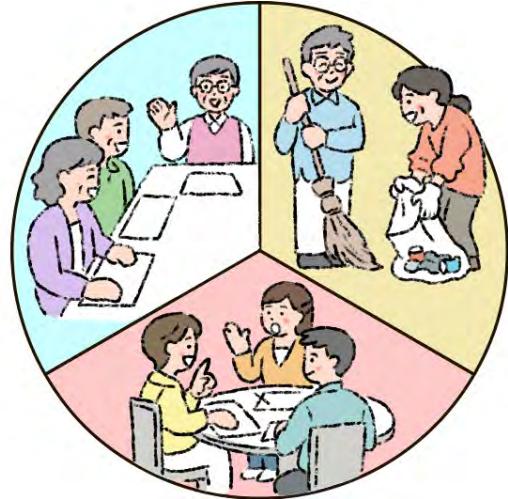
市民・地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画への理解を深めるため、講座や講演会などの意識啓発の機会に積極的に参加し、学んだ成果を家庭や地域、職場で生かしましょう。 ・ 男女共同参画を進めるため、事業を行う際には性別によって役割を固定せず、様々な人が活動に携われるようになります。 ・ 安全・安心な暮らしを実現するため、DVをはじめとする暴力が重大な人権侵害であるという認識を持ちましょう。 ・ DVなどの暴力が起った場合は、暴力を振るわれた人に相談場所を紹介したり、関係機関に情報を伝えたりしましょう。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」促進のため、働く人と協力して生産性向上に努めつつ、多様な働き方を互いに認め合う職場をつくりましょう。 ・ 一人ひとりが安全で安心して活躍できるよう、セクシャル・ハラスメントなどのない組織をつくりましょう。

施策6-3

協働のまちづくりの
推進

目指す姿

市民やボランティア・NPOなどの団体と行政が、それぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、相互の信頼関係のもと、協力し合ってまちづくりが行われています。



現状と課題

現状

- 価値観や市民ニーズの多様化により、地域課題がより複雑化しており、自治会（区）では解決できないことが増えています。
- 少子高齢化が進行する中、地域づくりを担う人材も不足し、若者も担い手になることを敬遠する傾向にあります。
- 自治会（区）やまちづくり協議会といった地域組織への行政の関わり方が不明確な状況です。
- 市民活動支援センターの認知度が低く、市内NPOなど活動団体の積極的な活用につながっていません。
- 広報ひゅうがをはじめ、報道機関やSNSなど多様な媒体を使って市政情報の発信に努めています。
- 市長と市民の座談会については、若い世代の参加者が少ない状況です。

課題

- ▶ 自治会（区）と行政が連携協力し、相互の信頼関係のもと、地域課題の解決に向けて取り組んでいく必要があります。
- ▶ 将来の地域の担い手となる若者の地域づくりに対する意識を醸成し、まちづくりへの参画を促していく必要があります。
- ▶ 地域組織が自立・自走できるように支援する必要があります。
- ▶ 市民活動支援センターの利用を促進するため、若年層にも積極的な利用を呼びかける必要があります。
- ▶ 市のSNSの登録者数を増やし、情報発信力を高める取組が必要です。また、広報活動の評価と検証も求められています。
- ▶若い世代の参加者を増やし、若者の意見や考えを市政に反映して、若者に選ばれるまちづくりを進める必要があります。

施策の方向性

地域コミュニティの活性化 ★

- ・日向市長公民館長連合会等と連携して自治会（区）の活動支援と加入促進に取り組み、地域コミュニティの活性化を図ります。
- ・まちづくり協議会の活動への支援や新規協議会の設立支援など、地域のニーズに応じた、課題を解決できる組織づくりに取り組みます。

団体活動の支援 ★

- ・市民活動支援センターの利活用を促すとともに、市民活動団体の活性化と自立を支援します。
- ・まちづくりを担う人材の育成に取り組みます。

広報・広聴活動の充実

- ・市政情報の効果的な発信媒体を検討します。特に各種SNSについては、閲覧者数や登録者数の増加を図ります。
- ・市長と市民の座談会について、若い世代が参加しやすい開催方法や周知方法を検討し、参加者の増加に取り組みます。

成果指標

主な指標	基準値 令和5(2023)年度	目標値 令和10(2028)年度
自治会（区）の新規加入世帯数	212世帯	230世帯
アンケート調査で「行政情報の提供に満足している」と答えた割合	73.2%	85.0%

協働の取組

市民・地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・住み良い地域づくりのため、自治会（区）に加入して地域活動に参加し、地域の活性化に協力しましょう。
	<ul style="list-style-type: none"> ・お互いを尊重し共生社会についての理解を深め、住み良いまちづくりに取り組みましょう。 ・市政に関心を持ち、まちづくりに積極的に関わりながら、地域の未来と共に考えましょう。
企業・団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会（区）への加入促進に理解を深め、地域が行う事業に積極的に参加し、活気のあるまちづくりに協力しましょう。 ・お互いの活動を尊重し、関係機関と連携してまちづくりに参画しましょう。

基本目標VI 人権・市民協働

施策6-4

多文化共生と 国際交流の推進



目指す姿

市民と外国人が、互いの文化的違いを認め合い、地域で協力しながら暮らしているまちになっています。



現状と課題

現状

- 国際化、グローバル化が進み、外国人観光客や在住外国人が増加しています。
- 在住外国人の増加に伴い、ごみ出しなどの地域社会におけるルールに関するトラブルが増加しています。
- 国際交流事業への参加者が固定化し、内容の偏りが生じています。
- 外国人であるという理由で住宅を借りられない場合があるなど、外国人への偏見と差別があります。
- 日本語が理解できず、日常生活に苦労している在住外国人がいます。

課題

- ▶国際感覚の豊かな人材を育成し、外国人と円滑にコミュニケーションができる力を身に付けるとともに、お互いの理解を深めていく必要があります。
- ▶在住外国人に対し、日本のマナーや地域のルールなどの周知を図る必要があります。
- ▶情報の発信や参画しやすい企画の充実を図る必要があります。
- ▶人権や異文化に対する理解を深め、違いを認め合えるような機会を増やす必要があります。
- ▶在住外国人が日本語や日本文化を学ぶ機会をつくったり、「やさしい日本語」を使った表記を増やしたりする必要があります。

施策の方向性

国際感覚豊かな人材の育成

- ・グローバル化に対応できる人材を育成するため、学校教育において外国語指導助手を活用し、発達の段階に応じた英語力（国際共通語）の習得や多文化共生意識の醸成に取り組みます。

国際交流の推進と異文化理解

- ・市民の国際感覚を醸成するため、国際交流員の活用や市民活動団体との連携により、交流の機会や異文化に触れる機会をつくります。

外国人に優しいまちづくり

- ・多文化共生のまちづくりを進めるため、日本人・外国人向けの「やさしい日本語講座」や多言語での情報発信を実施します。

成果指標

主な指標	基準値	目標値
	令和5(2023)年度	令和10(2028)年度
国際交流事業の参加者数	382 人	500 人
多文化共生社会のための事業数	10 事業	20 事業

協働の取組

市民・地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際感覚を身に付けるために、学校でどのような教育活動が行われているかを理解し、ボランティア活動や学校との連携を図りましょう。 ・学校が目指す教育の具体的な目標などを共有し、人材の提供や国際交流イベントでの交流などに協力しましょう。 ・文化の多様性を認め合い、地域の一員として互いを尊重するよう努めましょう。 ・地域のルールやマナー、習慣などについて広く周知を図りましょう。
	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人労働者が安心して生活できるよう、地域との連携に努めましょう。 ・外国人との交流を積極的に図りましょう。 ・学校の取組や地域の特性に応じ、社員による出前授業やインターンシップの提供などに努めましょう。 ・地域の特性や団体の専門性を生かし、ボランティア活動や交流イベントなどの取組をサポートしましょう。

資料編

市民ニーズの動向

1. 市民アンケート調査結果

本市では、市民の皆さんの意向を計画に反映させるため、令和5（2023）年8月に市内在住の18歳以上の男女2,000人を対象に市民アンケート調査を実施しました。

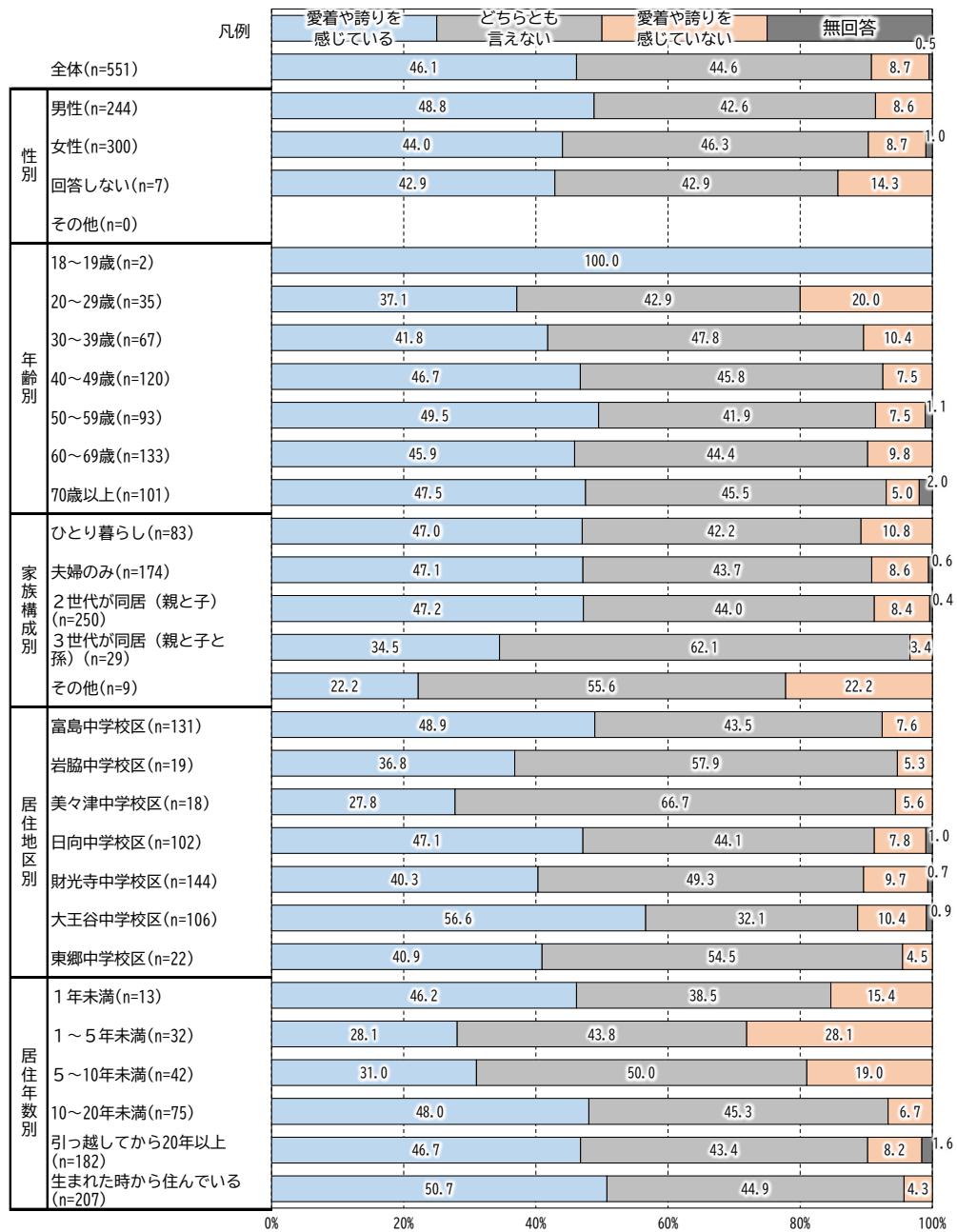
市民アンケート調査の回収率は、27.6%であり、調査の結果は次のとおりとなりました。

（1）愛着と誇り

「市に日頃から愛着と誇りを感じているか」をみると、「愛着や誇りを感じる」が46.1%、「どちらともいえない」が44.6%、「愛着や誇りを感じない」が8.7%となっています。

「愛着や誇りを感じる」を男女別にみると、男性が48.8%、女性が44.0%となっています。

年代別にみると、20～29歳が37.1%、30～39歳が41.8%、60～69歳が45.9%と平均よりも低い結果となっています。



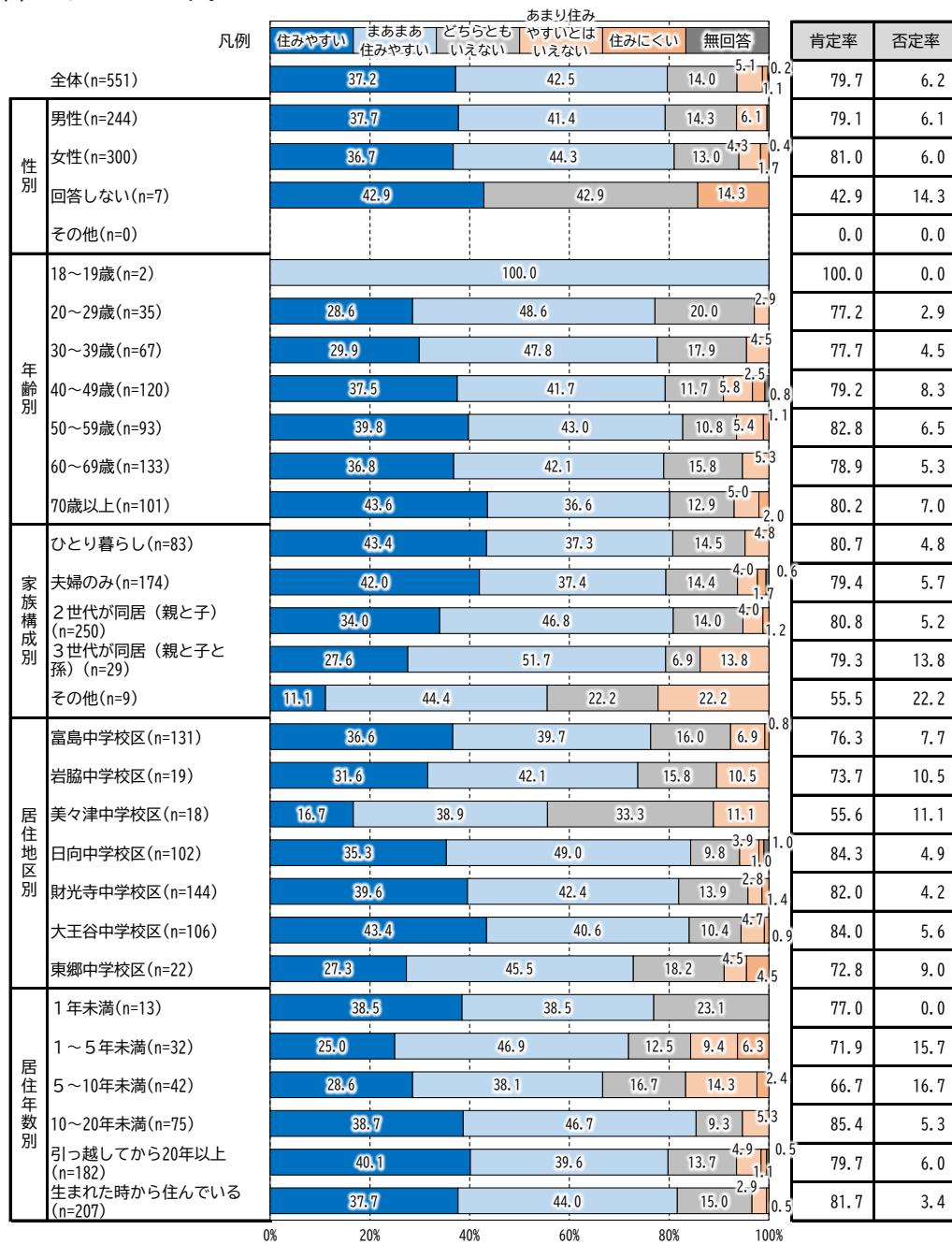
資料：令和5年市民アンケート調査

(2) 住みよさ

「市の住みやすさ」をみると、「住みやすい」が37.2%、「まあまあ住みやすい」が42.5%で、合計した肯定率は79.7%となっています。一方、「あまり住みやすいとはいえない」が5.1%、「住みにくい」が1.1%で否定率は6.2%となっています。

男女別にみると、男性の肯定率が79.1%、女性の肯定率が81.0%となっています。

年代別にみると、20~29歳の肯定率が77.2%、30~39歳の肯定率が77.7%と、平均よりも2.0%以上低い結果となっています。



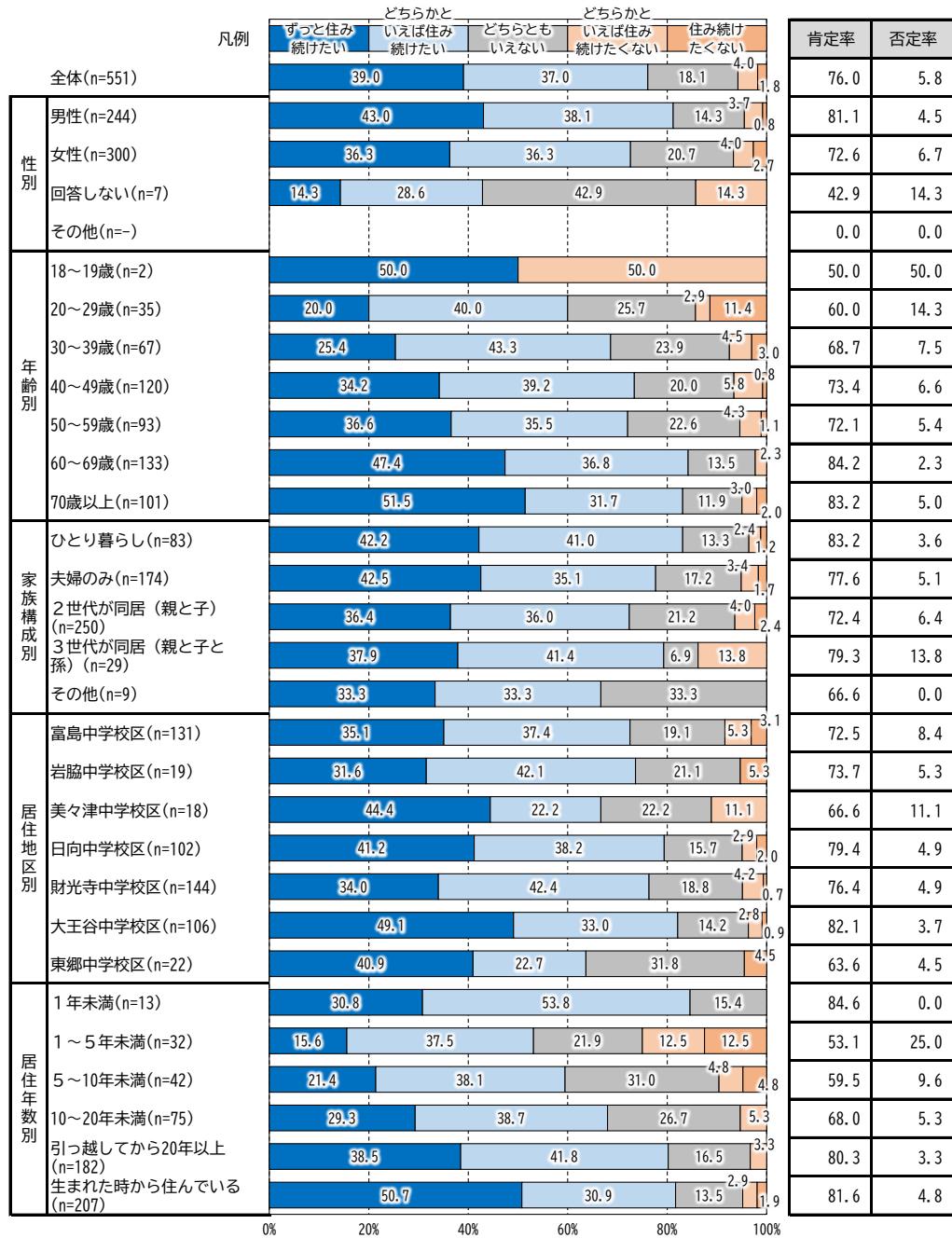
資料：令和5年市民アンケート調査

（3）定住意向

「市への定住意向」をみると、「ずっと住み続けたい」が 39.0%、「どちらかといえば住み続けたい」が 37.0%、合計した肯定率は、76.0%となっています。一方、「どちらかといえば住み続けたくない」が 4.0%、「住み続けたくない」が 1.8%で否定率は 5.8%となっています。

男女別で見ると、男性の肯定率が 81.1%、女性の肯定率が 72.6% となっています。

年代別で見ると、20～29歳の肯定率が60.0%、30～39歳が68.7%、40～49歳が73.4%、50～59歳が72.1%と平均よりも低い状況となっています。



資料：令和5年市民アンケート調査

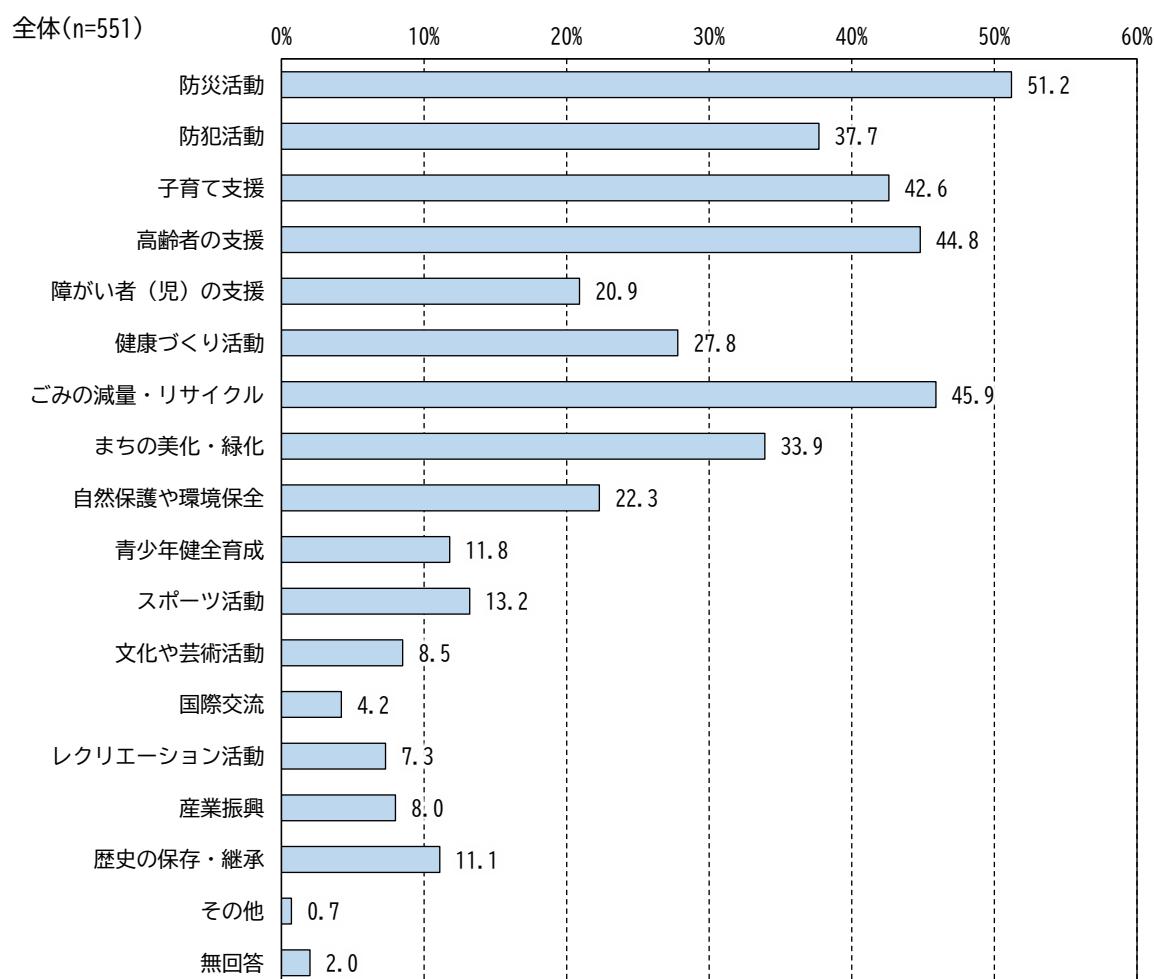
(4) 施策の満足度と重要度

年齢区別の満足度と重要度分析から、優先して積極的な対応が求められる取組をみると、いずれの年齢(「18～29歳」、「30～59歳」、「60歳以上」)においても「地域福祉の充実と生活支援」「社会保障制度の安定運営」「雇用の確保と創出」「利便性の高い道路の整備」「市民に信頼される行政サービスの提供」「効果的・効率的な行政経営の推進」「未来につなげる財政運営」が掲げられています。

その他「18～29歳」「30～59歳」において「魅力ある教育体制や環境の充実」「商工業の振興」「情報通信基盤の整備と情報化の推進」「安心して子どもを生み育てられる環境づくり」、「30～59歳」「60歳以上」においては「高齢者福祉の充実」「障がい福祉の充実」「企業誘致と次世代産業の育成」も優先して積極的な対応が求められる取組となっています。

(5) 地域づくりにおける市民の役割

本市の「地域づくりにおける市民の役割」については、「防災活動」が51.2%、「ごみの減量・リサイクル」が45.9%、「高齢者の支援」が44.8%となっています。



資料：令和5年市民アンケート調査

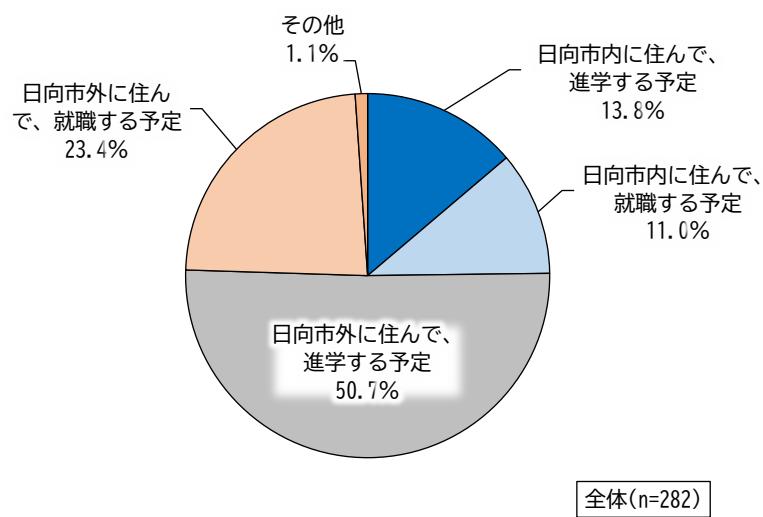
2. 高校生アンケート調査結果

本市では、次世代を担う若者の意向を計画に反映させるために、令和5（2023）年8月に日向高校、富島高校、日向工業高校の3年生を対象に高校生アンケート調査を実施しました。

高校生アンケート調査の回答率は、68.0%（282人）であり、そのうち、市内（自宅）から通学している生徒は218人（77.3%）でした。

（1）高校卒業後の進学・就職先

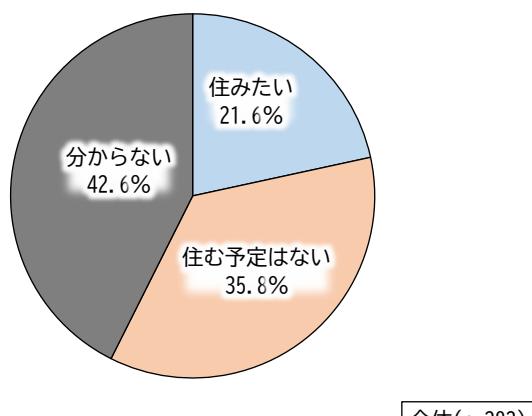
「高校卒業後の予定」をみると、「日向市外に住んで、進学する予定」が50.7%、「日向市外に住んで、就職する予定」が23.4%となっています。



資料：令和5年高校生アンケート調査

（2）将来、日向市に住みたいか

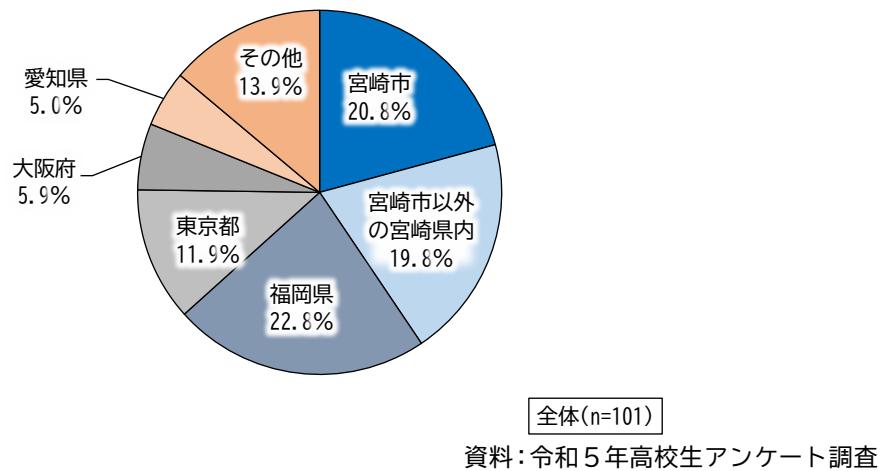
「将来、本市に住みたいか」をみると、「住みたい」が21.6%、「住む予定はない」が35.8%、「分からぬ」が42.6%となっています。



資料：令和5年高校生アンケート調査

(3) 将来、住みたい場所

「将来、住みたい場所」をみると、「福岡県」が22.8%、「宮崎市」が20.8%、「宮崎市以外の宮崎県内」が19.8%となっています。



3. 市民ワークショップの状況

本計画の策定に際し、市民の皆さんのニーズやまちづくりの重点課題を把握するため「市民まちづくりワークショップ」を開催し、様々な意見やアイデアを出し合いました。

	開催日	参加者	テーマ	開催時間	開催場所
第1回	令和5年10月14日	40名	持続可能なまちづくりとは？ SDGsを通じて体感しよう	午後1時30分 ～午後4時	日向市役所1階 市民ホール
第2回	11月18日	33名	現状、課題を考えよう		
第3回	12月9日	25名	未来の日向市の姿を想像しよう		
第4回	令和6年1月27日	33名	重点プロジェクトの整理		
第5回	3月23日	29名	自分たちにできるアクションを考えよう		

ワークショップ募集チラシ



第1回 日向市の未来を考えるまちづくりワークショップ通信

こんな日向市になつたらいいな！未来的日向市の姿

SDGsカードゲームの後は、参加者が未来的日向市の姿についてアイデアを出し合い、参加者同士でアイデアへの投票を行いました。投票で多くの共感(投票シール)を得たご意見をいくつかご紹介します。

「若者がいい意味でむろやきる」「「海」と「みつき」以外の大アピールポイントがある」「変わることなく市民がつながる」とよい。」「自然の環境自体がS、自然全体が魅力。仕事をすればよい。」「自然環境を守るために、まちの人々が自然に日々の暮らしの豊かさを行っている」

投票シールの数を表しています。「もっとお店とか、経済が活性化して、他県・他国から観光に来る人が増える」「給料とか労働環境が良く、若者が帰らぬ職場ができる」

Q 本日のプログラム(SDGsカードゲーム)の満足度とその理由をお答えください。

「グループでの討議がもっと必要でした。」「議論者にじつは勝りづらかった。」「もつと時間がいるとよかったです。」「もう少しOutputする時間があると良かつたと思います。」

「自分とは違う世代の考え方を知ることができ、今までの価値观が広がりました。」「その後のワークショップに向けたのモチベーションになりました。」「次回勉強会になります。」「次回開催が大きくなりますが、驚き並びます。」

Q 次回以降のワークショップに期待することがあればご記入ください。

「次回は、どのようにことをするかとても楽しみです！」」「より豊富な意見が交換できると良いと思います。」「より参加者の人たちの意見が反映されるようになりたいです。」「私自身も貢献したいと思える日向市を作りたいです。」「私は日向のワークショップからつながることの楽しさを大切にしたいです。」「また、このワークショップで、このままでいきたいです。」

ワークショップにご参加いただきましたみなさま、ありがとうございました！

2023年11月18日(土) 13:30~16:00

次回の
お知らせ

WS通信 Vol.1

令和5年10月4日(土)
13:30~16:00
@日向市役所

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

知識ではなく体験から学ぶ、2030SDGsワークショップを開催

第1回 SDGsについて学ぼう

講師である12030SDGs公認ファシリテーターの原口さんより、SDGsカードゲームの進め方について説明。アンケートでは、説明がわかりやすく多くの方が好評でした。

1 進め方の説明

このカードはこんな感じなんだろう？

2 カードゲーム開始！

協力で使えるカードはある？

お問い合わせします！

どうしよう？

3 結果発表

2つのグループでは、結果的に世界の状況を示すメーター(経済、環境、社会)が異なる未来ができました。共通して「経済」は発展しましたが、ゲーム開始の早いにより、「環境」と「経済」の状態に差が生じたようです。

第2回 日向市の未来を考えるまちづくりワークショップ通信



WS通信 Vol.2
令和5年11月18日(土)
13:30 ~ 16:00 開催
@日向市役所

日向市まちづくりワークショップ通信

第2回 日向市を知ろう

いろいろな視点から知ることをテーマに意見交換を実施
今回のワークショップは前回に引き続き「知る」を目的として
「今日の日向市はどんなまち？」をテーマに意見交換をしました。



意見のポイント

- 良いところ
- 食べ物がおいしい
 - 進学・就職先がない
 - 勉強できる場所がない
 - 人が優しい
 - お祭りが盛ん
 - 海がきれい
 - 景色がいい
 - 利便性が高い
 - 文化的である
- 気になるところ
- 進学・就職先がない
 - 勉強できる場所がない
 - 交通が不便
 - パチンコ屋が多い
 - 望き家が多い
 - 自然災害が多い
 - 遊び場所が少ない
 - 学生の進学先や居場所づくり…

上位の意見を
集計しました！
大好き！
ひよっこ祭り

- その他の意見
- クリーン作戦の参加者が増えるといい
 - 教育的な外部活動が少ないよう
 - する（芸術、音楽、スポーツ）
 - 自然環境は他の市町村と比べて素晴らしいもの
 - の産業化につながっていない
 - ないことが多い
 - ・プロ野球のキャンプができる施設がほしい
 - ・外国人留学生が多く多様性がある
 - 他にも特徴的な意見がありました

グラレコとは？

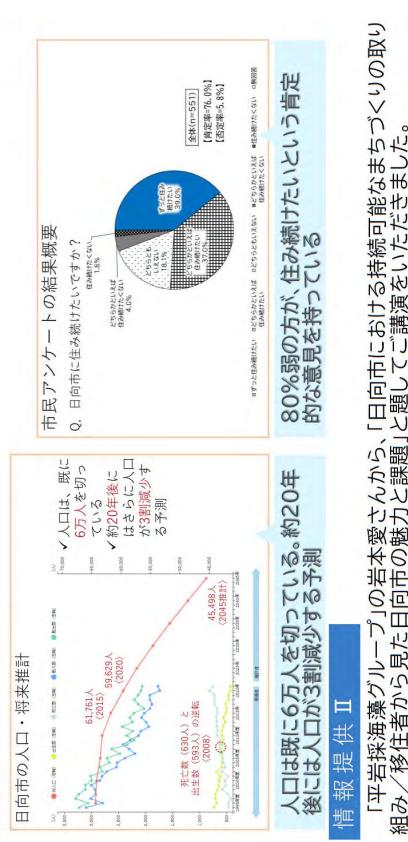
グラレコ（グラフィックレコード）とはイラストや図形で協議内容をリアルタイムで可視化する手法。みんなからの意見をイラストを用いてまとめました。お手伝いいただいたのは、
宮崎市役所に勤務
しながら、みんなの
「分かった！」を
支援する小川さん



- 日向市の課題
- 美味しい地元食材を知らない
 - ゴミの分別がまだできていない。
 - 環境への取り組みを再考してほしい
 - サーファウンなどのサーフィン人口は少ない
 - どんな市民活動が行われているかを知っている人が少ない
 - 交通の不便さと免許返納後の生活への不安
 - 産業・工業振興を図り、高校卒業後の就職先の確保
 - 子どもや学生の過ごしやすさの向上

情報提供 I

日向市の人口や産業、まちづくりの現状、市民アンケート調査の結果などについて説明をしました。



「平岩採海藻グループ」の岩本愛さんから、「日向市における持続可能なまちづくりの取り組み／移住者から見た日向市の魅力と課題」と題してご講演をいただきました。

情報提供 II



参加者アンケート

第2回ワークショップに対するご意見をいただきました。

Q 本日のプログラム（話題提供、ワーク）の満足度との理由をお教えてください。



Q 次回以降のワークショップに期待することがあればご記入ください。

- ・ 今回でた問題点を行動としてできるようになげられるようなワークショップにしたい。
- ・ 一人一人が行動できる、具体的な話と、街全体で取り組める大きな話ができるといい。
- ・ 過去の1回目や、2回目の意見のまとめがどうまとめられたかみたい
- ・ 少し前もつて観点や視点などを示されるとありがたい。「日向市の未来」でよいのかももっと細やかな点で想像・行動に繋げるのがよくならない。



第3回 2023年12月9日(土)

これから日の日向市を想像（創造）しよう



第3回は5年後、10年後の日向市を想像し、ことや将来像を考えます。
【想定している意見交換内容】
①「暮らしの中で大切にしたいこと」
②将来像やそのキーワード

情報提供Ⅰ

第1回、第2回のワークショップでのまとめについて説明がありました。詳しくは当日报じたA3資料をご確認ください。



情報提供Ⅱ

(第1回ぶり返り)SDGsカードゲームの考え方について

将来像を考える際に大切な視点について、原口さんから情報提供がありました。



SDGsのおさらい。SDGsは、世界の将来の目標。今回答えるのは日向市の将来。SDGsの考え方を教えてもらいました



望ましい未来の姿を考えると、自分たちの現在から差違できない姿が見えてくる！

参加者アンケート

第3回ワークショップに対するご意見をいただきました。

Q 本日のプログラム(話題提供、ワーク)の満足度とその理由をお教えてください。

前回のぶり返りがあったので繋がりが持てた。

グループ活動の時間がたくさんあつたので班の人の意見を深く考えて理解することができた。



スムーズにグループワークを進めることができた上、ターンをされた方の話や、高校生、長く住まれている方など様々な視点での話が聞いておもしろかった。

Q 次回以降のワークショップに期待することがあればご記入ください。

- SDGsの人と直接意見交換する機会があると嬉しい。
- 具体的な意見交換ができるればと思います。
- 1~3回目のぶり返りを再度お願いします！
- 今回のワークショップのように話す場が多いと嬉しいです。
- 考え、希望するだけではなく、実際に何ができるのか、どんな意見を聞けるのか楽しみにしています。



SDGsとは？

国連加盟193か国が15年間で達成する行動計画（2030アジェンダ）に向けた目標です。そのためには、そのためには、最も低い要素に依存する。ということは、その改善は大事ということ！



そして、これから日の日向市を想像（創造）しよう！



第4回 2024年1月27日(土)
未来のまちづくりに大事なこと
時間 13:30~16:00

次回のお知らせ

Step 3 行動につなげる
Step 2 想像する
Step 1 知る
第4、5回

第4回は未来のまちづくりに必要なことを考えます。
【想定している意見交換内容】
①「これから日の日向市で取組むこと」
②「取組みの中でも優先すること」

日向市づくりの未来を考える まちちークシヨツプ通信

WS通信 Vol.4
令和6年1月27日(土)
13:30~16:00 開催
@日向市役所

ワーフクショッピングの進め方

全5回のプログラムで市の未来を考えていきます。今回は第4回を実施しました。

Step 1 知る

Step 2 想像する

Step 3 行動する

Step 4 つなげる

Step 5 つなげました

第1、2回

第3回

第4、5回

第4回 重点プロジェクトについて考え方



参加者は希望するテーマに分かれ、
市内向市の将来像を表現するために必要な重点プロジェクトについて考えました。

第1回	10月14日(土)	SDGsについて学ぼう	本日
第2回	11月18日(土)	今日の向市は、どんなまち?	済
第3回	12月9日(土)	これから日向市を想像(創造)しよう	済
第4回	1月27日(土)	未来のまちづくりに大事なこと	済
第5回	3月23日(土)	未来に向けて私たちができるること	済

第4回 重点プロジェクトについて考えよう

参加者は希望するテーマに分かれ、
日向市の将来像を実現するために必要な重点プロジェクトについて考えました。

「まちづくりワークショップ」第4回

2024.11.21(土)
13:30~16:00

テーマごとに参考した9つの重点プロジェクト

テーマごとに参考した9つの重点プロジェクト		検討テーマは主なテーマ × 関連テーマで表記	
「日向市未来を考える」	「まちづくりワークショップ」第4回	「日向市産業革命」	経済発展と自然保護・活用
「将来像を実現するためのプロジェクト」	「将来像を実現するためのプロジェクト」	「社会基盤 × 生活環境」	生活環境 × 地域づくり
「社会基盤 × 生活環境」	「社会基盤 × 生活環境」	「社会基盤 × 生活環境」	社会基盤 × 地域づくり
「教育・子育て × 産業・地域づくり」	「教育・子育て × 産業・地域づくり」	「教育・子育て × 産業・地域づくり」	教育・子育て × 生活環境
「本物体験プロジェクト」	「本物体験プロジェクト」	「本物体験プロジェクト」	本物体験 × 生活環境
「ピターンでごまびうびプロジェクト」	「ピターンでごまびうびプロジェクト」	「ピターンでごまびうびプロジェクト」	ピターン × 生活環境
「バーカPFI※の導入」	「バーカPFI※の導入」	「日向市の産業革命!!」	日向市の産業革命!!
「社会基盤 × 教育・子育て、生活環境」	「社会基盤 × 教育・子育て、生活環境」	「社会基盤 × 生産」	生産 × 地域づくり
「概要」	「概要」	「概要」	「概要」

※ハーケPFI（公募設置管理制度）とは、公共の公團に民間店舗等を整備する官民連携の方法。

参加者アンケート

第3回で行ったワークショップの結果について、資料を使いながら振り返りました。



意見交換
重点プロジェクトで話し合った将来像の中から、意見交換を実施しました。下記はテーマごとに提出した意見をまとめたものです。

ワークやそれを用いたフレーズについて追加の意見を募集しました。

意見交換

カフェのようない�ラックスした雰囲気の中で自由に対話する手法です。参加者が相手の意見を理解できるように、各参加者をマッチングさせて、意見交換を実施しました。下記はテーマごとに提出した意見をまとめたものです。

産業

アクティビティ・冬の晴天を生かした日本有数のワークーション拠点

中小企業が協力→学生発のビジネスコンテスト→起業へ

プロスポーツキャンプの誘致

冬の収入へ、日向にある高校の学科に関係する業種の企業や仕事場があるとよい施設内の飲食店で日向の特産品を販売した料理の提供+大きくアピール

日向にIT企業があるとDI・TARNもあるので、若者向けファンション施設

産業

地域づくり
駅前であるペントを活用して、地域住民や学生のスペースづくりをしたい、地域に伝わる芸能を学校の生徒に伝える機会を作る

学校での体験授業(ちょっとことなど)お面作りは富島小でやった

観光客などちょっとごを通じた交流機会市内の施設で飲み会(公民館でできなくなって悪い)

プロジェクトを立ち上げて、地域活性化に取り組みたい

プロジェクトを立ち上げて、地域活性化に取り組みたい

プロジェクトを立ち上げて、地域活性化に取り組みたい

プロジェクトを立ち上げて、地域活性化に取り組みたい

プロジェクトを立ち上げて、地域活性化に取り組みたい

第4回ワークショップに対するご意見をいただきました。

Q 本日のプログラム(話題提供、ワーク)の満足度とその理由をお教えてください。

いろいろな人の日向市への思いや考え方を聞けた。

いろいろな年代・性別の方の考え方や意見を聞くことができて、とてもいい刺激になった。



いろいろな年齢層の方と意見交換ができる自分で自分のことを知ることができて、たくさん学べた。

Q 次回以降のワークショップに期待することがあればご記入ください。

- ・世代別に話し合える場が欲しい。
- ・今回のワークショップの結果が、どのように総合計画に反映されるかを知りたいです。
- ・今回民協働をしたという結果だけにとどめなくてほしいと希望します。
- ・今回みんなで考えたプロジェクトが実現できると嬉しいです。
- ・今回提示したプロジェクトは、より深く考えると課題点や新しい意見が出てくると思う。
- ・次回はそのような意見が多く生まれると期待しています!!

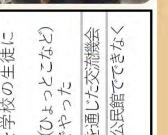


第5回 2024年3月23日(土)

未来に向けた私たちができること

時間 13:30 ~ 16:00

次回のお知らせ



第5回は未来に向けて私たちができることを考えます。
【意見交換内容(予定)】
取り組みアイデアから各主体(市民、行政など)の
事業者、学校、自治会、役割などを考えよう。



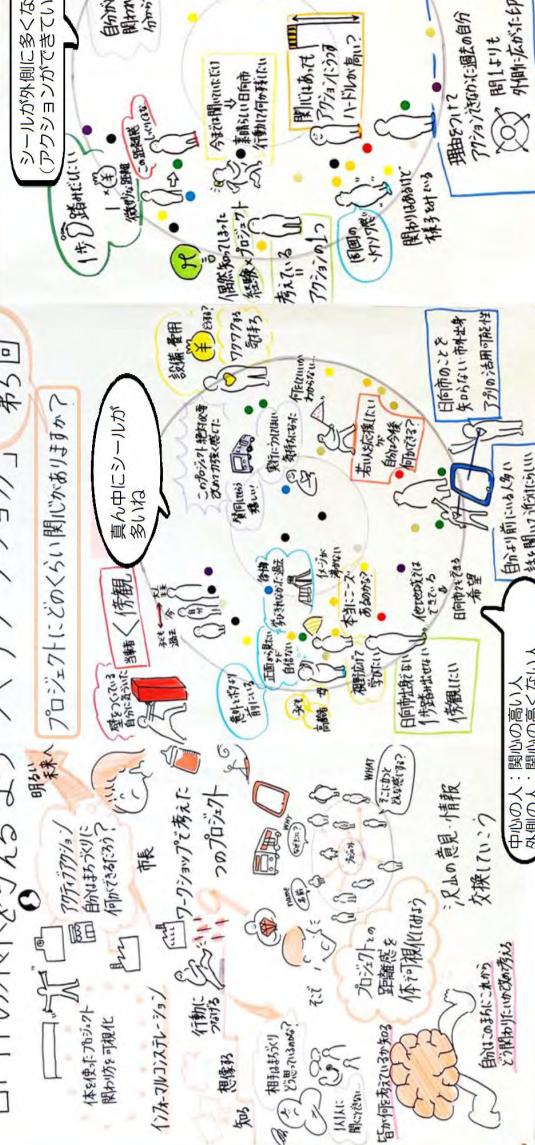
第5回 日向市の未来を考えるまちづくりワークショップ通信

日向市の未来を考える まちづくりワークショップ通信

WS通信 Vol.5
令和6年3月23日(土)
13:30～16:00 開催
④ 日向市役所

第5回 行動につなげていこう

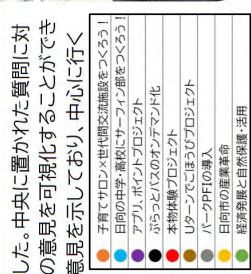
日向市の未来を考える「まちづくりワークショップ」 第5回



現状を知ろう - プロジェクトの関わりを位置取りで知るワーク

インフォーマル
コンステレーションとは?
意見に良し悪しはあるのませんか?
気解説に意見を表してOK!

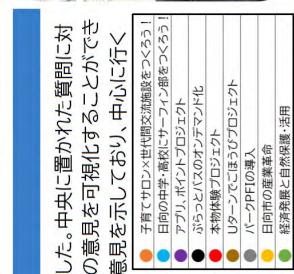
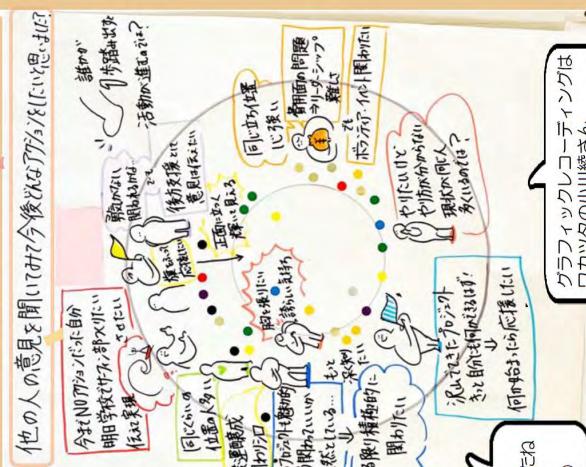
株式会社YOUI
代表取締役社長
原 口 哲 さん



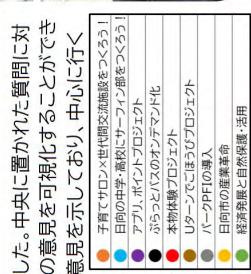
丸シール：参加者が関心のあるプロジェクトを示しています。(右図参照)
シールの位置：質問に対して、中心に行けばほど肯定的な考え方です。
※各プロジェクトを進めるための「第1歩」は裏面に記載しています。

最後に、お疲れさま!

ワークショップの進め方
最後となる第5回目のワークは、前回考えたプロジェクトの最初の一歩について考えました
Step 1 知る
Step 2 想像する
Step 3 行動につなげる
Step 4, 5回 第1, 2回 第3回 第4, 5回 本日 最終回



第1回 10月14日(土) SDGsについて学ぼう 準
第2回 11月18日(土) 今 日向市は、どちらまち? 準
第3回 12月9日(土) ごわらの日向市を想像(創造)しよう 準
第4回 1月27日(土) 未来のまちづくりに大事なこと 準
第5回 3月23日(土) 未来に向けて私たちができるること 準



丸シール：肯定的・(質問に対して)そう思う! という意見であることを表しています。教えてくれたのは、株式会社YOUIの原口さんです。
子育てサロン×地域交流会を開設をつづろう!
○ 日向の未来、懸念にサーキュラービル
● アブリ、ボーネスプロジェクト
■ ぶらぶらバスプロジェクト
■ 木体建築プロジェクト
■ リバーンでこまほバーナーフェスティバル
■ バーナーフェスティバル
■ 日向の商店街基金
■ 経済発展と自然保護・活用

参加者アンケート

第5回ワークショップに対するご意見をいただきました。

- Q 本日のプログラム（話題提供、ワーク）の満足度とその理由をお教えてください。
- 5回参加してきた、様々な人と意見交換ができる、自分の生んでいる日向市について考えることができ、参加して良かった
- 最初はインフォーマルコンステーションの意図がわからず、ちょっと戸惑ったしかし、進行していくなかで、立ち位置が可視化されしていくのが面白く、それだけの意見も聞くことができたのがよかったです。
- Q 本日まで全5回のワークショップを開催しました。今後、本ワークショップでの意見等を踏まえ、新たな総合計画の策定を行つてください。総合計画や今後の市政運営に関する期待やご意見等を記入ください。
- ・今回のようにたくさん市民の意見を取り入れてほしい
 - ・今回出たプロジェクトを学校などに提供していただき、学校の友達と解決したいと思った
 - ・様々な世代の方々が自主的に日向市のために参加して、これから日の向市の発展に期待できるなど感じた
 - ・今回から協力できることは協力したいと思っている人が多いことが分かった
 - ・今後どのように今回のWSの結果が反映されているのか、市政により等で知らせてほしい

私たちができる第1歩を考えよう！みんなで意見を出すワーク

1 Uターンで「まちづくりプロジェクト

2 本体験プロジェクト

若者が楽しく活動する（ボランティア）市内10年働く方に500万補助

- 「こんな一派の人もいるよ」と活動媒體本に紹介する
学校にどんなニーズがあるか聞きに行く
- 日向市に活動する人、将来を担っていく人、将来を担う人を探す
- 日向市の体験活動を考え実行する委員会をつくるらしく、高校生が意識を改められる
- 子ども食堂の活性化（日向市金体で子育てしていく）
- 日向市でお金をいつ渡すかを考える同じ気持ちの仲間を作る
- 3 ぶらっとバスの新い公共交通機関を実現させたいとバスに乗車する目的までの時間を計る
- 4 アプリ・ポイントプロジェクト
- 日向市にいる人、自分たちが何をするかを記入する
- 5 子育てサロン×世代間交流施設をつくろう
- 子育てを高齢者から教わる多世代の居場所
- 起業家に向けた世代間交流を実現する場がほしいと発信する
- 一度外に出てみる、声をあげてみる、知る、PR
- 6 サーフィン部をつくろう！
- サーフィン教室（子どもたち）を広く開催できる（現在よりもっと対象者数を増やしていく）

- 1 人の知識を1つに全般的な知識を1つに起因して起こす
- アプリが完成するまでのゴールや逆算思考を持つ目的意識の向上W1H
- 7 ワークPFIの導入
- 民間店舗を公園に説教した振りついで知識を蓄える組織に属する同じ考え方を持った仲間を見つける
- 8 日向市の産業革命！
- まちの現状を知り、課題意識を持ったままの現状を知り、課題意識をもつ
- 企業のボスターを校内に貼り、興味あるものを深く見かける（現在よりもっと投票率をあげて、選挙の投票率をあげて、もつと政局に关心を持つ）
- 9 経済発展と自然保護・活用
- 木造活用で林業活性化と自然保護意識の向上
- 木造建築についてもっと勉強する、ワークショップで話したことを園に語る
- 木材加工の技術を身につける建築業や林業の現状を知る
- PRする、対策案を知る

- まちの現状を知り、課題意識を持ったままの現状を知り、課題意識をもつ
- 企業のボランティアPRする、対策案を知る
- 内側で積極的に開拓的に開拓的に行なう、外側からできる支援をしたい

第3次総合計画を策定するため実施していきます。その結果とプロセクトをします。

令和6年度
策定委員会
審議会
全5回程度

届ける

これから総合計画の策定

今年のワークショップの結果を総合計画策定に活かしていきます。

今後についてお知らせ

完了！

Step 1 知る

Step 2 想像する

Step 3 行動につなげる

第4、5回

第1、2回

日向市総合計画策定条例

平成27年3月20日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市政の最高理念であり、都市像及び基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 市政の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、本市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の最上位計画として総合計画を策定するものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想及び基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、日向市総合計画審議会条例(昭和54年日向市条例第1号)第1条に規定する日向市総合計画審議会に諮問するものとする。

(総合計画との整合)

第5条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

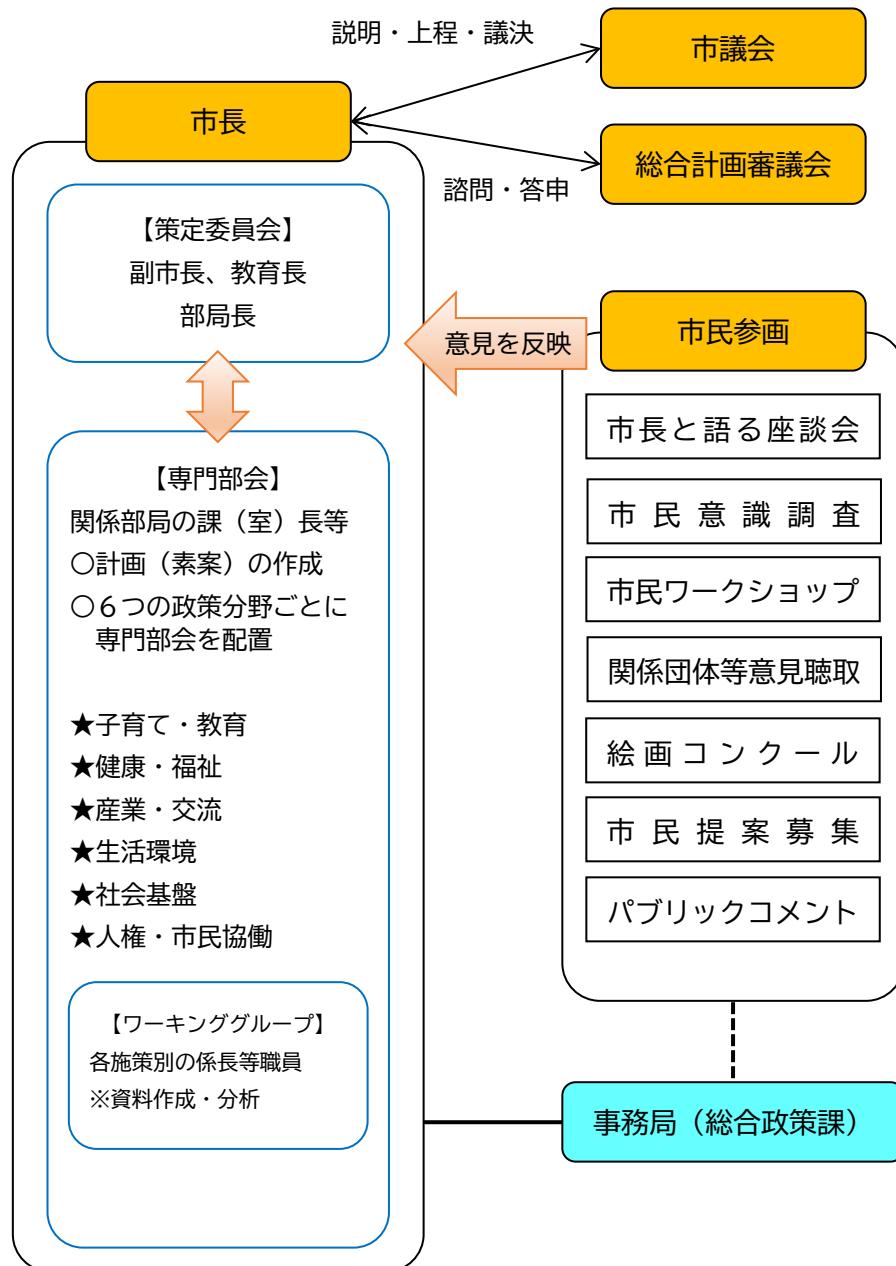
(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

策定体制



第3次日向市総合計画の策定経過

令和5年	10月14日	第1回 まちづくりワークショップ
	11月14日	第1回 日向市総合計画策定委員会
	11月16日	第1回 専門部会・ワーキング・グループ合同会議
	11月18日	第2回 まちづくりワークショップ
	12月 9日	第3回 まちづくりワークショップ
令和6年	1月 27日	第4回 まちづくりワークショップ
	3月 6日	第2回 ワーキング・グループ会議
	3月14日	第2回 専門部会
	3月22日	第3回 ワーキング・グループ会議
	3月23日	第5回 まちづくりワークショップ
	3月22日	第3回 専門部会
	5月 8日	第2回 日向市総合計画策定委員会
	5月20日	第1回 日向市総合計画審議会（諮問）
	5月29日	第4回 専門部会
	6月 6日	第3回 日向市総合計画策定委員会
	7月 3日	第4回 ワーキング・グループ会議
	7月 9日	第5回 専門部会
	7月12日	第4回 日向市総合計画策定委員会
	7月23日	第2回 日向市総合計画審議会
	8月 9日	第6回 専門部会
	8月16日	第5回 日向市総合計画策定委員会
	8月19日	第6回 日向市総合計画策定委員会
	8月23日	第3回 日向市総合計画審議会
	8月26日	第5回 ワーキング・グループ会議
	9月17日～18日	第6回 ワーキング・グループ会議
	10月 3日～4日	第7回 専門部会
	10月 8日	市議会全員協議会（中間報告）
	10月11日	第7回 日向市総合計画策定委員会
	10月17日	第4回 日向市総合計画審議会
	10月28日	第8回 専門部会
	11月 5日	第8回 日向市総合計画策定委員会
	11月27日	第9回 専門部会
	12月 2日	第9回 日向市総合計画策定委員会
	12月20日	第5回 日向市総合計画審議会
	12月20日	パブリックコメント（～1月8日）
令和7年	1月14日	第10回 日向市総合計画策定委員会
	1月15日	日向市総合計画審議会からの答申
	1月30日～31日	市議会臨時会（審議）

日向市総合計画審議会条例

昭和54年3月24日

条例第1号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、本市の総合計画について審議するため、日向市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内をもつて組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他必要と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員は、当該事案の審議が終了したときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第5条 会長は、感染症のまん延、災害の発生等やむを得ない理由により審議会を開催することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンライン」という。)を活用して審議会を開催することができる。

- 2 前項の場合において、オンラインにより審議会に出席することを希望する委員は、あらかじめ会長の許可を得なければならない。
- 3 前項の許可を得て審議会に出席した委員は、前条第3項の委員及び第4項の出席委員とする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

日向市総合計画審議会諮問

発日総政第111号
令和6年5月20日

日向市総合計画審議会
会長 三輪 純司 様

日向市長 西村 賢

「第3次日向市総合計画」の策定について（諮問）

のことについて、日向市総合計画審議会条例第1条に基づき、第3次日向市総合計画の策定について諮問します。

【諮問理由】

本市は、平成29年3月に「第2次日向市総合計画」を策定し、基本構想では本市が目指すまちづくりの将来像として、「海・山・人がつながり 笑顔で暮らせる元気なまち」を定め、「リラックスタウン日向」をまちのキャッチフレーズに、前期基本計画及び後期基本計画を策定し、重点戦略を中心とした様々な施策の展開を図ってきました。

この総合計画が、令和6年度に終了することから、これまでの成果や課題を検証し、市民ニーズや社会経済情勢の変化を踏まえ、引き続き将来像の実現に向けて持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

のことから、令和7年度からの本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針を示す基本構想及び前期基本計画の策定について諮問し、調査・審議していただくものです。

日向市総合計画審議会答申

令和7年1月15日

日向市長 西村 賢 様

日向市総合計画審議会
会長 三輪純司

「第3次日向市総合計画」の答申について

令和6年5月20日付、発日総政第111号で諮問のあった「第3次日向市総合計画」について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、計画の策定及び推進にあたっては、本答申の趣旨を十分に尊重され、「人と自然が響き合い、にぎわいあふれる共創のまち日向」の実現に向けて、重点戦略を中心とした施策に積極的に取り組むとともに、まちづくりの基本理念である「人権尊重」「市民協働・共創」「地域力の活用」による地域づくりを進め、急速に進展する人口減少社会に対応できる「未来に希望をつなぐまちづくり」を戦略的に進められるよう、下記の意見を付して要望します。

記

- 1 総合計画を「市民共有」の指針として、様々な機会を通じて計画の趣旨と内容の周知徹底を図るとともに、市民、NPO、企業、行政などのあらゆる主体間による協働・共創によるまちづくりを推進すること。また、急速に進展する人口減少・超高齢社会を見据えて、より一層の地域力の向上に向けた取り組みを推進すること。
- 2 限られた経営資源（ヒト、モノ、カネ、情報）を有効に活用し、本市の抱えるまちづくりの重点課題を効果的、効率的に解決するためにも、重点戦略に掲げる施策について優先的に取り組み、「選択と集中」による施策の展開を図ること。
- 3 重点戦略の中でも、こどもが故郷に誇りを持てるまちの実現に向けて、「子育て世代に選ばれるまちづくり」「未来に希望をつなげる人づくり」を最優先課題として積極的な施策展開を図り、次代を担う心豊かなこどもを守り育む意識の醸成に努めること。
- 4 総合計画を着実に推進していくために、計画の進行管理を適切かつ継続的に実施し、その公表に努めること。また、新たな地域課題が発生した場合に、速やかに対応できるよう柔軟な執行体制の構築に努めること。

日向市総合計画審議会委員名簿

令和6年12月20日時点

No.	団体名	役職	審議員名	備考
1	日向商工会議所	会頭	三輪 純司	会長
2	東郷町商工会	会長	寺原 孝幸	
3	宮崎県農業協同組合日向地区本部	副本部長	中田 和明	
4	一般社団法人日向市観光協会	会長	黒木 繁人	
5	国立大学法人宮崎大学地域資源創成学部	教授	桑野 齊	副会長
6	日向公共職業安定所	所長	児玉 雅彦	
7	株式会社宮崎銀行日向支店	支店長	横山 道徳	
8	連合宮崎日向地域協議会	議長	池田 博	
9	株式会社夕刊デイリー新聞社日向支社	支社長	黒田 智寛	
10	日向市区長公民館長連合会	会長	黒木 未人	
11	一般社団法人日向市東臼杵郡医師会	会長	今給黎 承	
12	社会福祉法人日向市社会福祉協議会	会長	黒木 正一	
13	NPO法人日向市障害者団体連絡協議会	理事長	佐藤 正由	
14	日向市P T A協議会	副会長	横山 友梨子	
15	日向・地域子育て支援センター	事務長	山元 昌子	
16	日向市DX共創アドバイザー		富山 健太郎	
17	株式会社シンク・オブ・アザーズ	代表取締役	難波 裕扶子	
18	市民公募		青木 雄正	
19	市民公募		浅見 幸好	
20	市民公募		徳満 久友	

<事務局>

総合政策部	部長	濱田 卓己
総合政策課	課長	麻田 悅子
	課長補佐兼政策推進係長	黒本 康敬
	政策推進係 主任主事	野村 琢磨
	政策推進係 主任主事	瀧山 和樹
	政策推進係 主事	高村 順

日向市総合計画策定委員会設置規程

平成12年6月20日

訓令(甲)第8号

(名称及び目的)

第1条 日向市総合計画(以下「総合計画」という。)に関する基本的事項を審議し、計画原案を策定するため、日向市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、副市長、教育長、理事、総合政策部長、総務部長、市民環境部長、福祉部長、健康長寿部長、商工観光部長、農林水産部長、建設部長、東郷総合支所長、消防長、議会事務局長、上下水道局長及び教育部長をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長とし、副委員長は、総合政策部長とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会の招集等)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。

(専門部会)

第5条 委員会の審議を円滑にするため、専門部会を設置する。

- 2 専門部会は、政策の分野毎に設置し、各部会は、部会長、副部会長及び部員によって構成する。
- 3 専門部会の構成及び構成員は、委員長が指定する。
- 4 専門部会は、部会長が招集する。
- 5 専門部会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合計画策定に関する資料の収集及び分析
 - (2) 総合計画の具体的な計画原案の作成
 - (3) 総合計画の進行管理
- (ワーキング・グループ)

第6条 専門部会にワーキング・グループを置く。

- 2 ワーキング・グループのメンバーは、専門部会長が選任する。
- 3 ワーキング・グループにリーダーを置き、メンバーの互選により選任する。
- 4 ワーキング・グループは、専門部会の資料収集、分析及び計画素案の作成を行う。

(専門部会長会等)

第7条 委員長は、必要に応じて、専門部会長会又はワーキング・グループリーダー会を開催するものとする。

(任期)

第8条 委員及びワーキング・グループの任期は、総合計画が策定されるまでとする。

(庶務)

第9条 委員会及び専門部会の庶務は、総合政策課において処理する。

(報告)

第10条 委員会は、結果を市長に報告するものとする。

(雑則)

第11条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

日向市総合計画策定委員会委員名簿

令和7年1月10日時点

委員会役職	役職	氏名
委員長	副市長	黒木 升男
委員	教育長	今村 卓也
副委員長	総合政策部長兼東郷総合支所長	濱田 卓己
委員	総務部長	長友 正博
委員	市民環境部長	歌津 京子
委員	福祉部長	東原 留美子
委員	健康長寿部長	若藤 公生
委員	商工観光部長	長山 尚広
委員	農林水産部長	福永 鉄治
委員	建設部長	土谷 和利
委員	教育部長	堀田 浩一
委員	上下水道局長	大坪 真司
委員	消防長	長曾我部 慎二
委員	議会事務局長	野別 秀二

日向市歌

作詞／中村 地平・黒木 淳吉
作曲／植村 亨

1. 耳川の流れは清く 御舟出の心は今に
黒潮のうずまくところ 南国の朝は明けゆく
あゝのびゆかん我らの街 ふるさと日向市
2. 伊勢ヶ浜はまゆう香り 高森山に緑したたる
入郷の山幸集め 新しきいらかはつづく
あゝのびゆかん我らの街 ふるさと日向市
3. 細島に海を拓きて 工業の未来を築く
海道を世界につなぎ 豊かななる文化花さく
あゝのびゆかん我らの街 ふるさと日向市

昭和 36 年 4 月 1 日 制定

市 章



「日向」の 2 文字を図案化したもので、昭和 26 年 4 月 1 日に市政施行を記念して一般から公募。

日向市発展の願いを込めて、市章として制定されました。

市民憲章

わたしたちの日向市は、緑と黒潮につつまれ清流と天然の良港にめぐまれた美しいまちです。わたしたちは、日向市の市民であることに誇りと責任を持ち、未来を拓く活力あふれる明るく豊かなまちにするため、ここに、この憲章を定めます。

- | | |
|-----------|----------------------|
| 一. 郷土を愛し | 人にやさしい住みよいまちをつくりましょう |
| 一. 自然を愛し | きれいなまちをつくりましょう |
| 一. 教養を高め | 文化のまちをつくりましょう |
| 一. きまりを守り | 明るいまちをつくりましょう |
| 一. 元気に働き | 豊かなまちをつくりましょう |



市の花
ひまわり



市の木
山桜



市の木
もくせい



市の花木
つつじ

第3次日向市総合計画 令和7(2025)年1月

編 集：日向市総合政策部総合政策課

〒 883-8555 日向市本町10番5号

TEL (0982) 52-2111
